

中間見直し版

# 霧島市環境基本計画

人と環境が共生するまち 霧島

～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～



霧島市

平成25年3月

## 市 章



霧島連山と「K」がモチーフ。

上から「花は霧島」の花と夢と元気と霧島連山。

みどりで山々と豊かな平野部。

紺で水清き天降川。

下の紺で波静かな錦江湾。

全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し  
世界へ躍進する霧島市を表現しています。

## はじめに



霧島市は、風光明媚な霧島連山、錦江湾に注ぐ天降川、山麓から平野部に点在する温泉群など、多様で豊かな自然に恵まれています。

また、霧島山は世界自然遺産候補地の詳細検討対象地域にも選ばれるなど、我が国における自然環境の観点からも価値の高い地域とされています。

このすばらしい環境を次世代へ誇れるまちとして引き継ぐため、平成 20 年 3 月に、環境に関する目指すべき目標や施策の方向性などをまとめた「霧島市環境基本計画」を策定し、本市の目指すべき環境像の実現に向けて、環境に関する各種施策や、市民・市民団体・事業者等による様々な取組を実施してまいりました。

この間、国、県においても地球温暖化対策や循環型社会の形成に加え、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの利活用などの新たな課題に向けた枠組みの整備が行われるなど、環境を取り巻く状況は変化しております。

こうした背景を踏まえ、計画策定後の中間年度にあたる平成 24 年度に、当該年度までの施策の進行状況や目標に対する達成度、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、計画内容の一部見直しを行いました。

今後も、本市の目指す環境像の実現に向け、施策の進行状況や目標の達成度について適宜検証し、実効性のある環境基本計画となるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご審議、ご検討いただきました霧島市環境対策審議会委員並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

霧島市長 前田 終止

# ◆ 目 次 ◆

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象範囲	5
コラム [みんなの声 (霧島市の将来の環境)]	6
第2章 霧島市の目指す環境像	7
1. 霧島市の目指す環境像	8
2. 計画の体系	9
コラム [環境に関する作品展優秀作品]	10
第3章 施策の展開	11
1. 自然環境	12
1-1. 山・川・海 (自然環境の保全)	12
1-2. 自然とのふれあい (自然環境の活用)	14
コラム [霧島ジオパーク]	15
1-3. 様々な生物 (生物多様性の保全)	16
1-4. 身近な緑 (公園等の緑化)	18
1-5. 未来のために (地球温暖化対策)	20
1-6. 環境を考える (環境教育・環境学習)	22
コラム [こどもエコクラブ]	23
2. 生活環境	24
2-1. 快適な生活 (公害等の防止対策の推進)	24
2-2. きれいな空気 (大気環境の保全)	26
コラム [エコドライブ10のすすめ]	26
2-3. きれいな水 (生活排水対策)	28
2-4. 快適な音環境 (騒音・振動防止対策の推進)	30
2-5. 美しいまち並み (まちの景観や文化財の保全)	32
2-6. きれいなまち (環境美化活動の促進)	34
コラム [心癒す景観 私たちの手で]	35
3. 循環型社会	36
3-1. ごみ問題 (循環型社会の形成)	36





資料－４	市の宣言	92
資料－５	市民アンケート結果	93
資料－６	関係法令	95
資料－７	霧島市環境基本条例	107
資料－８	霧島市生活環境美化条例	122
資料－９	霧島市天降川等河川環境保全条例	134
資料－１０	用語の説明	146



# 第 1 章

## 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の対象範囲

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

# 1. 計画策定の背景と目的

---

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾に注ぐ天降川、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきました。

また、本市は、鹿児島空港をはじめ、高速道路や鉄道などの交通網が整備され、鹿児島県の交通の要衝として、社会環境整備の上でも、さらなる発展が期待されています。さらに、本市は県内有数の観光地でもあり、日本全国、世界各国から多くの人々が訪れています。霧島連山、温泉地、錦江湾など、先人が守り育ててきた自然や、観光客を温かく迎える地元の人々の思いがあつてこそ、これからも観光産業が発展していくものといえます。

環境基本計画は、対象とする地域の環境保全に関して、総合的、計画的かつ長期的な視野を持って策定するものです。国の「第四次環境基本計画」（平成24年3月閣議決定）では、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される「持続可能な社会」の構築を目指す内容となっています。

「霧島市環境基本計画」は、本市の「良好な環境」を「将来の世代に引き継いでいく」ため、市民・事業者・行政が、どのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめたものであり、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示すものです。

本計画は、平成18年9月に制定された「霧島市環境基本条例」に基づき、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間として、平成20年3月に策定しました。また、計画策定から5年後に当たる平成24年度を中間年度として位置付け、当該年度までの取組に係る進行状況と、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、計画内容の見直しを行うこととしています。

計画策定以降、市民の環境保全意識は年々向上する傾向にあり、環境保全に係る施策に一定の成果が見られる中、社会情勢の変化や国・県等の制度的な変化を受け、本市を取り巻く環境も策定当時とは変化してきています。

国においては、「第四次環境基本計画」の閣議決定（平成24年3月）や生物多様性基本法の制定（平成20年6月）などが行われたほか、平成23年に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故を契機として、省エネルギーの一層の推進や、再生可能エネルギーのさらなる普及促進等を含むエネルギ



一政策の見直しが求められている状況にあります。

また、本市においても、霧島錦江湾国立公園の誕生や河川景観保全アダプト制度をはじめとする新たな取組の開始、「第一次霧島市総合計画後期基本計画」をはじめとする各種関連計画の策定などが行われ、状況が変化しています。

このようなことを踏まえ、本計画の基本的事項や本市の目指す環境像等の基本的な枠組みはそのまま承継しつつ、本計画期間の中間年度に当たる平成24年度において、計画内容の一部見直しを行いました。



からくに  
韓国岳（えびの高原）



つぼ畑  
（福山）



上野原遺跡（国分）



霧島神話の里公園  
（霧島）



小浜海岸（隼人）



JR 肥薩線大隅横川駅  
（横川）



霧島温泉郷  
（牧園）



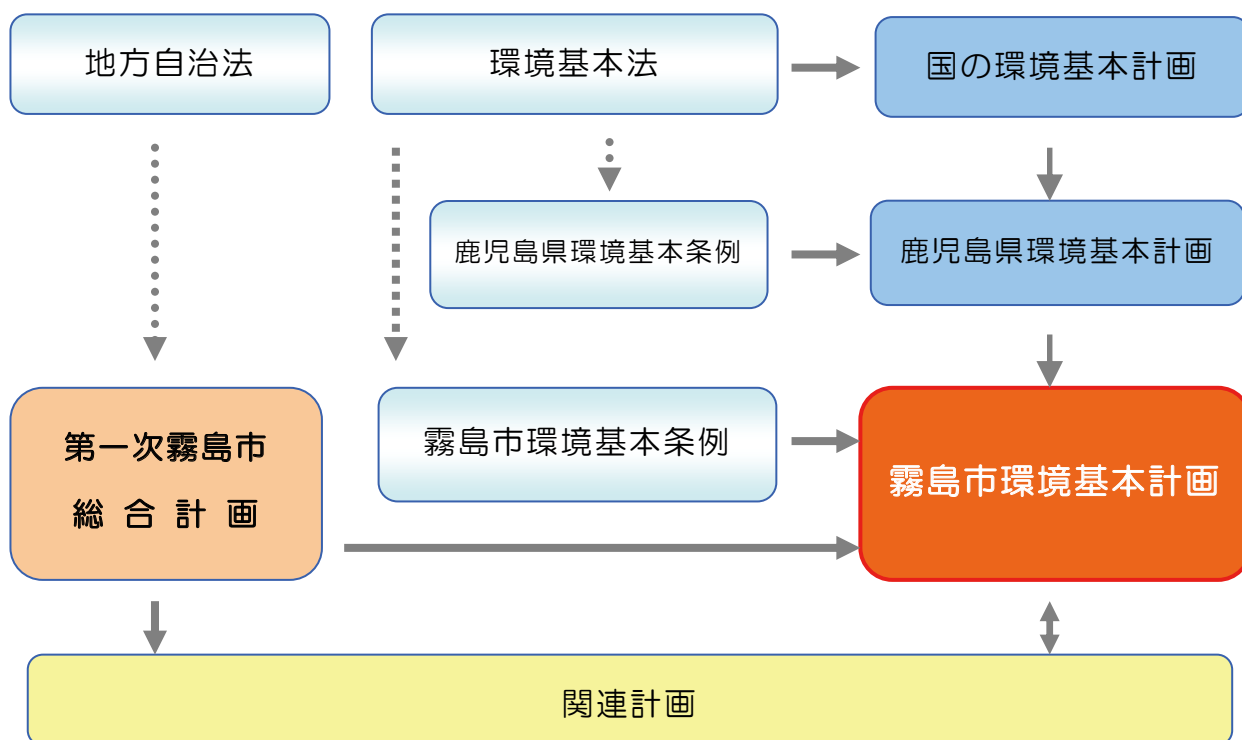
西郷公園（溝辺）

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「霧島市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためにまとめたもので、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置付けられるものです。

また、本計画は、本市のすべての計画の最上位として位置付けられる「第一次霧島市総合計画」に即した環境面でのまちづくりを策定するとともに、「霧島市地球温暖化対策実行計画」や「霧島市生活環境美化条例」、「霧島市<sup>あもり</sup>天降川等河川環境保全条例」、「霧島市一般廃棄物処理計画」など、その他の様々な計画との整合をも視野に入れて策定しています。

なお、合併一周年を記念して開催された式典において発表された「市の宣言」の中には、「環境共生宣言」が含まれています（巻末資料編参照）。



### ※ 第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連

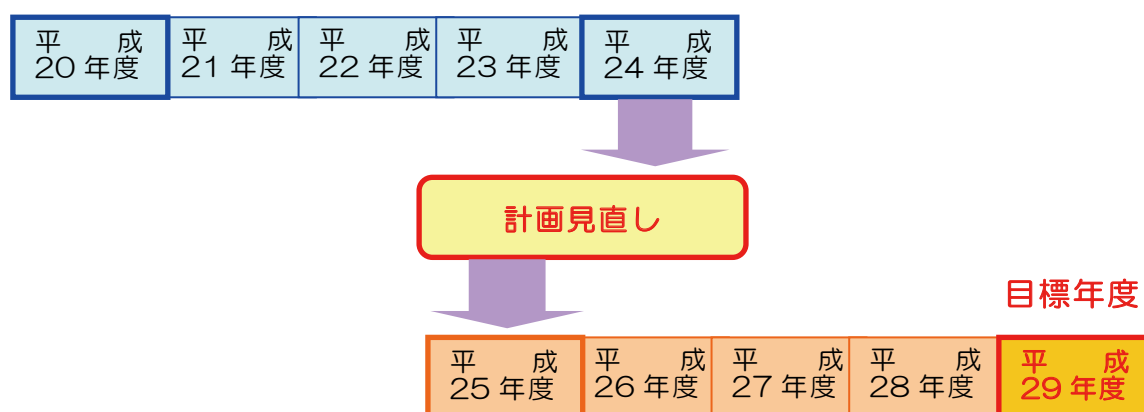
第一次霧島市総合計画は、「新市まちづくり計画」を基本としながら、本市の課題や目標をより明確化し、限られた資源（財源、人など）を効果的・効率的に配分するための仕組みである「行政評価」を前提として策定されました。なお、第一次霧島市総合計画は、市政運営における最上位計画となるもので、今後のまちづくりにおいて行政・市民・団体等の取組の指針となるものです。

霧島市環境基本計画は、第一次霧島市総合計画において策定された環境に関する施策について、霧島市の目指す環境像を掲げ、環境像を達成するための基本的事項を策定したものです。

「第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連」に関する詳細は、巻末の資料編を参照ください。

### 3. 計画の期間

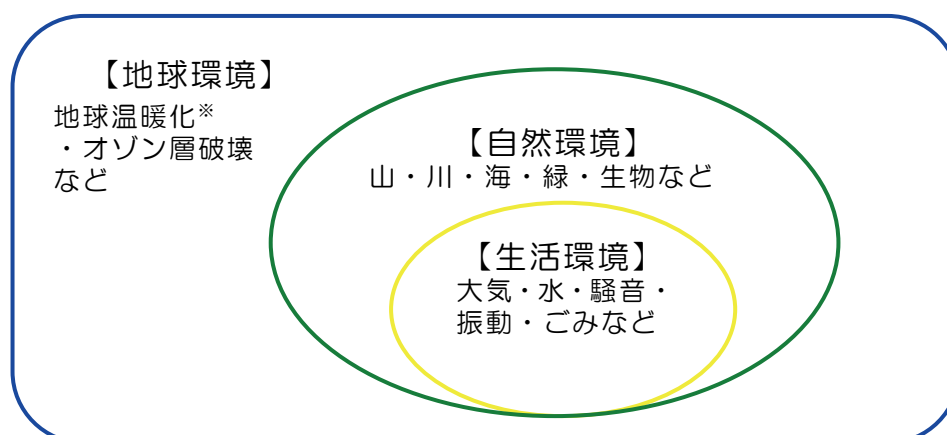
本計画の期間は、「第一次霧島市総合計画」との整合を図り、平成20年度から平成29年度までの10年間とし、計画策定5年後に当たる平成24年度において、それまでの進行状況と、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等を踏まえ、計画内容の見直しを行いました。



### 4. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は霧島市全域であり、取り組む環境要素の対象範囲は、身近な生活環境から地球温暖化などの地球環境までに至る範囲を設定しています。

なお、本計画の対象主体については、市民（観光客を含む）、事業者、市となっています。



## コラム[みんなの声（霧島市の将来の環境）]

こくふ  
国分地区

霧島市特有の環境資源を最大限活かした地域づくりが行われることを期待したい。特に霧島山系からのきれいな水が市街地でも楽しめる環境は、他にない独自性になると思う。

【50代 男性】

みそべ  
溝辺地区

観光に訪れた人たちが「このまちはきれい」と思うようなまちがつくれたらいいと思う。ぽい捨てなどのないきれいなまちであって欲しい。

【20代 女性】

よこがわ  
横川地区

地域の人たちがイキイキとしていて、若い人たちが多く集まり、活気のあるまちになれたらと思う。自然（温泉）、田、畑を残しながらも、多くの催しが開かれるような、魅力あるまちがいい。

【50代 女性】

まきぞの  
牧園地区

花や木などの植物をはじめ、自然をあちこちで感じたり、見ることができ、ごみの放置もない、地域の隅々まで行き届いたシステムがあるといい。

【30代 女性】

きりしま  
霧島地区

子供たちが一昔前のように川や山・海で遊ぶことができる環境に、安全・衛生の両面で戻ることができればと思う。

【30代 男性】

はやと  
隼人地区

霧島市は、最高に風光明媚な環境に恵まれたところ。人と人との良いコミュニケーションを保つことにより、お互いに気配りができ、環境も良くなり、犯罪もなくなると思う。今は毎日仕事に追われ、子供に躰を教育する暇さえない。【30代 男性】

ふくやま  
福山地区

現在の緑多き環境を守り、無駄な施設をつくらず、これからの高齢化社会、少子化対策にやさしい、住みやすい霧島市であって欲しい。

【50代 女性】

注）市民アンケート中、「霧島市の将来の環境」に関する自由意見（回答数 318 人）の一例です。





## 第2章 霧島市の目指す 環境像

1. 霧島市の目指す環境像
2. 計画の体系

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

## 1. 霧島市の目指す環境像

---

本計画では、「第一次霧島市総合計画」に掲げられる「まちの将来像」と、「霧島市環境基本条例」の「前文」に掲げられる基本的考え方を踏まえ、霧島市の目指す環境像を次のとおりとしています。

### 人と環境が共生するまち 霧島

～ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ～

この環境像には、市民、事業者、市が一体となって「自然環境の保全」、「生活環境の向上」、「循環型社会\*の形成」を目指すことにより、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいこうという思いが込められています。

#### 【参 考】

##### ● 「第一次霧島市総合計画」に掲げられる「まちの将来像」の一部抜粋

---

(人と自然が輝く都市)

市民と豊かな自然が輝きながら共生し合い、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくりを進めます。

##### ● 「霧島市環境基本条例」の「前文」

---

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

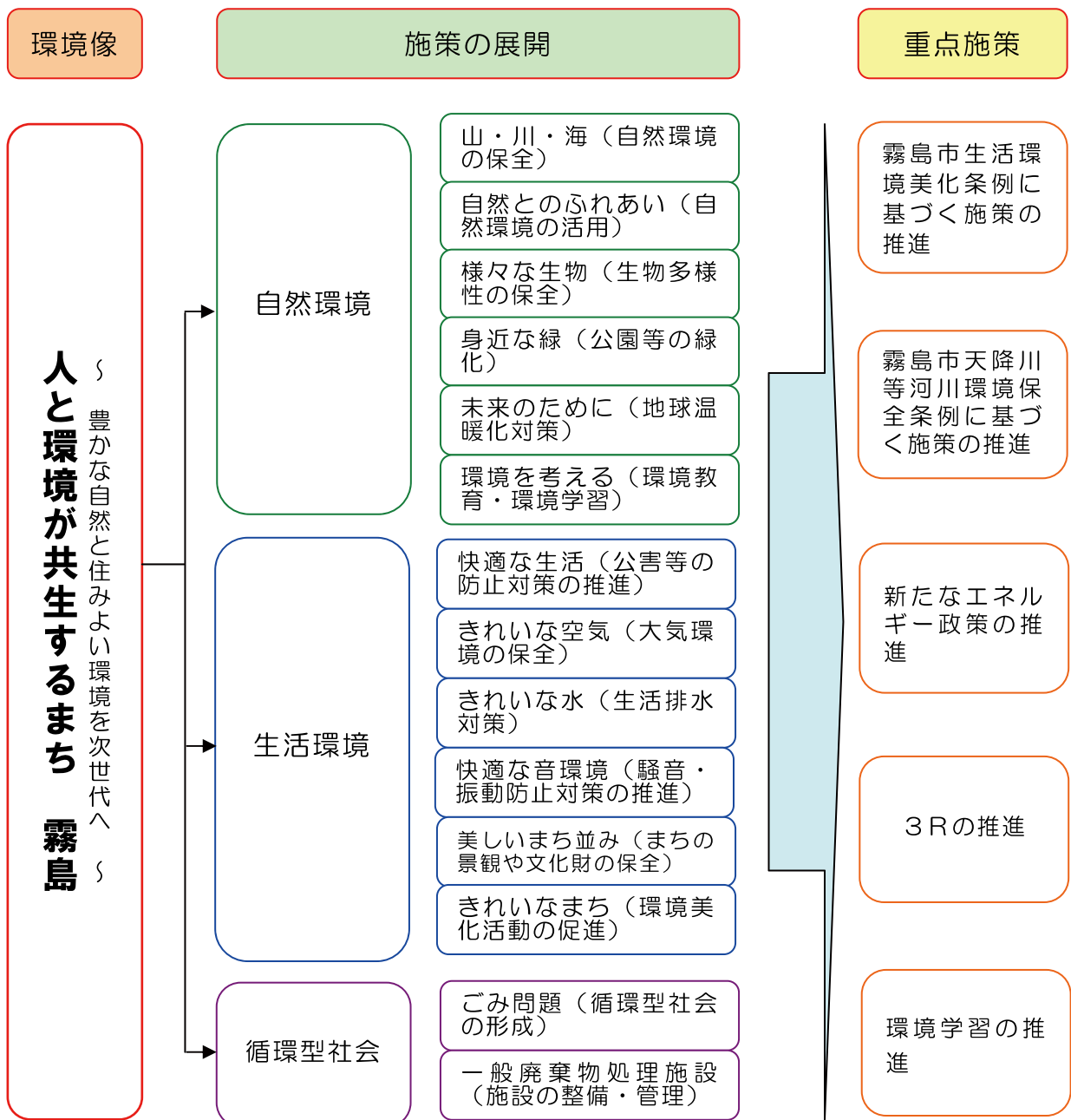
しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみならず、地球温暖化\*問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

## 2. 計画の体系

本計画では、本市の目指す環境像を実現するため、3つの柱を基本として「施策の展開」を図ります。また、「施策の展開」に掲げた事項のうち、重要な課題に関する事項や早急に対応する必要のある事項については、「重点施策」として位置付け、より具体的な施策の展開を図ります。



## コラム[環境に関する作品展優秀作品]

合併後1年が経過した平成18年度、「霧島市環境基本条例」の制定や「環境共生宣言」を行ったことを記念して開催された「環境に関する作品展」の優秀作品を紹介します。

### 【 ポスター 】



国分北小学校 5年 長谷川敬紀さん



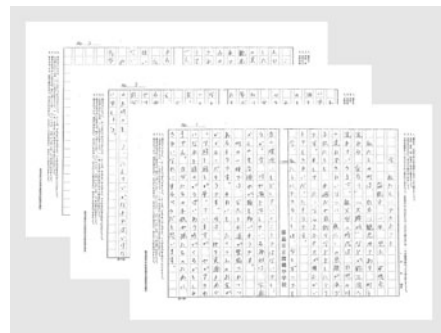
横川中学校 3年 小原さゆりさん

### 【 習 字 】

舞鶴中  
二年  
西涼香  
環境  
保全

舞鶴中学校 2年 西涼香さん

### 【 作 文 】



舞鶴中学校 1年 児玉安悠奈さん  
テーマ：今、私たちにできること  
(本文は p.82 を参照ください)

注) 応募件数 507 件 (ポスター121 件、習字 369 件、作文 17 件) の中の優秀作品を紹介しています。





## 第3章 施策の展開

### 1. 自然環境

- 1-1. 山・川・海（自然環境の保全）
- 1-2. 自然とのふれあい（自然環境の活用）
- 1-3. 様々な生物（生物多様性の保全）
- 1-4. 身近な緑（公園等の緑化）
- 1-5. 未来のために（地球温暖化対策）
- 1-6. 環境を考える（環境教育・環境学習）

### 2. 生活環境

- 2-1. 快適な生活（公害等の防止対策の推進）
- 2-2. きれいな空気（大気環境の保全）
- 2-3. きれいな水（生活排水対策）
- 2-4. 快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）
- 2-5. 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）
- 2-6. きれいなまち（環境美化活動の促進）

### 3. 循環型社会

- 3-1. ごみ問題（循環型社会の形成）
- 3-2. 一般廃棄物処理施設（施設の整備・管理）

注）※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

# 1. 自然環境

## 1-1. 山・川・海（自然環境の保全）

### ◆現状と課題

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く水量豊かな天降川、その流域に広がる田園、そして山麓から平野部まで温泉群等を有しており、海、山、川、田園、温泉など多彩で豊かな地域です。平成24年3月には、霧島連山に加えて、かみづくりじま神造島、わかみこのはな若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、これまで以上に自然環境に対する関心が高まっています。

このように、本市は山と海に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。一方、市街地開発や過疎化、少子高齢化の進行、有害鳥獣の食害などによる森林や農地の荒廃が進み、優れた自然環境が損なわれる恐れがあります。このことから、現在の優れた自然環境を保全するための有効な対策を推進していくことが必要です。



おおなみのいけ  
大浪池



あもり  
天降川中流域



錦江湾上空からの霧島市

### ◆目標

豊かな自然を次世代に引き継ぎます。

#### 【数値目標】

自然環境が保全されていると感じる市民の割合：80%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○森林の保全対策の推進

森林の荒廃を防止し、森林の持つ水源かん養<sup>\*</sup>、二酸化炭素の削減、土砂災害の防止などの多面的な機能を保全するため、適切な管理を実施します。

### ○水辺環境の保全対策の推進

錦江湾や河川等における水辺環境を保全するため、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保などについて配慮した適切な管理に努めます。

### ○自然保護に関する普及啓発の推進

自然保護に関する各種の行事や環境学習などにより、自然保護の普及啓発を推進します。

### ○自然環境に配慮した開発の推進

各種事業の実施に当たっては、「事業別環境配慮指針」に基づき、計画段階で貴重な自然の改変を予測、回避し、自然環境の保全に努めます。

また、周辺の自然環境との調和が図れた計画となるように努めます。

## ◆市民の取組

○森林や河川、海などそれぞれの地域の自然を保全する活動を行政と一体となって推進していきましょう。

○森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。

## ◆事業者の取組

○森林や河川、海などそれぞれの地域の自然を保全する活動を行政と一体となって推進していきましょう。

○森林の適切な維持管理に努めましょう。

○環境影響評価<sup>\*</sup>の実施や事業別環境配慮指針を参考に、適切な環境保全対策に努めましょう。

○各種開発を行う際は、できるだけ自然の改変を回避する計画を立てましょう。

## 1-2. 自然とのふれあい（自然環境の活用）

### ◆現状と課題

本市には、霧島連山を代表とする緑豊かな山々や温泉群、<sup>あもり</sup>天降川等の河川や錦江湾など、恵まれた自然環境が多く存在しています。こうした自然環境には、身近に自然とふれあえる施設が多く整備され、市民の憩いの場として利用されています。平成22年9月には、霧島ジオパークが日本ジオパークに認定され、環霧島地域の美しい地質遺産を、地域住民、行政等が連携して保護・研究し、教育的活用やジオツーリズム\*の場として利用するための環境整備等も行っていきます。また、霧島錦江湾国立公園の誕生に併せて、<sup>わかみこのはな</sup>若尊鼻遊歩道等の整備が行われるなど、各地で自然とふれあえる施設の整備等が進められています。

しかし一方で、ごみの不法投棄や植物の乱獲など、人々のモラルの低下による自然破壊の危険性が指摘されており、自然環境の保全意識を高めることが求められています。このため、自然とのふれあい活動を通じて、環境保全意識の向上を図る必要があります。



<sup>わかみこのはな</sup>  
若尊鼻遊歩道



森林セラピー

### ◆目標

身近な自然とのふれあいの場を通して、環境保全意識の向上を図ります。

#### 【数値目標】

樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいに関する満足度

：65%（平成29年度）

●数値目標設定理由：現状値より約4%増を目指す（平成23年度、満足度61.3%（市民アンケート結果））



## ◆市の取組

### ○ふれあいの場の整備

自然公園や自然遊歩道、海水浴場など、豊かな自然とふれあえる場を自然体験・環境学習の場として利用するとともに、各種の施設整備に努めます。

また、自然の恵みである温泉を有効活用した地域づくりについて検討します。

### ○ふれあい活動の充実

各種自然観察会の開催を通じて、市民の環境保全意識の向上を図ります。また、自然を活かし、自然とふれあい、自然を学ぶエコツーリズム<sup>\*</sup>やジオツーリズムを推進するとともに、情報の提供やガイド等の育成に努めます。

## ◆市民の取組

- 自然とふれあえる場を積極的に利用しましょう。
- 自然とふれあうイベントに参加しましょう。
- エコツーリズムやジオツーリズムの活動に参加しましょう。
- 行楽地などでは、自分が出したごみは持ち帰りましょう。
- 自然とふれあえる場では、ルールやマナーを守って行動しましょう。

## ◆事業者の取組

- 農業体験や林業体験など自然とふれあう機会の提供に努めましょう。
- エコツーリズムやジオツーリズムを推進しましょう。



### コラム[霧島ジオパーク]

ジオパークとは、世界的に美しく貴重な地形や地質に触れ学ぶことのできる自然公園のことです。霧島山を囲む環霧島地域は、「自然の多様性とそれを育む火山活動」をテーマとしたジオパークとして、日本ジオパークの認定を受けました。現在は、環霧島地域の魅力を広く世界に発信するため、世界ジオパークの認定に向けた取組を実施しています。

## 1-3. 様々な生物（生物多様性の保全）

### ◆現状と課題

本市は、霧島連山、天降川<sup>あもり</sup>等の河川、錦江湾、田園、温泉群など、多様な自然環境を有しており、そこには様々な種類の動植物が生息・生育しています。重要な種としては、動物では国指定天然記念物のヤマネ（哺乳類）や絶滅危惧種のクロツラヘラサギ（鳥類）などが、植物では国指定天然記念物のノカイドウ（バラ科で自生地として指定されている）や鹿児島県希少野生動植物の指定でもあり市の花でもあるミヤマキリシマなどの生育が確認されています。

しかし、市街地の拡大や森林・農地の荒廃、有害鳥獣による食害、外来生物<sup>\*</sup>の移入、化学物質の使用などにより、野生生物の生息・生育域の縮小、消失などが懸念されています。このため、市、市民、事業者が協働して野生生物の保護対策を進め、生物の多様性を保全していくことが必要です。



ヤマネ



クロツラヘラサギ



ノカイドウ



ミヤマキリシマ

### ◆目標

野生生物の保護に努め、多様な生物の生息・生育環境を保全します。

#### 【数値目標】

「生物多様性の保全」について知っている市民の割合：75%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○生物多様性地域戦略（仮称）の策定

野生生物の保全対策を推進するため、野生生物の生息・生育環境の実態調査をふまえた上で、「生物多様性地域戦略（仮称）」を策定します。

### ○野生生物の保全対策の推進

天然記念物や絶滅のおそれのある野生生物については、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を適切に運用し、野生生物の適切な保全を図ります。

また、生態系<sup>\*</sup>との調和を踏まえた森林整備、多自然型護岸<sup>\*</sup>の整備、藻場や干潟の保全、再生など、野生生物の生息・生育環境の保全や再生に努めます。

さらに、中山間地域におけるシカ等の有害鳥獣による森林の食害問題についても、引き続き国や県と連携を図りながら適正個体数の管理を行います。

### ○外来生物の防除対策の推進

法令に基づき、国や県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。

また、生態系等への被害が生じるおそれがある場合は、国や県と連携して、防除対策を検討します。

## ◆市民の取組

○身近に生息・生育している野生生物を観察してみましょう。

○野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。

○外来生物の飼育や栽培は適切に行い、最後まで責任をもちましょう。

○環境に配慮した製品を購入しましょう。

## ◆事業者の取組

○野生生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。

○野生生物の保護活動への参加や支援を検討しましょう。

○外来生物の適切な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。

○化学肥料や農薬は適正に使用しましょう。



## 1-4. 身近な緑（公園等の緑化）

### ◆現状と課題

本市には、丸岡公園や城山公園、国分海浜公園やまきのはら運動公園などの市民の憩いの場となる都市公園が55カ所（平成25年3月現在）あります。また、それ以外にも河川公園や農村公園なども整備されています。公園や緑地、街路樹などは、市民にいやしとやすらぎを与える緑の空間として不可欠なものです。

このため、今後も市民と協働して、継続的に身近な緑を保全・創出していく必要があります。



丸岡公園（横川町上ノ）



まきのはら運動公園（福山町福山）



城山公園（国分上小川）

### ◆目標

身近な緑を保全し、快適な緑地環境を創出します。

#### 【数値目標】

身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合

：65%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○緑地・公園の整備

地域に親しまれている身近な緑を市民の協力や事業者・民間団体との連携により、適正に保全するとともに、緑地や公園の整備を計画的に進めます。

また、市民と協働した維持管理体制の充実に努めます。

### ○緑化の推進

公共施設や沿道の緑化に努め、市民の緑化活動を支援します。

また、市の木や市の花を大切にし、市民の緑化意識の向上を図ります。

## ◆市民の取組

○緑地や公園の維持管理に協力しましょう。

○樹木の観察をしてみましょう。

○庭木や生垣など、自宅の緑化に努めましょう。

○花いっぱい運動等に参加しましょう。

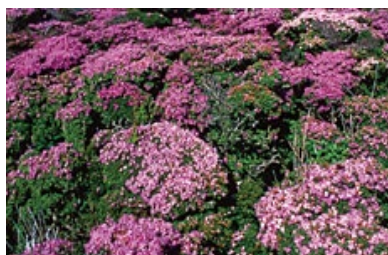
○行楽地などでは、自分が出したごみは持ち帰りましょう。

## ◆事業者の取組

○事業場の緑化に努めましょう。

○花いっぱい運動への参加や協力を努めましょう。

### ■市花



ミヤマキリシマ（ツツジ科）



ハナタバコ（ナス科）

### ■市木



クロガネモチ（モチノキ科）



モミジ（カエデ科）

※霧島市の木と花については、アンケート結果と選考委員の意見をもとに決定されました。  
 なお、選考に当たり、霧島市が県内2位の面積を有することなどから植物の植生なども考慮してそれぞれ2種類ずつが決定されました。

## 1-5. 未来のために（地球温暖化対策）

### ◆現状と課題

地球温暖化<sup>\*</sup>は、石油や石炭等の化石燃料の大量消費などにより地球大気の温室効果<sup>\*</sup>が進むことで引き起こされるものです。引き続き、化石燃料に依存した社会が続くと、平均気温の上昇に加えて、異常気象の増加や生態系の変化等も懸念されています。

温室効果の要因としては二酸化炭素の影響が最も大きく、大気中の二酸化炭素濃度は産業革命<sup>\*</sup>前の約 1.4 倍に増え、毎年排出される二酸化炭素の量は、自然が年間に吸収できる量の2倍以上になっています。このほか、メタン<sup>\*</sup>や一酸化二窒素<sup>\*</sup>、フロン<sup>\*</sup>など大気中の微量成分にも温室効果がありますが、中でもフロンは、オゾン層<sup>\*</sup>破壊の原因物質でもであるとされており、適正な回収・処理が義務付けられています。

本市では、平成 20 年 3 月に「霧島市地球温暖化対策実行計画」を策定し、霧島市が事業所として排出する温室効果ガスの削減に努めています。しかしながら、平成 23 年度における温室効果ガスの削減量は 5.37%となっており、平成 18 年度比 6%削減という目標は達成していない状況にあります。

また、東日本大震災、それに続く東京電力福島第一原発事故の影響により、各地で原子力発電所が停止し、火力発電の発電量が増え温室効果ガス排出量が増加しています。

そのため、今後も市が率先して温室効果ガス排出量の低減対策や森林の整備・保全を通じた二酸化炭素の吸収源対策などに努めるとともに、節電等の省エネルギーの一層の推進や、化石燃料の代替エネルギーとしての太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのさらなる導入促進を含めた地球温暖化対策を推進していく必要があります。

### ◆目標

市が率先して温室効果ガスを削減することにより、本市全域が地球温暖化対策に配慮したまちとなることを目指します。

#### 【数値目標】

市の事務事業で排出される温室効果ガスの削減量  
：平成 18 年度比で 8%（平成 29 年度）

●数値目標設定理由：霧島市地球温暖化対策実行計画との整合性



## ◆市の取組

### ○温室効果ガス排出量低減対策の推進

「霧島市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー量の削減に努め、温室効果ガスの排出を抑制します。

### ○省エネルギー対策の推進

エアコンの設定温度の見直し、LED照明の導入など、市が率先して省エネルギー対策に取り組み、広報誌やホームページなどで情報提供に努め、市民に働きかけを行います。

### ○再生可能エネルギーの導入促進

太陽光などの再生可能エネルギーの導入を積極的に促進するとともに、新たにエネルギービジョンを策定してエネルギー対策に取り組みます。

### ○森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

植林・間伐等の森林の保全・整備を通じて、二酸化炭素の吸収源対策に取り組みます。

## ◆市民の取組

○環境家計簿\*に挑戦し、二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。

○住宅の省エネルギー性能を向上させましょう。

○フロンやハロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品を使用しましょう。

○オゾン層破壊物質を含む製品の廃棄は、適切に行いましょう。

○自動車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。また、自動車を運転する際は、エコドライブ\*を実践しましょう。

○太陽光等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。

○森林の保全・整備に関する活動へ積極的に参加しましょう。

## ◆事業者の取組

○省エネルギー行動に努めましょう。

○省エネルギー製品やオゾン層破壊物質を含まない製品の製造や販売に努めましょう。

○オゾン層破壊物質を含む製品の廃棄は、適切に行いましょう。

○ESCO\*事業等を活用し、エネルギー利用の高効率化に努めましょう。

○太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。

○エネルギー関連技術の開発や地元への導入について検討しましょう。

○森林の保全・整備を通じた二酸化炭素の吸収源対策に努め、カーボン・オフセット\*などに取り組みましょう。

## 1-6. 環境を考える（環境教育・環境学習）

### ◆現状と課題

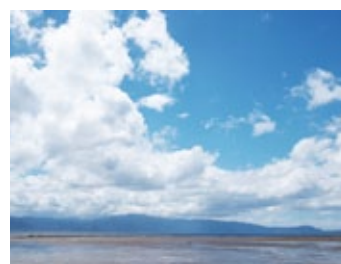
今日の環境問題は、水質汚濁や廃棄物の不適正処理などの従来の環境問題に加え、地球温暖化対策や生物多様性の保全などの課題が生じており、深刻化しています。

このような環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが意欲と主体性を持って、人と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

このため、総合的に環境について学習できる拠点施設の整備を検討するとともに、実際に自然の中で行う学習機会の創出や充実に努めることが必要です。



天降川河口干潟の観察会風景



### ◆目標

環境教育・環境学習の充実を図り、様々な学習機会を提供します。

#### 【数値目標】

市立小中学校における環境学習の取組項目数の割合：60%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○環境教育・環境学習の基盤整備

各学校における環境教育・環境学習の取組を調査し、事例集としてまとめることで各学校における学習機会の拡大を図ります。

また、講師等の把握や育成に努め、市民が意欲と主体性を持って取り組める体制の整備に努めます。

### ○環境教育・環境学習の拡充

「こどもエコクラブ<sup>※</sup>」事業の活用や NPO<sup>※</sup>等の民間団体による自主的な環境学習活動を支援します。また、環境に関する講演会や地域の特性を活かした学習会の拡充に努めます。

さらに、学校だけではなく、家庭や職場との連携、地域活動等を活用するなど、あらゆる機会を通じて環境美化・環境保全の意識の醸成を図ります。

## ◆市民の取組

○市やNPO等の団体が開催する自然体験学習会や講演会等に参加しましょう。

○こどもエコクラブに参加し、生き物調査、リサイクル活動など身近にできる活動を実践しましょう。

## ◆事業者の取組

○自然体験学習会や講演会等の支援や協力を努めましょう。

○環境関連施設の公開を検討しましょう。

○環境に関する研修会に参加しましょう。

### コラム[こどもエコクラブ]

#### ●「こどもエコクラブ」とは？

幼児から高校生までならだれでも参加できる環境活動のクラブです。家族、学校のクラス、友だち同士などでクラブを作って登録しましょう。

活動を支えるサポーター（高校生以上の方）が1人以上必要です。

#### ●どんな活動をするの？

子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動、地球温暖化を防ぐ活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組みます。

#### ●メンバーになるには！

市の窓口（生活環境部 環境衛生課）で登録することができます。登録用紙に必要なことを記入して提出ください。登録料や年会費は無料です。

## 2. 生活環境

### 2-1. 快適な生活（公害等の防止対策の推進）

#### ◆現状と課題

公害とは、事業活動や日常生活などの人為的な原因により、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいいます。環境基本法における公害の定義は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭をいい、これらを典型七公害と呼んでいます。

本市における過去5年間（平成19年度～平成23年度）の公害に関する苦情相談件数の中で最も多いのは「悪臭」に関するものであり、次いで「騒音」、「水質汚濁」の順となっています。

しかし一方で、典型七公害に関するもの以外にも、「雑草の繁茂」、「犬猫」、「野焼き」などの苦情や相談が恒常的に寄せられており、平成23年度における苦情相談件数は、平成19年度の605件と比較すると4割以上減少して333件となっています。

公害等は市民の生活に密着した問題であり、生活環境を保全する上でも発生の未然防止に努めることが重要です。



工事等による騒音



水質調査

#### ◆目標

公害等の未然防止に努め、快適な生活環境を保全します。

#### 【数値目標】

生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合

：85%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○公害等の防止体制の整備

法令に基づく規制を遵守するとともに、必要に応じて事業者と公害防止協定の締結を検討します。

また、寄せられた苦情や相談については問題解決に向けて適切な支援を行うとともに、未然に防止するための環境教育・環境学習を推進し、市民意識の向上を図ります。

さらに、解決困難な問題や新たな環境問題については、広報等による啓発活動や条例等の整備による規制の強化を通して、適切な処理に努めます。

### ○調査・監視体制の整備

大気、水質、騒音等の調査・分析を継続し適切な保全対策を講じるほか、調査への市民参加を通して環境保全意識の向上を図ります。

### ○適切な情報提供

公害等に関する問題は市民生活に重大な影響を及ぼすこともあるため、法令・条例等に基づき適切な情報提供に努めます。

## ◆市民の取組

○環境調査に参加しましょう。

○ごみの野焼きやカラオケ・ピアノの音量など、近隣の人迷惑にならないような生活に心がけ、問題が発生した場合は地域で解決するよう努めましょう。

## ◆事業者の取組

○法令を遵守しましょう。

○必要に応じて公害防止協定を締結し、遵守しましょう。

○排出ガスや排水等の監視体制の整備に努めましょう。

○P R T R制度<sup>\*</sup>に基づく化学物質の適切な管理を進めましょう。



## 2-2. きれいな空気（大気環境の保全）

### ◆現状と課題

県が本市で行っている大気の測定結果（平成22年度）によると、全9項目のうち光化学オキシダント\*を除く8項目でほぼ環境基準\*を達成しています。

また、悪臭についての苦情相談内容は生活排水や堆肥処理に起因するものが大部分ですが、苦情相談件数は年度ごとの増減はあるものの減少傾向にあります。

今後も本市のきれいな空気を維持していくため、自動車や事業場の排出ガス対策、悪臭対策を推進し、快適な大気環境を保全していくことが必要です。



大気汚染測定局（国分中央公園）

大気汚染の状況を把握するために、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄\*、浮遊粒子状物質\*、二酸化窒素\*などについて測定し、常時監視を行っています。

### ◆目標

快適な大気環境を保全・創出します。

#### 【数値目標】

**環境基準達成率：100%達成（平成29年度）**

ただし、光化学オキシダントを除く。

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

#### コラム[エコドライブ10のすすめ]

私たちの生活に欠かせない自動車は、便利なものである一方、環境に負荷を与えるものでもあります。環境に負荷の少ない自動車の開発を進めていくことも大切ですが、以下に示すような、私たち一人ひとりの心がけも大切です。

- ① ふんわりアクセル「eスタート」でやさしい発進
- ② 加減速の少ない運転
- ③ 早めのアクセルオフ
- ④ エアコンの使用は控えめに
- ⑤ アイドリングストップ
- ⑥ 暖機運転は適切に
- ⑦ 道路交通情報の活用
- ⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ⑨ 不要な荷物は積まずに走行
- ⑩ 渋滞発生源にならないように、駐車場所に注意



## ◆市の取組

### ○大気汚染測定の実施・強化

今後も継続して県が実施している大気汚染物質の測定結果を把握し、必要に応じて測定の実施と強化を図ります。

### ○自動車排出ガス対策の推進

公用車への低公害車の導入に努めるとともに、低公害車の普及促進を図ります。また、沿道緑化の整備、交通の流れの分散化、円滑化を図り、バスや電車等の公共交通機関の利用促進に努めます。

### ○排出ガス対策の推進

市が管理する焼却施設等の公共施設について、設備の適正な維持管理に努め、大気汚染物質の排出抑制を図ります。

### ○悪臭防止対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、法令に基づき、排出規制の周知や適切な指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

また、悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準については、地域の実情に応じて見直しを検討します。

## ◆市民の取組

○低公害車の購入を検討しましょう。

○自動車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。

○エコドライブを実践しましょう。

○日常生活に起因する悪臭の防止対策に努めましょう。

## ◆事業者の取組

○運搬経路を事前に確認し、効率的な運転に努めましょう。

○低公害車の購入を検討しましょう。

○生産工程の見直しや環境配慮型の設備機器の導入を検討し、機器の適切な維持管理の下で大気汚染物質の排出抑制に努めましょう。

○悪臭の防止対策に努めましょう。

○家畜のふん尿は適正に処理しましょう。

## 2-3. きれいな水（生活排水対策）

### ◆現状と課題

私たちの社会生活で、様々なところから出される排水は、河川や海などの水質汚濁の主な原因となります。そのため本市では、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進による生活排水対策を進めており、平成23年度末の汚水処理人口普及率は67.5%となっています。また、環境浄化微生物活性化資材<sup>※</sup>の普及による生活排水対策にも取り組んでいます。

本市の河川等水質は、市内61地点で調査を行っており、代表的な水質指標であるBOD<sup>※</sup>の環境基準達成率は平成23年度実績で約75%となっています。また、県が調査を行っている4地点の海域の水質については、平成23年度実績で代表的な水質指標であるCOD<sup>※</sup>の環境基準を達成しています。

良好な水環境を保全するためには今後も生活排水対策等を推進し、流入汚濁負荷量の削減や水量の確保などに配慮しつつ、生態系の保全も考慮した健全な水環境を構築していくことが必要です。



天降川河口



環境浄化微生物活性化資材の普及活動

### ◆目標

快適な水環境を保全・創出し、環境基準の達成を目指します。

#### 【数値目標】

項 目		現 状 (平成23年度)	目 標 (平成29年度)	
環境基準 達成率	河川	BOD	75%	100%
	海域	COD	100%	100%

備考 河川：61地点におけるBODの環境基準達成率  
 海域：4地点におけるCODの環境基準達成率

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○調査・監視体制の整備

河川や海域などの公共用水域における水質調査を継続して実施するとともに、調査結果を分析し、適宜保全対策を講じていきます。

### ○生活排水対策の推進

下水道事業認可区域においては計画的な下水道の整備に努め、それ以外の区域については合併処理浄化槽の普及促進に取り組むとともに、特に水質の改善が必要な地域については重点的な生活排水対策を行います。

また、市民や事業者に対して適正な排水対策の取組を啓発するほか、生活排水対策等に効果がある環境浄化微生物活性化資材の普及促進に取り組みます。

### ○事業場の排水対策の推進

公共用水域への汚濁負荷を低減するため、排水処理施設の適正な維持管理に努めます。

### ○健全な水循環の保全

健全な水循環の維持・向上を図るため、水源かん養林の保全や透水性舗装<sup>\*</sup>・雨水浸透ます<sup>\*</sup>などの水の循環利用等を推進します。

### ○霧島市天降川等河川環境保全条例の運用

「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、市域を流れる河川の水環境の保全に努めます。

## ◆市民の取組

○下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。

○水環境保全のための各種の施策に積極的に参加・協力しましょう。

○家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。

○節水を心がけましょう。

## ◆事業者の取組

○下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。

○水環境保全のための各種の施策に積極的に参加・協力しましょう。

○水質汚濁の要因となりうる工場排水や温泉排水、農薬・肥料は、適正に処理し、処理施設の維持管理に努めましょう。

○地下水汚染が確認された場合は、県や市の関連組織に指導を仰ぐなど、積極的に汚染防止のための対策に努めましょう。

## 2-4. 快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）

### ◆現状と課題

本市では、鹿児島空港において航空機騒音の測定が毎年行われています。平成23年度の測定結果では、全ての地点で環境基準を達成しています。

また、平成23年度に本市に寄せられた騒音・振動に関する苦情相談件数は20件であり、建設工事や解体工事、音響機器の使用などが主な原因となっています。

静かな環境は、快適で健全な生活を営むために、欠かすことのできない重要な要素です。このため、今後も航空機や自動車及び事業場の騒音・振動防止対策を推進し、生活環境を保全することが必要です。



鹿児島空港外観（溝辺町麓）



市内の幹線道路

鹿児島空港は、北東に霧島連山、南に桜島が眺望できる十三塚原の台地にあり、鹿児島島の空の玄関口として多くの方々に利用されています。

### ◆目標

快適な音環境を保全・創出します。

#### 【数値目標】

**環境基準達成率：100%達成（平成29年度）**

- 数値目標設定理由：これまでの鹿児島空港周辺に加えて、道路における騒音調査を含めて、全調査地点における環境基準の達成を目指します。

## ◆市の取組

### ○航空機騒音対策の推進

今後も県と連携して定期的に騒音測定を実施し、必要に応じて騒音低減の措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。

### ○自動車の騒音・振動対策の推進

市内の幹線道路において自動車騒音の状況を調査するとともに、必要に応じて対策を講じます。

また、国道や県道の改良時には自動車騒音の低減に効果がある排水性舗装<sup>※</sup>の導入を働き掛けるほか、幹線市道においても排水性舗装の導入を検討します。

さらに、公共交通機関の利用促進やエコドライブに関する啓発に努めます。

### ○工場・事業場の騒音・振動対策の推進

工場・事業場から発生する騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。

また、深夜営業や早朝作業による近隣への影響を防止するため、発生源対策に取り組み、指導の徹底を図ります。

### ○一般地域における騒音・振動の実態把握

騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、実態把握を行い、実情に応じ適切に対応します。

## ◆市民の取組

○自動車の点検整備に努めましょう。

○エコドライブを実践しましょう。

○自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。

○カラオケやピアノの音量など、近隣の人への迷惑にならないような生活を心がけましょう。

## ◆事業者の取組

○自動車の点検整備に努めましょう。

○エコドライブを実践しましょう。

○法令を遵守しましょう。

○周辺地域における騒音苦情防止のため、低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装置の設置等に努めましょう。

○深夜営業や早朝作業による近隣への影響の防止に努めましょう。



## 2-5. 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）

### ◆現状と課題

霧島連山は、雲仙や瀬戸内海とともに日本で初めて国立公園に指定され、また、平成24年3月には国立公園の再編により本市の南に位置する錦江湾を含む霧島錦江湾国立公園が新たに誕生しました。このように、雄大な山々、そこから流れ出す川、そして海に囲まれた本市には季節ごとに変わる色彩豊で美しい自然や温泉地が存在し、それらの織り成す景観に魅了されて多くの観光客が訪れています。また、市内には霧島神宮をはじめとする社寺や上野原遺跡、山ヶ野金山跡地等の多くの文化財が点在しています。さらに、錦江湾に面し平野部や市街地が広がり、北に霧島連山、南に桜島を望む風景や、台地に広がる茶畑などの地域の人々の営みが創り出す風景も貴重な生活景観となっています。

本市はこのように、美しい自然や多くの文化財などに恵まれ、これまでの取組により、まち並みのゆとりや美しさに満足している市民の割合が平成20年度以降年々増えている一方で、森林の荒廃や川・海の汚れ、空き家や空き店舗の増加、市街地開発による農地の減少や耕作放棄地の増加など多くの景観上の課題も存在します。

このような中、本市の景観特性と課題をふまえ、さらに美しく魅力ある本市ならではの景観を形成し、将来の世代に引き継ぐため、景観法に基づく景観行政団体として「霧島市景観条例※」や「霧島市景観計画※」を平成24年度に策定しました。

今後は、自然・歴史・文化等の本市の特性を活かした魅力ある景観の保全や新たな景観形成に向けた取組を市民や事業者とともに推進していく必要があります。



おおなみのいけ  
大浪池（牧園・霧島）



霧島神宮（霧島）



台地に広がる茶畑（溝辺）

### ◆目標

良好な景観や文化財を保全し、美しいまち並みを創出します。

#### 【数値目標】

まち並みのゆとりや美しさに関する満足度：60%（平成29年度）

- 数値目標設定理由：平成20年度以降は年々成果が向上して、平成23年度は前年度より1.7ポイント増の52.3%となっています。引き続き景観や文化財の保全・活用と形成に取り組み60%を目指します。



## ◆市の取組

### ○自然景観の保全と形成

地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観、河川景観、海岸景観などの自然景観の保全や形成に努めます。

### ○歴史性・文化性を伝える景観の保存・活用

国や県と連携して、法令に基づく適切な維持管理に努め、文化財の学習や体験ができる機会の充実を図ります。また、文化財の保護活動を支援するための人材の育成や歴史・文化に関する情報の提供に努めます。

### ○生活景観の保全と形成

市民、事業者と協働して、地域の自然環境や歴史、文化と調和した良好な生活景観の保全に努めます。

また、公共施設の整備に当たっては、市民と協働して、地域特性を考慮し、周辺環境と調和した景観の形成に努めます。

### ○霧島市景観条例・霧島市景観計画の運用

「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を適切に運用することにより、地域の特性を活かした魅力ある景観の保全や形成に努めます。

また、各種事業の実施に際しては、地域の景観に十分に配慮します。

## ◆市民の取組

○「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を遵守し、それぞれの地域の特性に配慮した景観の保全や形成に努めましょう。

○天然記念物などの文化財を見学しましょう。

○地域の文化や歴史を見つめ直しましょう。

## ◆事業者の取組

○「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を遵守し、建築物等の建設や造成等を行う場合には、それぞれの地域の特性に配慮した設計に努めましょう。

○看板や広告塔などは、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

## 2-6. きれいなまち（環境美化活動の促進）

### ◆現状と課題

本市では、「錦江湾クリーンアップ作戦」による海岸清掃や「ふれあいボランティアの日」における各地区での清掃活動、各学校の「花いっぱい運動」、環境美化推進員によるパトロールと清掃活動など、各地域で様々な環境美化活動が行われています。

さらに平成23年度からは、市民団体等との協働によるアダプト（里親）制度\*が導入され、河川や道路において草払いなどの美化活動も行われています。

しかし、観光地や道路、公園、河川等では、ごみのぼい捨てや不法投棄が見受けられ、また、少子高齢化や過疎化等の進行により、地域の美化活動について担い手が不足し、支障をきたすことが懸念されています。

今後も地域の環境美化活動を促進するため、市民一人ひとりが環境美化意識の向上に努めるとともに、それぞれの地域の実情に応じた支援等を検討する必要があります。



花いっぱい運動



アダプト団体による河川美化活動

### ◆目標

地域の環境美化活動を促進し、潤いと安らぎのある地域環境の創出を目指します。

#### 【数値目標】

美化活動に参加した市民の割合：75%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○環境美化意識の浸透

地域が一体となって美化活動を行うことができるよう、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報発信を行います。

また、放置自転車等の対策として、発生の防止や適正な処理に関する情報発信を行うことで意識啓発に努めます。

さらに、市民や事業者等に対して、環境教育・環境学習の機会を創出し、市民等の環境保全意識の向上を図ります。

### ○環境美化活動の促進

「霧島市生活環境美化条例」を適切に運用するとともに、アダプト（里親）制度などを推進し、各地域や市民団体等による美化活動を促進します。

また、少子高齢化や過疎化等の進行により、美化活動に支障が生じている地域の支援を検討します。

## ◆市民の取組

- 自宅やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- ごみのぼい捨てをしないようにしましょう。
- 花いっぱい運動等に参加しましょう。

## ◆事業者の取組

- 事業場やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動への参加や協力を努めましょう。
- 廃棄物は適正に処理しましょう。

### コラム[心癒す景観 私たちの手で]

霧島市には、全長約 42.5 km、流域面積 411 平方kmの天降川など大小 199 の自然豊かな河川があります。それらの河川は、私たちに多くの恵みを与え、その景観は人々の心を癒してくれています。市内にある河川景観を将来にわたって保全していくため、平成 23 年度から霧島市河川景観保全アダプト制度を開始し、河川敷の雑草の除去やぼい捨てごみの回収などの美化活動を行っています。平成 24 年度からは、市内の道路を対象としたアダプト制度も開始され、自治会やボランティア団体などと連携・協働したまちづくりを目指して取組を進めています。



## 3. 循環型社会

### 3-1. ごみ問題（循環型社会の形成）

#### ◆現状と課題

本市におけるごみの排出量は、近年約 940g/人日前後で推移しています。これは、平成 22 年度実績と比較すると全国平均より 36g 少ないものの、鹿児島県平均と比較すると 14g 多い状況です。

本市では、ごみの適正な処理に向け、平成 25 年 3 月に「霧島市一般廃棄物処理計画」を改定し、環境負荷の少ない循環型社会\*の実現に向けて、廃棄物の減量化、再資源化に取り組んでいます。

しかしながら、ごみの排出量は一旦減少したものの、平成 20 年度以降横ばい状態であり、リサイクル率も若干低下している状況です。

このため、市、市民、事業者が連携して廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の 3R\*を推進し、廃棄物の減量化に努めていくことが必要です。

また、山林、河川、海岸等においては、ごみの不法投棄が後を絶たない状況にあることから、関係機関・団体等と連携し、不法投棄の未然防止や啓発活動を強化していく必要があります。



資源ごみの分別活動



リサイクルされる資源ごみ

#### ◆目標

市、市民、事業者が連携し、廃棄物の排出削減を目指します。

#### 【数値目標】

1人1日当たりのごみ排出量：900g（平成 29 年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆市の取組

### ○廃棄物対策の推進

生ごみ・し尿汚泥・下水道汚泥等の堆肥化や清掃センターへの負荷低減、焼却コスト・焼却灰処理費削減に努めるとともに、効率的な廃棄物の収集及び処理体制の確立を適宜検討していきます。

また、不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、県と連携して、監視体制の強化や市民等への啓発に努めます。

### ○3R普及啓発と情報提供

3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の啓発や実践に向けた取組に関する情報の提供に努めます。

また、廃棄物の減量化やリサイクルの体験学習ができる施設を整備し、地域に応じたリサイクルを推進します。

## ◆市民の取組

### ○ごみの発生抑制に努めましょう。

- ・ごみとなるようなものはできるだけ買わないようにしましょう。
- ・寿命の長いものを買って、使い捨て製品は買わないように心がけましょう。
- ・物を大切にし、壊れても修理して長く使う工夫をしましょう。
- ・買い物袋（マイバッグ）を持参しましょう。
- ・賞味期限内に食べきるよう、心がけましょう。

### ○再使用やリサイクルに努めましょう。

- ・リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買きましょう。
- ・エコマーク<sup>\*</sup>やグリーンマーク<sup>\*</sup>など、環境にやさしい商品を買きましょう。
- ・リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用しましょう。

### ○分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。

## ◆事業者の取組

### ○グリーン購入<sup>\*</sup>に努め、廃棄物は適正に処理しましょう。

### ○買い物袋（マイバッグ）持参運動や簡易包装に努めましょう。

### ○リサイクルが可能な原料を使用した製品の製造や販売に努めましょう。



## 3-2. 一般廃棄物処理施設（施設の整備・管理）

### ◆現状と課題

天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される社会、いわゆる循環型社会を形成していくためには、3Rを推進する一方で、循環的利用を行うことができない廃棄物については適正に処理していかなければなりません。

本市の一般廃棄物<sup>\*</sup>は、市又は一部事務組合の処理施設や民間処理施設において適正に処理されているところですが、一般廃棄物を中間処理（焼却）した際に生じる飛灰<sup>ひばい</sup>等については、その処分を近隣自治体及び民間企業に委託しています。

そのうち、委託することが困難な状況にある飛灰<sup>ひばい</sup>固化物<sup>こかぶつ</sup><sup>\*</sup>については、安定的な処理を図るため、一般廃棄物管理型最終処分場の整備を現在進めています。また、飛灰<sup>ひばい</sup>固化物<sup>こかぶつ</sup>の再資源化についても、山元還元処理<sup>\*</sup>方式の導入を進めているところです。さらに、敷根一般廃棄物管理型最終処分場については、閉鎖に向けた手続きを進めているほか、し尿処理施設については、施設の運転管理の効率化や経費節減等のため、指定管理者制度による管理運営を行っているところです。

今後も、これらの取組を推進するとともに、周辺地域の環境保全に影響を及ぼすことがないよう施設の適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る取組を進めるなど、施設の処理能力を安定的に確保していく必要があります。



敷根清掃センター



ひばいこかぶつ  
飛灰固化物

### ◆目標

関係法令に定める環境基準を遵守しながら、適正な維持管理に努めます。

#### 【数値目標】

1 t 当たりの一般廃棄物処理コスト ただし、建設改良費を除く。  
：18千円/ t（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性



## ◆市の取組

### ○一般廃棄物処理施設の整備

可燃ごみ等の焼却処理において発生する飛灰<sup>ひばいこかぶつ</sup>固化物を適正かつ安定的に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図ります。

### ○一般廃棄物処理施設の整備・維持管理コストの削減

ごみ焼却施設、し尿処理施設等の整備・維持管理コストは増加傾向にあることから、これらのコスト削減に努めます。

### ○一般廃棄物処理施設の安全管理

一般廃棄物処理施設の運営については、周辺住民の安心と安全を確保するため、周辺的环境に影響を与えることのないよう関係法令等に基づく定期検査・点検を行うなど、安全管理に努めます。

### ○一般廃棄物処理施設の負荷軽減

資源ごみの更なるリサイクルや生ごみ等の堆肥化を推進し、焼却処理する一般廃棄物の減量化を図ることにより、ごみ焼却施設の負荷を軽減し当該施設の延命化を図ります。

## ◆市民の取組

○買い物袋を持参するなどごみの発生抑制に努めましょう。

○ごみの適正排出、分別収集、資源ごみのリサイクルに取り組み、資源の有効活用に努めましょう。

## ◆事業者の取組

○グリーン購入に努め、廃棄物は適正に処理しましょう。

○買い物袋（マイバッグ）持参運動や簡易包装に努めましょう。

○リサイクルが可能な原料を使用した製品の製造や販売に努めましょう。

### コラム[レジ袋の削減]

レジ袋の原料は石油です。レジ袋 10 枚で 200cc のコップ 1 杯の石油が必要です。レジ袋は、製造する時も運搬される時も、捨てられる時も石油が使われています。1 人あたり年間 300 枚近く使っているといわれており、多くの石油が使われています。不要なレジ袋は断る、マイバッグを持参するなどして、省資源、ごみ減量に努めましょう。

### コラム[生物多様性の保全]

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には、森、里、川、海などさまざまなタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化してきた 3,000 万種ともいわれる多様な個性を持つ生きものがいて、お互いにつながりあい、支えあって生きています。私たち人間も地球という大きな生態系の一員であり、地球によって生かされているのです。

#### ● 3つの多様性

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

##### 1 生態系の多様性

海、川、湿地、里山、干潟など、色々なタイプの自然があります。



##### 2 種の多様性

鳥、魚、植物など色々な種類の生きものがいます。



##### 3 遺伝子の多様性

同じ種でも、形や模様、生態などに多様な個性があります

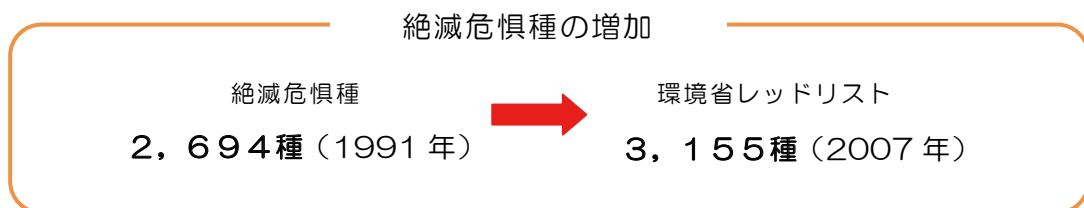


#### ● 生物多様性がもたらす恵み

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っています。私たちの呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成により生み出されてきたものであり、私たちの生活は、食べもの、木材、繊維、医薬品など、さまざまな生物を利用することで成り立っています。また、各地域には、地域固有の生物多様性とも深く関連したさまざまな知識や技術、豊かな感性や美意識が培われており、漬物や味噌、しょうゆや日本酒など、地域の微生物と食材が織りなす地域固有の食文化があります。

#### ● 生物多様性の危機

日本には、知られているだけで9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超える生きものがあると推定されており、狭い国土面積にもかかわらず、たくさんの種類の生きものがいます。しかし、脊椎動物（哺乳類、両生類、爬虫類）・維管束植物（シダ植物および種子植物）の約4分の1が絶滅のおそれのある種となっています。



出典：環境省「生物多様性条約 COP10の成果と愛知目標」（平成23年3月発行）



## 第4章 重点施策

### 1. 重点施策の趣旨

### 2. 重点施策の構成

- 重点施策－1 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進
- 重点施策－2 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進
- 重点施策－3 新たなエネルギー政策の推進
- 重点施策－4 3Rの推進
- 重点施策－5 環境学習の推進

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

## 1. 重点施策の趣旨

第3章「施策の展開」では、本市の目指す環境像を実現するために必要な目標と個々の施策（市、市民、事業者それぞれの主体別取組）を示しました。これらは、今後、すべて取り組んでいく必要のあるものですが、本計画の実効性を確保するためには、特に重点的・優先的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、数値目標や推進体制についても具体化しておく必要があります。

本章では、第3章「施策の展開」の内容を踏まえ、特に重点的・優先的に取り組むべき施策については「重点施策」として位置付け、この重点施策の取組により施策全体の牽引効果及び率先的実効性効果を図っていきます。本市では、この効果が期待される重点施策として、当初6つの重点施策を掲げていましたが、一般廃棄物管理型最終処分場の整備に一定の方向性が示されたことや、東日本大震災を契機とする再生可能エネルギーへの関心の高まりなど、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ平成24年度に中間見直しを行い、以下に示す5つの事項を掲げ、具体的な行動へとつないでいくこととします。

### 【 5つの重点施策 】

- 重点施策－1 **霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進**  
→ 地域の美化活動に積極的に参加・協力しましょう。  
ごみのぼい捨てや飼い犬のふんの放置に対し、罰則規定が定められています。(44・45 ページ)
- 重点施策－2 **霧島市天降川等河川環境保全条例あもりに基づく施策の推進**  
→ 本市の河川を守りましょう。(46・47 ページ)
- 重点施策－3 **新たなエネルギー政策の推進**  
→ 太陽光等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。(48・49 ページ)
- 重点施策－4 **3Rの推進**  
→ 3Rには順序があります。まずはごみを減らし、次に繰り返し使い、最後に資源として再生利用する工夫をしましょう。それでも利用できない場合、やむなく処分となります。(50・51 ページ)
- 重点施策－5 **環境学習の推進**  
→ 環境講座に参加してみましょう。地域独自の自然や文化など、新たな発見ができます。(52・53 ページ)

## 2. 重点施策の構成

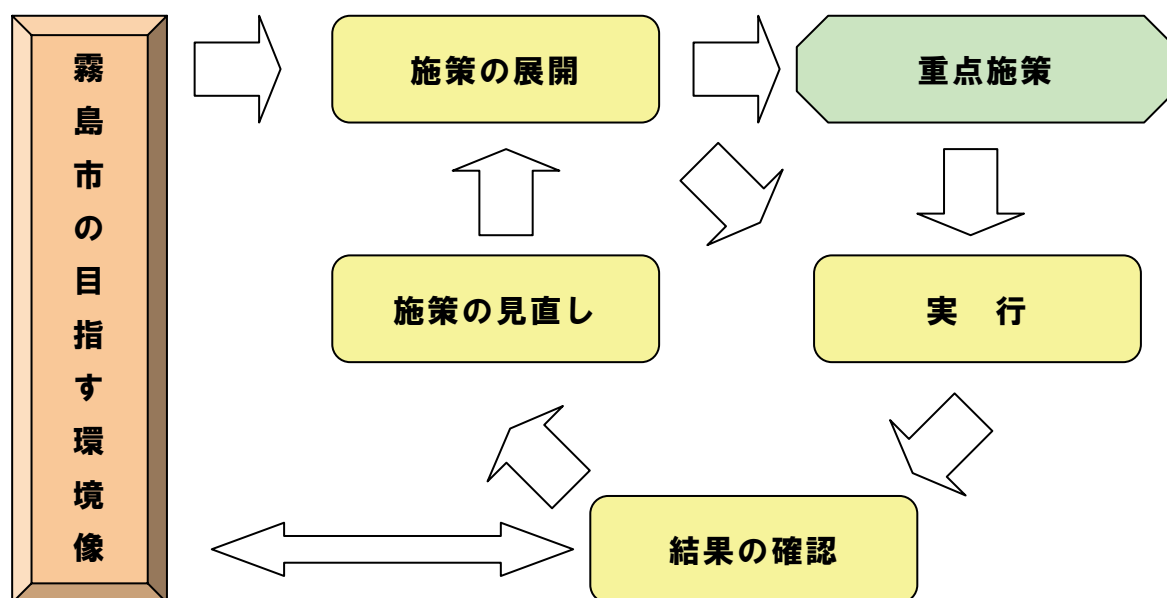
各重点施策は、以下の事項を策定しています。

### 【重点施策の構成】

- 目的
- 目標
- 取り組むべき具体的事項（具体的な進め方）
- 推進体制

なお、中間見直しにおいて5つの重点施策を取り上げていますが、これですべてというわけではなく、市民、事業者から新たに提案された場合、具現化及び実行を検討するものです。

できるところから実行に移しましょう。





## 重点施策－1 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進

### ◆目的

本市では、市・市民・事業者が協働して快適で良好な生活環境を実現するため、「霧島市生活環境美化条例」を制定しています。

この条例に基づいて、「ふれあいボランティアの日」における各地区自治公民館による清掃作業や、環境美化推進員による環境パトロールなどが開始され、その他にも、企業や各種団体による様々な環境美化の取組が行われています。また、平成23年度からは、市民団体等との協働によるアダプト（里親）制度が導入され、河川や道路等の草払いやぼい捨てごみの収集処分などの美化活動が行われています。

今後は、より一層良好な生活環境を実現するため、広報誌やホームページなどで各団体等の環境美化の取組を積極的に紹介するとともに、それぞれの取組をより効果的かつ継続して行うことができるような体制を充実しながら、市民の環境に関する意識を高めるための啓発活動を行うことが必要です。

### ●霧島市生活環境美化条例の概要

近年、ごみの不法投棄、飼い犬のふんの放置、空き地の管理の不徹底などの苦情が多く寄せられています。本条例は、これらの問題を解決し、快適で良好な生活環境を実現することを目的として制定されました。この条例の特徴の一つとして、違反者に対する罰則規定が挙げられ、ぼい捨て、犬のふんの放置の行為については、その行為を中止すべき旨の改善命令に従わなかった者に対し、5万円以下の罰金が科せられます。

（「霧島市生活環境美化条例」の詳細は、資料編を参照）

### ◆目標

「霧島市生活環境美化条例」で定めた事項を適切に運用するとともに、その結果を公表することにより、条例に関する認識度を高め、良好な生活環境を実現します。

#### 【数値目標】

「霧島市生活環境美化条例」の認識度：50%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆ 取り組むべき具体的事項

## ○ 条例制定に関する認識度の向上

「霧島市生活環境美化条例」の認識度向上を図るため、パンフレットの配布や広報誌・ホームページでの掲載等、様々な手段を用いて、市民・事業者に対し広く周知徹底を図ります。

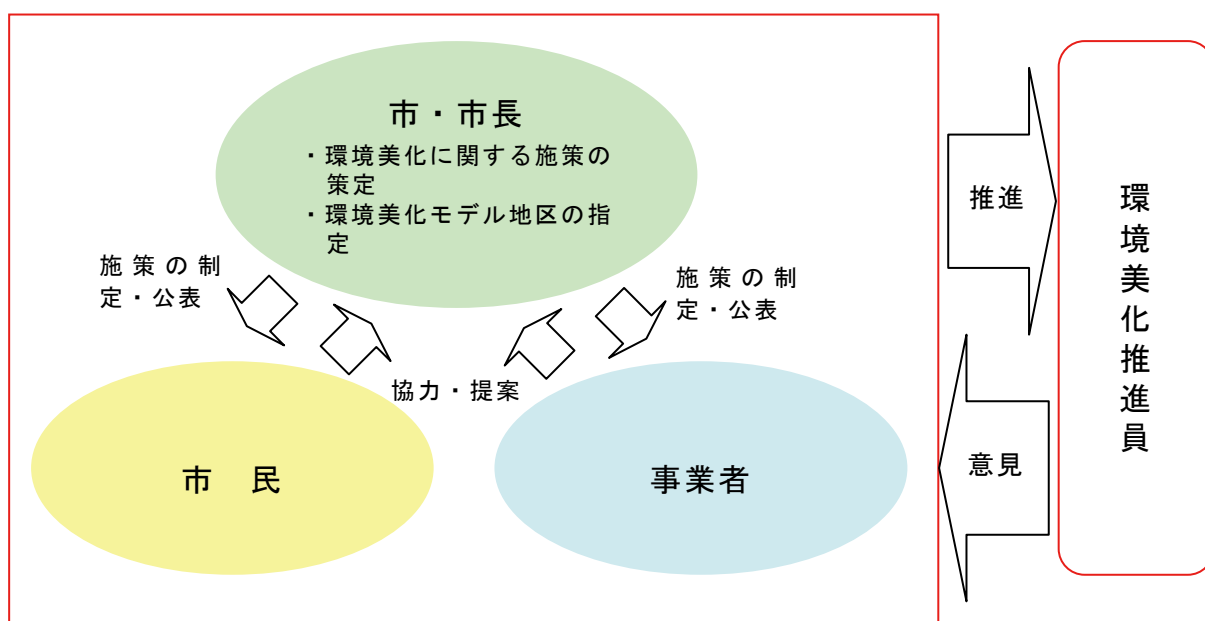
## ○ 環境美化活動の促進

地域が一体となって美化活動を行うことができるよう、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報発信を行うとともに、アダプト（里親）制度や環境美化モデル地区の指定、環境美化推進員の活動などを通して、各地域や市民団体等による美化活動を促進します。

## ○ 実施結果の公表

各年度で実施してきた取組内容の結果と次年度の取組内容を、広報誌やホームページなどを通して公表します。また、適宜、市民・事業者から新たな提案を募集し、「環境美化推進員」や「霧島市環境対策審議会」等の意見を踏まえ、取り組むべき事項として検討していきます。

## ◆ 推進体制



## 重点施策－２ 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進

### ◆目的

本市では、天降川をはじめとする市域を流れる河川の環境保全を図り、良好な河川環境を将来の世代に引き継いでいくため、「霧島市天降川等河川環境保全条例」を制定しています。

この条例に基づいて、河川環境保全推進員による河川環境のパトロール等が開始されたほか、生活排水による天降川等の水質汚濁負荷の低減を図るため、生活排水対策推進員\*を任命し、家庭でできる生活排水対策や環境浄化微生物活性化資材の普及啓発活動を行っています。

また、重点的に合併処理浄化槽への切り替えを促進する地域を指定して上乗せ補助を行うなど、河川の浄化のための取組を進めています。

さらに、本市の河川景観を将来にわたって保全していくため、平成 23 年度に河川景観保全アダプト（里親）制度を制定し、河川の景観保全のための美化活動を行う自治会やボランティア団体、事業者団体等と市が連携して景観保全活動に取り組んでいます。今後も、このような河川環境の保全のための取組を継続して実施していく必要があります。

### ●霧島市天降川等河川環境保全条例の概要

本条例は、天降川や検校川をはじめとする河川について、市・市民・事業者が協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で将来の世代へ引き継いでいくことを目的として制定されました。本条例は、河川水質の保全、自然景観の保全、生態系の保全の3つを基本的な施策として定めています。

（「霧島市天降川等河川環境保全条例」の詳細は、資料編を参照）

### ◆目標

「霧島市天降川等河川環境保全条例」で定めた事項を適切に運用するとともに、その結果を公表することにより、条例に関する認識度を高め、良好な河川環境を保全します。

#### 【数値目標】

「霧島市天降川等河川環境保全条例」の認識度：50%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆ 取り組むべき具体的事項

## ○ 条例制定に関する認識度の向上

「霧島市<sup>あもり</sup>天降川等河川環境保全条例」の認識度の向上を図るため、また、<sup>あもり</sup>天降川等の環境保全に関する情報を提供するため、パンフレットの配布や広報誌・ホームページでの掲載等、様々な手段を用いて、市民・事業者に対し広く周知徹底を図ります。

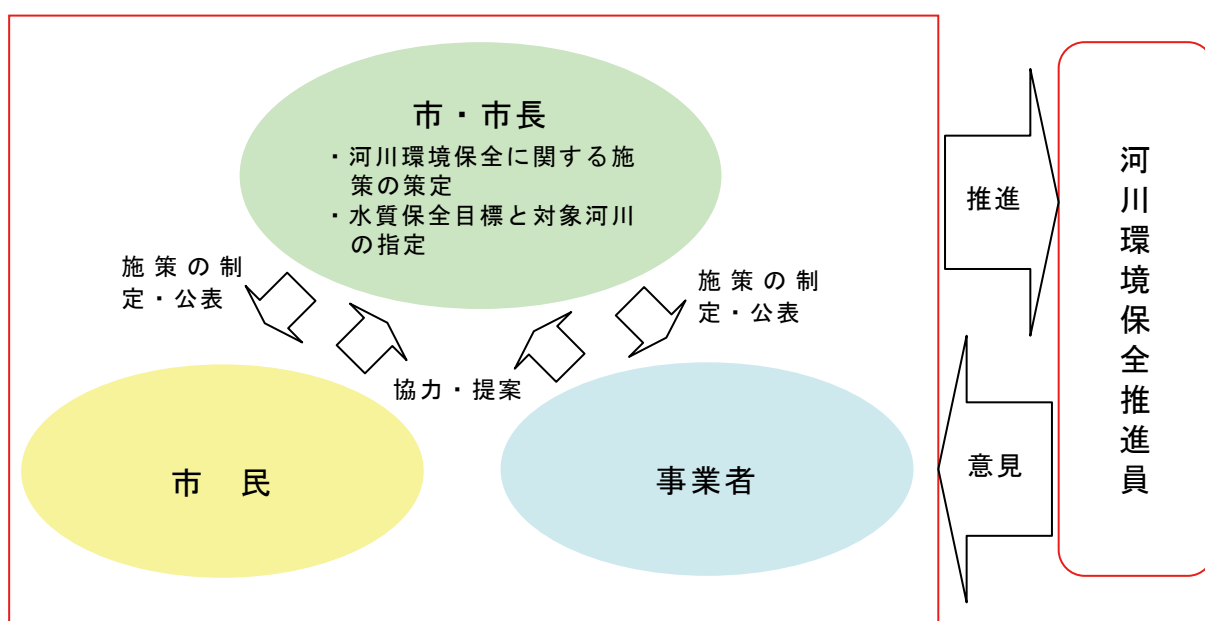
## ○ 河川環境の保全対策の推進

条例で定められている水質保全目標とその対象河川は、その指定がなされた場合、速やかに告示します。また、「河川環境保全推進員」や「生活排水対策推進員」と連携して、河川環境のパトロールや家庭でできる生活排水対策の普及啓発活動に取り組むほか、河川景観保全アダプト（里親）制度等を推進し、河川景観の保全に努めます。さらに、特に水質の改善が必要な地域については重点的な生活排水対策に取り組みます。

## ○ 実施結果の公表

各年度で実施してきた取組内容の結果と次年度の取組内容を、広報誌やホームページなどを通して公表します。また、適宜、市民・事業者から新たな提案を募集し、「河川環境保全推進員」や「霧島市環境対策審議会」等の意見を踏まえ、取り組むべき事項として検討していきます。

## ◆ 推進体制



## 重点施策－3 新たなエネルギー政策の推進

### ◆目的

東日本大震災以降、日本のエネルギー政策は、これまでの供給者側に偏ったエネルギー政策から、消費者や生活者の多様なニーズに応える国民参加の政策や、地域の特性に応じた未利用エネルギーを活用し、地域活性化に資するエネルギー政策へ見直されようとしています。

霧島市は、霧島連山の豊かな自然地域、農業と観光が盛んで歴史的資産のある田園地域、錦江湾沿いの平地部にある先端技術型産業や住宅地が集積した都市地域、市内一円に広がる温泉群で構成されています。豊かな自然は、太陽光、水力、風力、地熱などを利用した自然エネルギーの活用が期待でき、間伐未利用材などの木材は、バイオマス\*エネルギーとしての活用が期待できます。これらのエネルギーは再生可能エネルギーと呼ばれ、多くの生き物の命をはぐくむだけでなく、自然とふれあう私たちの心身を健やかにし、化石燃料の代わりに地域の特性を活かした再生可能エネルギーを利用することで、限られた資源を使いながら快適に暮らすことができます。

今後は、再生可能エネルギーを活用し、地球にやさしい環境づくりのための新たなエネルギー政策を、市・市民・事業者一体となって展開しながら、地域活性化などにつなげていく必要があります。



霧島市省エネモデル住宅



水天淵発電所

### ◆目標

再生可能エネルギーの導入を積極的に促進し、再生可能エネルギーを活用した地域活性化を推進します。

#### 【数値目標】

住宅用太陽光発電システムによる総出力累計：<sup>メガワット</sup>26MW（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性



## ◆取り組みべき具体的事項

## ○エネルギービジョンの策定

本市における今後のエネルギー政策の基本方針や具体的な方向性を示したビジョンを策定し、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を積極的に促進します。

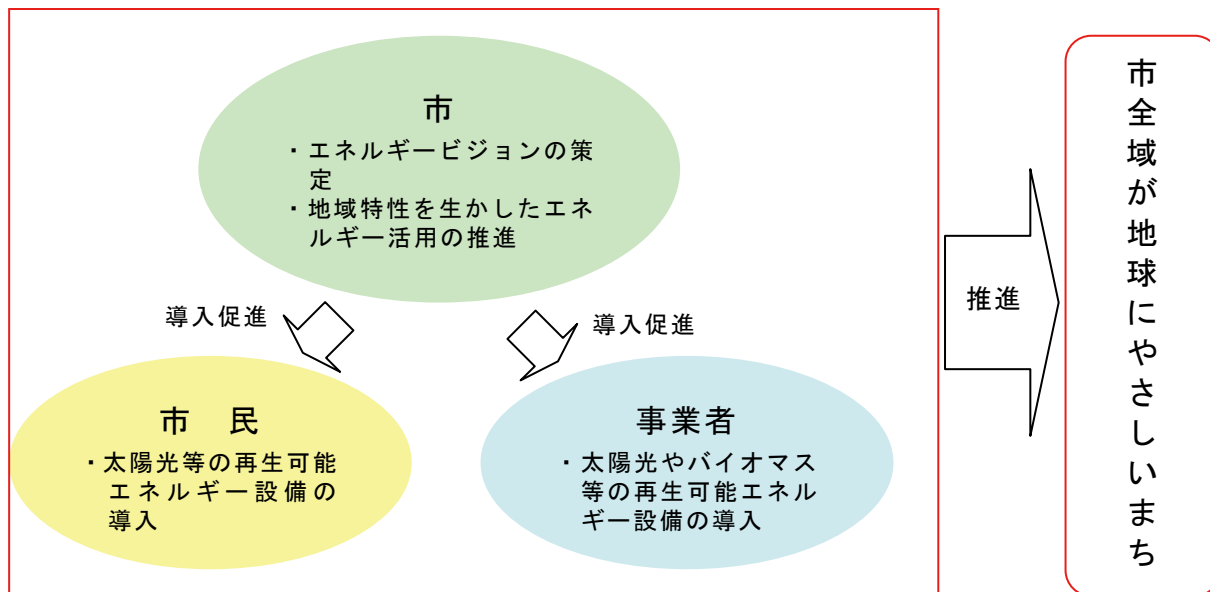
## ○地域特性を生かしたエネルギー活用の推進

太陽光や地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用可能性と将来性を検討するとともに、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の推進に努めます。

## ○環境関連産業の創出

環境関連技術の開発や事業化を市民、事業者と協働して進め、環境関連産業の育成に努めます。

## ◆推進体制



## コラム[バイオマスエネルギー]

生物体（有機物）を原料としたエネルギー資源の総称をいいます。動物のふん尿や落ち葉、おがくずなどの植物の廃棄物、木炭やまきなどもバイオマスに含まれます。バイオマスの多くは、エネルギー源としての利用と廃棄物処理が兼ねられるという利点があります。

燃料化するためには、直接燃やして暖房や発電に使ったり、発酵させてメタンガスを取り出すなどの方法がありますが、効率の良い方法の開発、コスト問題などの理由から、十分利用されている状況にはありません。

## 重点施策－４ ３Ｒの推進

### ◆目的

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを根本から見直し、循環型社会を形成するため、循環型社会形成推進基本法では、第一に廃棄物等の発生抑制(リデュース)、第二に使用済み製品や部品等の適正な再利用(リユース)、第三に原材料や熱源等としての再生利用(リサイクル)を行い、それでもやむを得ず循環利用ができない場合は処分を行うという優先順位を念頭に置くこととされています。

本市におけるごみの分別・再資源化及び適正処理の取組は定着し、ごみの減量化が図られています。しかし一方で、市民1人1日当たりのごみ排出量は、近年約940g前後で推移しており、これは、平成22年度実績と比較すると全国平均より36g少ないものの、鹿児島県平均と比較すると14g多い状況です。また、リサイクル率に関しても、平成22年度は16.2%であり、県内平均17.1%を下回っている状況です。

ごみを減らし、循環型社会の形成を図るためにも、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進と、なによりも私たち一人ひとりが、ごみを減らす生活について考え、実行することが重要です。



リサイクルされるごみ



### ◆目標

市・市民・事業者が相互に連携して積極的に3Rに取り組み、現状よりさらなるリサイクル率の向上を図ります。

#### 【数値目標】

リサイクル率：21%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆ 取り組むべき具体的事項

## ○ 市事務事業に関する 3 R の推進

市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量化や資源の循環利用に積極的に取り組みます。

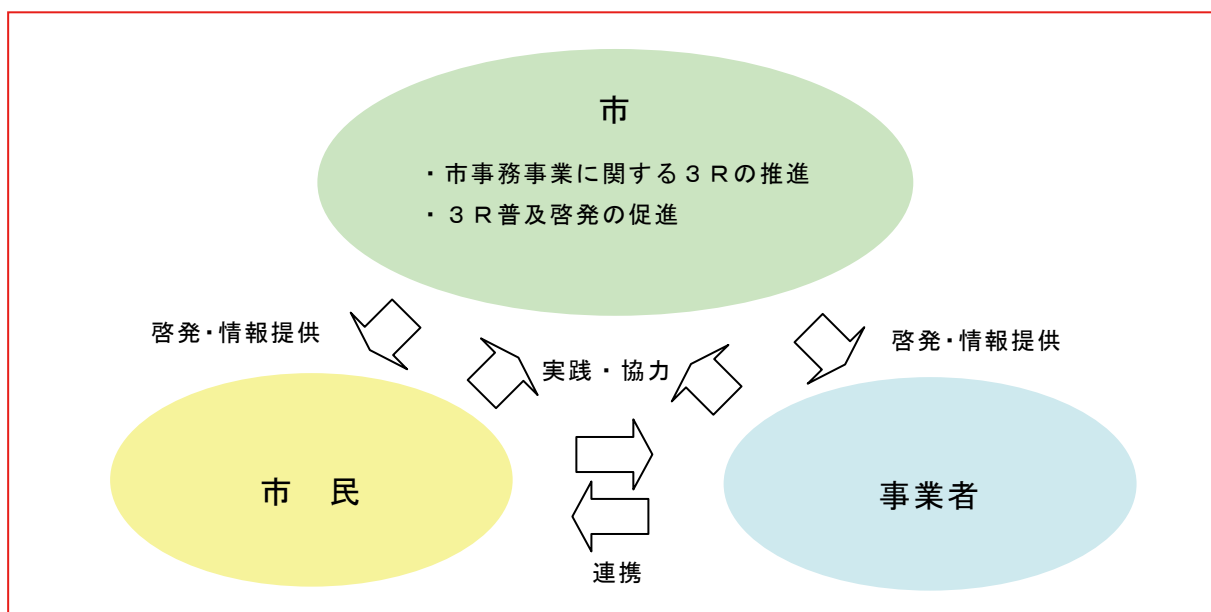
また、一般家庭や事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じる汚泥の堆肥化を促進します。

## ○ 3 R 普及啓発の促進

事業者等に対して廃棄物の削減に資するような物の製造、販売等に努めるなど、3 R の推進に関する啓発を行います。

また、衛生自治団体※、地区自治公民館等と協力・連携して 3 R を推進するため、分別収集活動の支援と市民への普及啓発に努めます。

## ◆ 推進体制



## コラム [生まれ変わるペットボトル]

お茶や清涼飲料のほか、調味料、シャンプーなどの容器として身近なペットボトルは、年間 50 万トン以上も販売され、回収後は資源として活用されています。使用済みペットボトルの回収率は 77.5%、量にすると 43 万 7 千トンが資源活用され、ユニフォームやネクタイなどの繊維製品、卵パックやクリアファイル、洗剤ボトルなどに生まれ変わっています。

## 重点施策－5 環境学習の推進

### ◆目的

今日、地球温暖化、酸性雨\*、オゾン層破壊、熱帯林減少といった地球規模の環境問題から、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、ごみ問題といった身近な環境問題まで、様々な機会を通じてこれらの環境問題について頻繁に目にするようになってきました。その一方で、これらの環境問題に取り組む市民の活動も、活発化しつつあります。

平成24年4月現在、環境の保全を図る活動を行っているNPO法人は市内に10団体あり、活動内容は植林活動等によるふるさとの森の再生、生活排水対策に関する環境学習会等の開催、錦江湾の環境保全を図る活動などとなっています。その他にも、地区の行事の一環として行われている活動やボランティア団体による活動など、地域の特色を生かした環境保全活動が行われています。また、小中学校においても自然観察会やリサイクル活動、環境関連施設の見学やエネルギーに関する学習などの様々な環境学習が行われています。

多様化する環境問題を解決し、かけがえのない地球環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくためには、市民一人ひとりが「環境と人とのかわりについて正しい理解と認識を深め、責任ある行動がとれるような学習を進めていくこと」、すなわち「環境学習」への取組が一層重要となっています。



こどもたちによる水生生物調査



霧島市10万本植林プロジェクト植林教室

### ◆目標

環境保全活動を通じて環境に関する関心と理解を深めるとともに、地域交流の活性化を目指します。

#### 【数値目標】

過去3年間に環境学習に参加したことがある市民の割合

：33%（平成29年度）

●数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画後期基本計画との整合性

## ◆ 取り組むべき具体的事項

## ○ こどもエコクラブ活動の普及促進

地域におけるこどもたちの自主的な環境学習や実践活動を推進するため、学校や公民館等に「こどもエコクラブ」の存在・位置付け・役割を積極的にアピールし、普及促進を図ります。

## ○ 環境学習等を行う団体等の育成・活動支援

出前講座等を活用し地域における環境学習を推進するとともに、小中学校における環境学習の支援に努めます。また、環境学習や自然環境の保全活動を行うNPO等の民間団体の育成・支援に取り組みます。

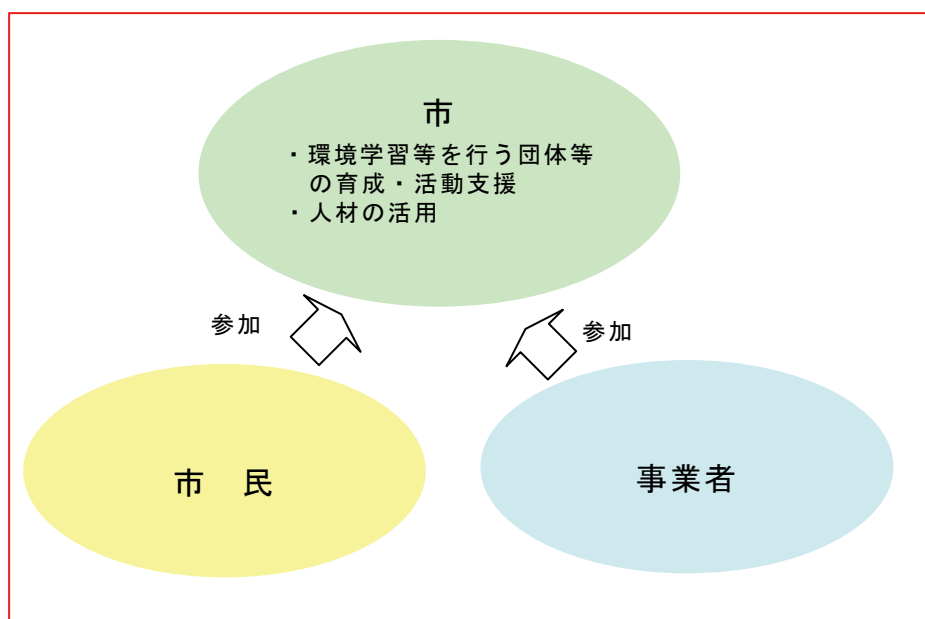
## ○ 環境学習・環境保全活動に関する人材の活用

環境カウンセラー\*、こどもエコクラブサポーター、鹿児島県環境学習指導者等の人材を活用した環境学習の機会創出や情報提供に努めます。

## ● 鹿児島県環境学習指導者人材バンク

環境学習等に関心のある個人、学校、行政、団体等の自主的な活動を支援するため、インターネットを利用して環境学習の指導者に関する情報を提供することを目的としてできた制度です。

## ◆ 推進体制





コラム[省エネ行動と省エネ効果]

私たちの家庭では、電気の約7割はエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビの4つに使われています。消費電力量の多い機器にきちんと対応することが、省エネ効果を高めるポイントになります。

●エアコン

～夏の冷房時の室温は 28℃を目安に～  
 CO<sub>2</sub>削減量：10.6k g  
 節約効果：年間で約 670 円  
 ※外気温度 31℃のとき、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合（使用時間9時間/日）

～冬の暖房時の室温は 20℃を目安に～  
 CO<sub>2</sub>削減量：18.6k g  
 節約効果：年間で約 1,170 円  
 ※外気温度 6℃のとき、エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合（使用時間9時間/日）

●冷蔵庫

～ものを詰め込みすぎない～  
 CO<sub>2</sub>削減量：15.4k g  
 節約効果：年間で約 960 円  
 ※詰め込んだ場合と、半分の場合との比較

～設定温度は適切に～  
 CO<sub>2</sub>削減量：21.7k g  
 節約効果：年間で約 1,360 円  
 ※周囲温度 22℃で、設定温度を強から中にした場合

●テレビ

～テレビを見ないときは消す～  
 ブラウン管の場合  
 CO<sub>2</sub>削減量：11.2k g  
 節約効果：年間で約 700 円  
 ※1日1時間テレビ（25インチ）を見る時間を減らした場合

液晶の場合  
 CO<sub>2</sub>削減量：5.3k g  
 節約効果：年間で約 330 円  
 ※1日1時間テレビ（20インチ）を見る時間を減らした場合

プラズマの場合  
 CO<sub>2</sub>削減量：26.2k g  
 節約効果：年間で約 1,640 円  
 ※1日1時間テレビ（32インチ）を見る時間を減らした場合

●照明器具

～電球形蛍光灯に取り替える～  
 CO<sub>2</sub>削減量：29.5k g  
 節約効果：年間で約 1,850 円  
 ※54Wの白熱電球から、12Wの電球形蛍光灯に交換した場合

～LED照明に取り替えた場合～  
 電力使用量：約8割削減  
 ※白熱電球からLED電球に交換した場合  
 寿命：白熱電球の約40倍  
 （出典：あかり未来計画ホームページ）

●1人ひとりの省エネが支える、大きな効果

深刻な地球温暖化にストップをかけるためには、一人ひとりが問題意識を持ち、省エネを実行することが大切です。一人では省エネ効果が少ないように思えますが、全世帯で省エネすれば大きな効果が得られます。

●エアコンの3つの省エネでこんな効果が！

- 1 夏の冷房設定温度を 27⇒28℃に
- 2 冬の暖房設定温度を 21℃⇒20℃に
- 3 冷暖房の運転時間を1日1時間ずつ短縮



原油換算でドラム缶（200ℓ）約 2,527 本  
 分＝東京ドーム4杯分

CO<sub>2</sub>削減量約 704 万トン  
 ＝杉の木の吸収量にすると約 5 億本分

全世帯で



## 第5章 環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針
  - 1-1. 共通事項
  - 1-2. 個別事項
2. 地域別環境配慮指針
  - 2-1. 地域区分について
  - 2-2. 地区の現状
  - 2-3. 地域別環境配慮指針

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

## 1. 事業別環境配慮指針

---

道路や河川改修、公共下水道などの生活基盤整備事業は、私たちの生活において、利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、事業の実施により大きな効果をもたらします。これらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置（工事段階）、設置後の施設の運営（供用段階）によって、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼすおそれがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境への配慮をしつつ事業を進めていくことが重要です。

したがって、この事業別環境配慮指針では、法令で環境影響評価の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、行政が事業実施に当たりあらかじめ環境に配慮すべき事項として定めたものです。

なお、対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではありません。

### 【対象となる事業種】

- 道路
- 河川・水路
- 海岸・海面埋立
- 廃棄物処理施設
- 公園
- 用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）
- 工場又は事業場
- スポーツ・レクリエーション施設
- 下水道等

## 1-1. 共通事項

段 階	環境配慮指針
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然を残すことによる生態系保全や緑化施工など、自然環境保全に配慮した計画とすること。</li> <li>○ 河川や錦江湾の水質保全に配慮した計画とすること。</li> <li>○ 周辺景観と調和のとれた計画とすること。</li> <li>○ 文化財等の保存に影響を及ぼさない計画とすること。</li> <li>○ 環境負荷の少ない工法、材料の採用について検討すること。</li> <li>○ 事前に地元の関係住民に計画内容を説明し、意見の反映に努めること。</li> <li>○ 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入について検討すること。</li> <li>○ ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすい設計）事業の推進に努めること。</li> <li>○ リサイクル製品の使用を検討すること。</li> <li>○ 要望等に速やかに対応できる体制を確立しておくこと。</li> </ul>
工事段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事車両の走行や建設機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。</li> <li>○ 濁水の発生を防止し、公共用水域への負荷低減に努めること。</li> <li>○ 地下水等の水資源の保全に努めること。</li> <li>○ 遺跡等の埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関との調整を図ること。</li> <li>○ 工事に伴って発生する廃棄物や残土の発生を抑制し、適正な処理を行うこと。</li> <li>○ 悪臭の発生の防止に努めること。</li> <li>○ 電波障害の発生の防止に努めること。</li> </ul>
供用段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。</li> <li>○ 周辺環境への負荷の低減に努めること。</li> <li>○ 周辺環境へ影響を及ぼすおそれが生じた時は、早急に対策を講ずること。</li> </ul>

## 1-2. 個別事項

種 類	環境配慮指針
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排水性舗装の導入、植樹帯及び街路樹の設置、法面の緑化を検討すること。</li> <li>○ 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について予測し、周辺環境の保全及び安全に必要な対策を検討すること。</li> <li>○ 道路照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。</li> <li>○ 建設廃材の減量化や再利用の推進に努めること。</li> <li>○ 歩道を含む道路構造の改修や交差点の改良等による円滑かつ安全な交通体系整備に努めること。</li> </ul>
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 霧島市<sup>あもり</sup>天降川等河川環境保全条例に配慮した計画とするとともに、河川美化運動に努めること。</li> <li>○ 自然とのふれあいや治水上の安全性、生態系保全などを考慮した多自然型河川<sup>*</sup>の整備を検討すること。</li> <li>○ 堰等を設置する場合は魚道の設置を検討すること。</li> <li>○ 野生生物の生育・生息環境の保全や再生を考慮し、可能な限りコンクリートによる三面張を避けること。</li> <li>○ 瀬や淵などの変化に富んだ生物にやさしい河川構造や、アシ（ヨシ）、砂浜などによる自然の浄化作用を考慮した河川形態の整備に努めること。</li> </ul>
海 岸 ・ 海面埋立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 藻場や干潟を保護・保全・回復する計画とすること。</li> <li>○ 埋立地の形状は、潮流の変化が極力少なくなるよう計画すること。</li> <li>○ 自然とのふれあいを考慮した親水性を有する護岸の整備を検討すること。</li> <li>○ 埋立土は、安全性を確認したうえで利用すること。</li> <li>○ 錦江湾の景観保全のため、プレジャーボートや漁船等の船を適切に係留することのできる施設の整備に努めること。</li> </ul>



種 類	環境配慮指針
廃棄物 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 霧島市生活環境美化条例に配慮した計画とするとともに、清掃美化運動に努めること。</li> <li>○ 廃棄物の減量やリサイクルを推進していくため、体制づくりや市民、事業者への啓発活動に努めること。</li> <li>○ 供用時の排出ガスや汚水処理水の排出等による環境汚染を未然に防止するため、必要な措置を事前に講じておくこと。</li> <li>○ 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化について検討すること。</li> <li>○ 再資源化施設（リサイクルセンターなど）や堆肥化施設の整備に努めること。</li> <li>○ 資源ごみの収集や資源化システムの整備を積極的に進めること。</li> <li>○ 太陽エネルギーや廃熱等の有効利用について検討すること。</li> </ul>
公 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生態系保全に配慮した公園づくりに努めること。</li> <li>○ 公園内で発生するごみ対策（ごみ持ち帰りの看板設置やごみ箱の撤去等）を検討すること。</li> <li>○ 市民による公園の維持管理活動の啓発に努めること。</li> <li>○ 地元住民の意見を取り入れた特色ある公園づくりに努めること。</li> <li>○ 施工においては、再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めること。</li> </ul>



## 環境配慮指針

種 類	環境配慮指針
用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親水性、公園、緑地、雨水浸透などの必要性について検討すること。</li> <li>○ 埋立土による地下水汚染の防止に努めること。</li> <li>○ 下水道が未整備の地域では生活排水等による公共用水域への影響を抑制するため、合併処理浄化槽の設置を行うこと。</li> <li>○ 断熱材や太陽エネルギーなどの利用による省エネルギーの推進に努めること。</li> <li>○ 光害の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。</li> </ul>
工場又は事業場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。</li> <li>○ 温排水による公共用水域への影響を低減すること。</li> <li>○ エネルギーの有効利用について検討すること。</li> <li>○ 機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水辺、公園、緑地などの必要性について検討すること。</li> <li>○ 照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。</li> <li>○ 農薬や化学肥料による環境汚染の防止に努めること。</li> </ul>
下水道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共下水道整備の推進に努めること。また、下水道の整備が見込まれない区域及び下水道整備に相当の期間を要する区域（下水道事業認可区域外）にあっては、合併処理浄化槽（高度処理型合併処理浄化槽※を含む）の導入促進に努めること。</li> <li>○ 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。</li> <li>○ 厨房、浴室、トイレ等での節水活動の普及啓発に努めること。</li> <li>○ 悪臭の発生の防止に努めること。</li> </ul>

## 2. 地域別環境配慮指針

### 2-1. 地域区分について

地域別環境配慮指針は、本市における環境の将来像を実現するため、地域レベルで配慮すべき事項を示しています。地域環境の現状を整理し、地域に良好な環境資源が存在する場合には適切な保全及び活用が、地域の環境が損なわれている場合には改善するような配慮が必要です。

環境は、地域の社会特性や自然特性によって異なり、様々な変化に富んでいます。また、地域的、歴史的背景により地域活動や地域計画が推進されています。

地域の区分に当たっては、第一次霧島市総合計画における地域区分に準じ、市街地と中山間地域の2地域に区分しました。



※「市街地」とは、国分・隼人地区の市街地を指します。

※「中山間地域」とは、国分・隼人地区の市街地を除く、他の地域を指します。

地域区分図

## 2-2. 地区の現状

### ◆国分地区

#### ○自然環境

本地区は市南部に位置し、南側で錦江湾に接しています。広大な国分平野に市街地が存在し、北に霧島連山を仰ぎ、南に桜島を望み、緑豊かな黒石岳や上野原遺跡、天降川や検校川などの清流をはじめとして、山林・海浜・溪谷・温泉などの豊かな自然環境に恵まれています。

#### ○生活環境

本地区の代表的な河川として、天降川、検校川があります。これらの河川の平成 24 年度における水質調査結果をみると、そのほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、主要な自然とのふれあいの場のひとつである国分キャンプ海水浴場の水質調査結果は、平成 24 年度シーズン前において可（水質 B）と判定されています。

さらに、本地区の汚水処理人口普及率は 73%と本市で最も高い状況にあります。

#### ○社会環境

平成 22 年国勢調査によると、本地区の人口は 57,467 人であり、本市の全人口の約 4.5 割を占めています。平成 17 年国勢調査から人口は増加しており、1 世帯当たりの人口は 2.29 人となっています。

本地区には、先端技術産業関連をはじめとした多くの企業が立地しています。これにより、工業は本地区の基幹産業となっており、特に電気が主要業種となっています。

#### ○市民意識

平成 18 年に行った市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。反対に「まちの緑」、「水辺とのふれあい」、「水のきれいさ」といった点について満足度が低い結果となっています。



雄株

雌株

クロガネモチ[植物：モチノキ科]



国分キャンプ海水浴場  
(国分下井)



「錦江湾クリーンアップ作戦」  
実施状況

地区特性図 (国分地区)



## ◆隼人地区

### ○自然環境

本地区は市西部に位置し、本地区の東部を天降川が流下して錦江湾に注いでいます。天降川流域の低地には市街地、集落、農地等が形成されており、海岸沿岸部には干拓地があります。

また、北部から南西部にかけて広がる台地及び丘陵地は、主に畑地、林地として利用されています。

なお、本地区には日当山温泉があり、古くから多くの人々に親しまれてきました。

### ○生活環境

本地区の河川の水質調査は、天降川を中心として実施されています。平成 24 年度の結果をみると、水路や水門、市街地を流れる小河川などの人為的な排水の影響を直接受ける地点で環境基準の超過が目立ちます。

また、自然とのふれあいの場のひとつである小浜海水浴場の水質調査結果は、平成 24 年度シーズン前において適（水質 A）と判定されています。

さらに、本地区の汚水処理人口普及率は 70%と国分地区に次いで高い状況にあります。

### ○社会環境

平成 22 年国勢調査によると、本地区の人口は 37,219 人であり、平成 17 年調査から人口は増加しています。また、1 世帯当たりの人口は 2.32 人となっています。

本地区には、鹿児島県工業技術センターなどの研究機関とともに多くの企業が立地しています。

### ○市民意識

平成 18 年に行った市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。また、本地区の課題として、水質保全があげられています。



イチイガシ[植物：ブナ科]



ひなだやま 日当山温泉 (隼人町姫城)



稲荷山公園 (隼人町真孝)

地区特性図 (隼人地区)

## ◆溝辺地区

### ○自然環境

本地区は市西部に位置し、本地区の中央を錦江湾に注ぐ網掛川が流れています。本地区の北西部に位置する長尾山周辺を中心として「キリシマミドリシジミ」、「キンラン」、「ウチョウラン」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

### ○生活環境

本地区の特徴として、鹿児島空港があります。鹿児島空港周辺では航空機騒音調査が実施されており、平成 24 年度はすべての調査地点で環境基準を達成しています。

代表的な河川としては、網掛川、宇曾ノ木川等があります。これらの河川の平成 24 年度における水質調査結果をみると、人為的排水の影響を受けやすい陵南団地下流部などでは BOD が環境基準値を超過しています。

また、本地区の汚水処理人口普及率は 51%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

### ○社会環境

平成 22 年国勢調査によると、本地区の人口は 8,442 人であり、平成 17 年調査から人口は減少しています。また、1 世帯当たりの人口は 2.36 人となっています。

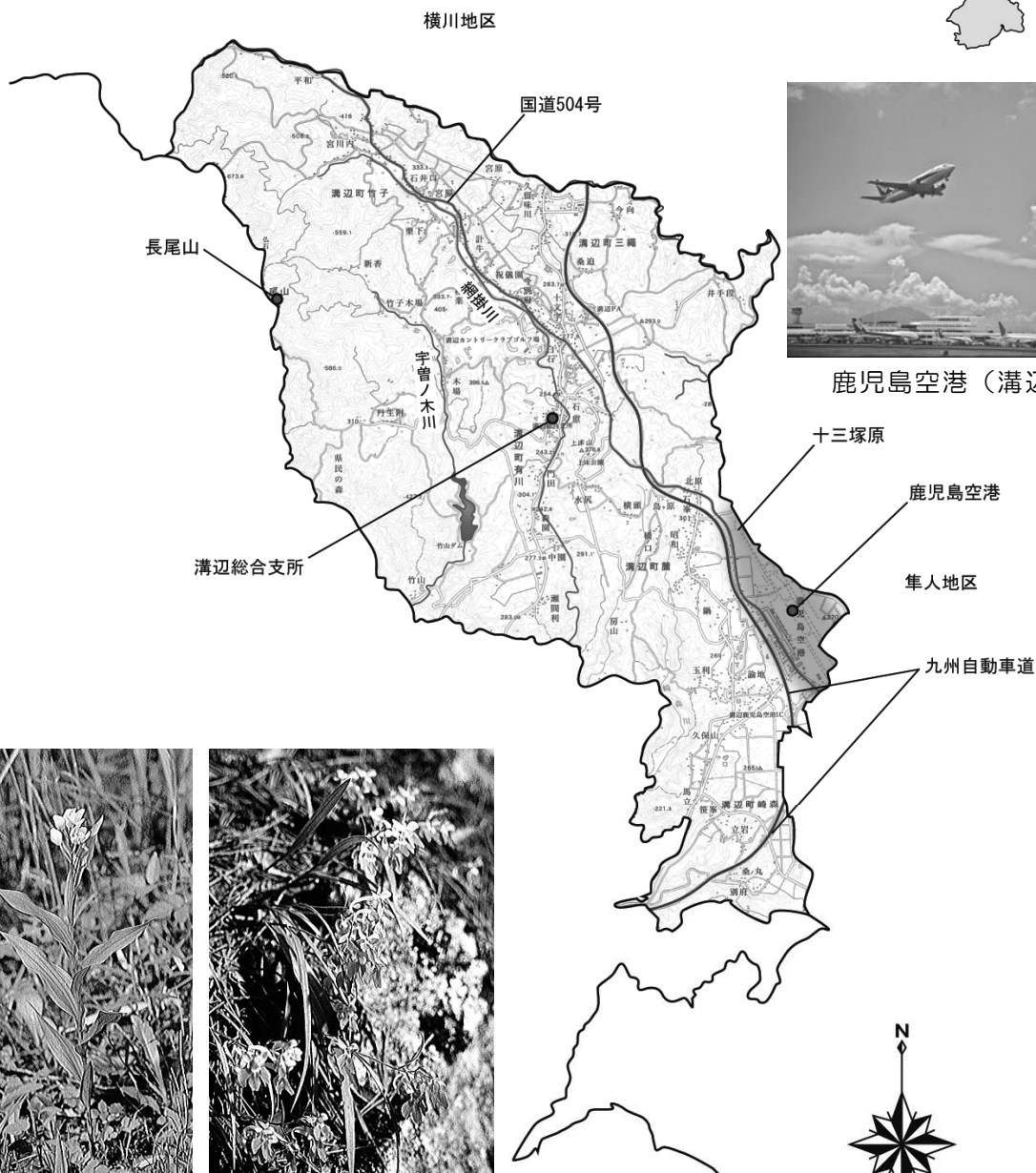
なお、本地区は、鹿児島空港、九州自動車道を中心として本市の広域的な玄関口としての特徴を有しています。

### ○市民意識

平成 18 年に行った市民アンケート結果によると、本地区の魅力として緑地環境と温泉があげられています。また、本地区の課題として、公共交通機関について不便を感じているという意見の割合が高くなっています。



クリスマスドリシジミ  
[昆虫類：チョウ目]



キンラン  
[植物：ラン科]



ウチョウラン  
[植物：ラン科]

※ キンラン・ウチョウランの出典：  
「日本の野生植物 草本Ⅰ 単子葉類」(1982年 平凡社)

地区特性図 (溝辺地区)

## ◆横川地区

### ○自然環境

本地区は市西端に位置し、天降川水系の上流河川である清水川、馬渡川などが流れており、これらの河川付近を中心として「アオハダトンボ」などの貴重な動物の生息が確認されています。

### ○生活環境

本地区の河川の平成 24 年度における水質調査結果をみると、ほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地区は地下水の利用率が高くなっており、平成 23 年度には、本地区内の5つの地点において地下水調査が実施されています。この結果をみると、テトラクロロエチレンが2地点で環境基準を超過しています。

さらに、本地区の汚水処理人口普及率は 60%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

### ○社会環境

平成 22 年国勢調査によると、本地区の人口は 4,767 人であり、人口は減少しています。また、1世帯当たりの人口は 2.22 人となっています。

本地区の基幹産業は農業であり、平地が少ないことから大規模農業の振興は困難ながらも、環境保全型農業に対する取組などが行われています。

本地区の憩いの場としての丸岡公園や歴史的な文化財も多く点在しています。

### ○市民意識

平成 18 年に行った市民アンケート結果によると、本地区の魅力として緑地環境があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通機関や生活排水対策」に対する不満があげられています。





アオハダトンボ  
[昆虫類：トンボ目]

※ アオハダトンボの出典：  
「日本産トンボ幼虫・成虫検索図説」  
(1998年 東海大学出版会)



丸岡公園 (横川町上ノ)



天降川源流 (横川町山ヶ野)



地区特性図 (横川地区)

## ◆牧園地区

### ○自然環境

本地区は市北部に位置し、大浪池や広大な山林を有する霧島錦江湾国立公園、霧島温泉郷などの自然資源が豊富です。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の生息・生育が確認されています。

河川については、天降川水系の上流河川である中津川、石坂川、万膳川などが流れており、気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

また、本地区の森林は、平成 19 年 3 月に鹿児島県内では初めて「森林セラピー\*基地」の認定を受け、「霧島市森林セラピー推進協議会」において、温泉や音楽などと融合した本市独自の「癒しのふるさと」づくりに取り組んでいます。

### ○生活環境

本地区の河川の水質調査は、中津川、石坂川などにおいて調査が行われています。平成 24 年度の結果をみると、ほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地区の汚水処理人口普及率は 55%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

### ○社会環境

平成 22 年国勢調査によると、本地区の人口は 8,099 人であり、減少傾向にあります。また、1 世帯当たりの人口は 2.08 人となっています。

本地区は温泉資源の豊富な観光地「霧島」として定着しており、県内外や外国から観光客が訪れています。宿泊施設も多く、夏季はキャンプ場もにぎわいます。

本地区は冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、高付加価値農業や環境保全型農業の振興が図られています。

### ○市民意識

平成 18 年に行った市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通機関や生活排水対策」に対する不満があげられています。



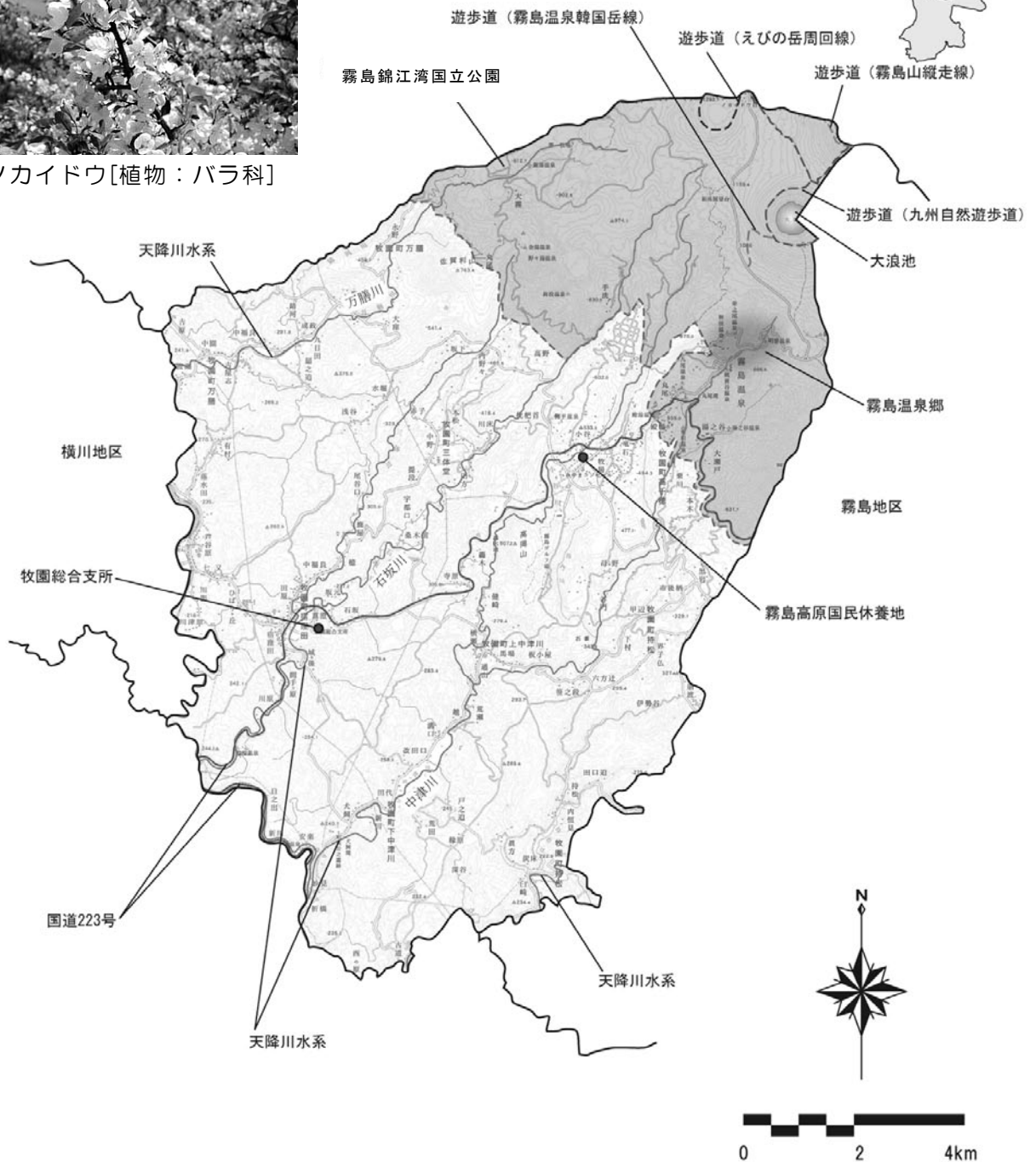
霧島温泉（牧園町高千穂）



小谷川上流溪谷  
（牧園町高千穂）



ノカイドウ[植物：バラ科]



地区特性図（牧園地区）

## ◆霧島地区

### ○自然環境

本地区は市北東部に位置し、自然林及びそこに生息する多様な生物、温泉資源など豊かな自然資源に恵まれています。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の生息・生育が確認されています。

河川については、天降川水系の上流河川である霧島川、手籠川などが流れており、気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

### ○生活環境

本地区の河川の水質調査は、手籠川、霧島川、狩川などにおいて調査が行われています。平成 24 年度の結果をみると、ほとんどの項目が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地区の汚水処理人口普及率は 42%と本市で最も低い状況にあります。

### ○社会環境

平成 22 年国勢調査によると、本地区の人口は 5,245 人であり、人口は減少しています。また、1 世帯当たりの人口は 2.21 人となっています。

本地区は「米・畜産・茶」などの農業と霧島神宮及びその周辺の自然資源や歴史・文化資源を活用した観光が基幹産業となっています。観光については、霧島錦江湾国立公園に指定されている雄大な自然や、霧島神宮をはじめとした史跡、テーマパーク的要素を有する神話の里公園などがあります。農業については本地区の冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、高付加価値農業や環境保全型農業の振興が図られています。

### ○市民意識

平成 18 年に行った市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通機関や生活排水対策」に対する不満があげられています。



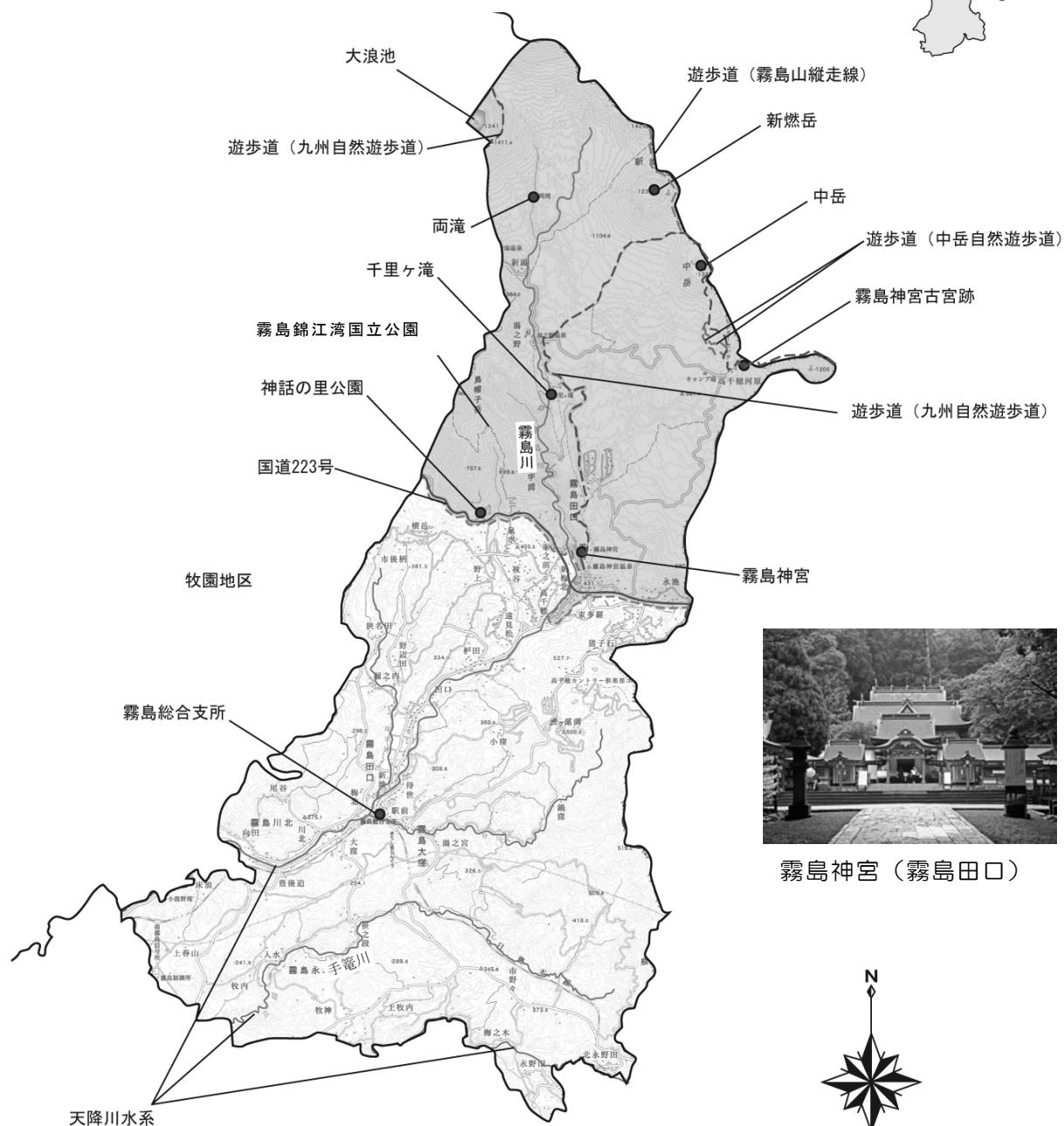
神話の里公園（霧島田口）



オガタマノキ[植物：モクレン科]



霧島地区



霧島神宮（霧島田口）



地区特性図（霧島地区）



## ◆福山地区

### ○自然環境

本地区は市南部に位置し、西側に錦江湾が位置しています。海岸地帯は年平均気温が 18℃程度と温暖であり、みかんや酢づくりが行われています。台地・丘陵地帯は年平均 15℃程度であり、志布志湾に注ぐ菱田川の源流地となっています。

なお、本地区においては、「ギンイチモンジセセリ」、「大隅半島北西部のススキ草原」、「鹿児島湾沿岸のアコウ個体群」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

### ○生活環境

本地区の河川の水質調査は、菱田川水系を中心として実施されています。平成 24 年度の結果をみると、人為的な排水の影響を直接受ける地点では環境基準の超過が目立ちます。

また、本地区の汚水処理人口普及率は 56%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

### ○社会環境

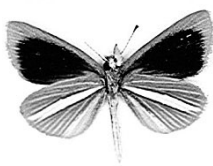
平成 22 年国勢調査によると、本地区の人口は 6,248 人であり、人口は減少しています。また、1 世帯当たりの人口は 2.33 人となっています。

本地区の産業は農業が主体であり、沿岸部では、温暖な気候を利用した果樹（温州みかん、錦江パール）栽培と天然米酢の製造が行われており、高原地域では、鹿児島黒牛の生産を中心とした畜産や高冷地野菜の栽培が盛んです。

なお、本地区には、鹿児島県指定の天然記念物である「福山のイチョウ」があります。

### ○市民意識

平成 18 年に行った市民アンケート結果によると、本地区の魅力として緑地環境があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通の便」、「生活排水対策」があげられています。



ギンイチモンジセセリ  
[昆虫類：チョウ目]

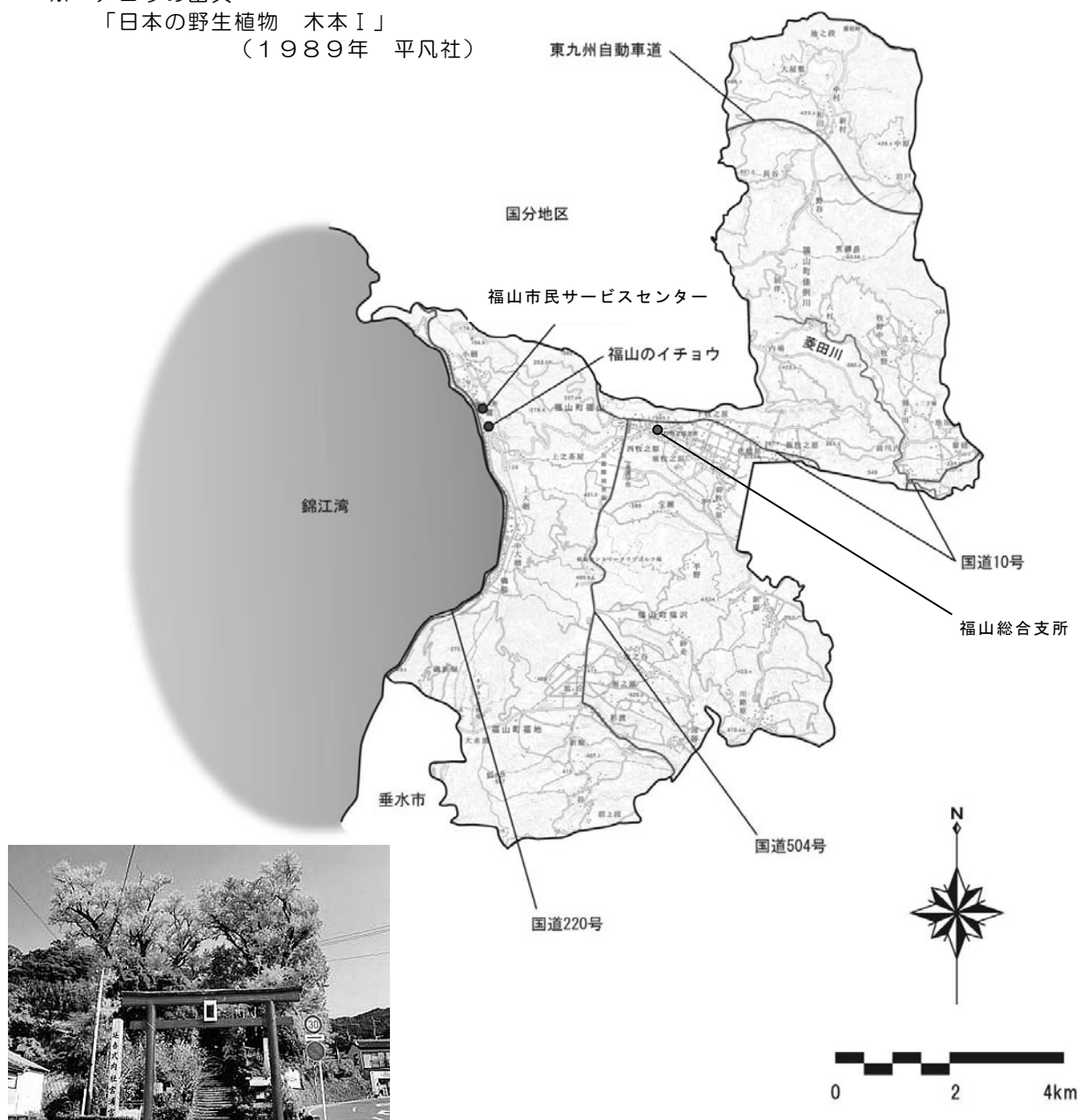


アコウ  
[植物：クワ科]



福山地区

※ アコウの出典：  
「日本の野生植物 木本Ⅰ」  
(1989年 平凡社)



福山のイチョウ (福山町福山)

地区特性図 (福山地区)

## 2-3. 地域別環境配慮指針

### ◆環境配慮指針《市街地》

- 天降川、錦江湾を中心とした自然景観の保全に努めるとともに、景観に配慮したまちづくりを推進しましょう。
- 「霧島市<sup>あもり</sup>天降川等河川環境保全条例」に基づき、市域を流れる河川の水環境を保全していきましょう。
- 下水道が整備された地域では下水道への早期接続を推進しましょう。
- 「錦江湾クリーンアップ作戦」など、海岸の美化活動を積極的に推進しましょう。
- 環境保全型農業の推進等、地下水の保全に努めましょう。
- ごみの発生抑制に努めましょう。
- 再使用やりサイクルに努めましょう。
- 分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。
- 自動車の使用を控え、できる限りバス、電車等の公共交通機関や徒歩・自転車を利用しましょう。
- エネルギーの有効利用に努めましょう。
- 太陽光等の再生可能エネルギーの利用を検討しましょう。
- 温泉を中心とした、自然とのふれあいの場を大切にし、積極的に活用しましょう。
- “まちなか”の緑化、保全に努めましょう。
- 「花いっぱい運動」を積極的に推進しましょう。
- 「霧島市生活環境美化条例」に基づき、環境美化に努めましょう。
- 各種自然観察会やこどもエコクラブを推進しましょう。

※「市街地」とは、国分・隼人地区の市街地を指します。

## ◆環境配慮指針《中山間地域》

- 各種の地域行事や環境学習などにより、地域の自然について学ぶとともに自然保護に努めましょう。
- 野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。
- 外来生物の飼育や栽培は、適切に最後まで責任を持ちましょう。
- 「霧島市天降川等河川環境保全条例」に基づき、地域を流れる河川の水環境を保全していきましょう。
- 下水道が整備された地域では下水道への早期接続を推進しましょう。
- 調理くず・廃食油等の適正処理や洗剤の適正使用を進め、生活排水等による水質汚濁の防止に努めましょう。
- 「霧島市生活環境美化条例」に基づき、環境美化に努めましょう。
- 市民や観光客に対して、ごみのぽい捨て禁止や持ち帰りを呼びかけましょう。
- ごみの発生抑制に努めましょう。
- 再使用やりサイクルに努めましょう。
- 分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。
- 環境保全型農業を推進し、地下水等の環境保全に努めましょう。
- 地域の農作物を積極的に購入しましょう。
- 文化財及び憩いの場などの地域資源や温泉を中心とした自然とのふれあいの場を大切にし、積極的に活用しましょう。

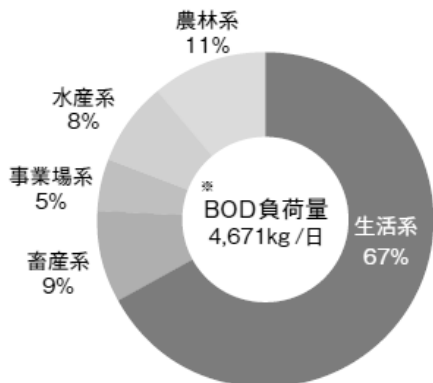
※「中山間地域」とは、国分・隼人地区の市街地を除く、他の地域を指します。

コラム[みんなで実行！生活排水対策]

私たちは、主に河川の水を水道水として利用しています。上流で使われ、放流された水は、下流の人たちがまた利用しています。限られた水を繰り返し使わなければならないからこそ、私たちは、その水を汚さないために、生活排水をできるだけきれいにして流す必要があります。

汚れの原因、約7割は生活系

霧島市内の河川を汚す原因となっているのは、生活系の割合が最も大きく、私たちの生活に伴う排水が、全体の約7割を占めています。川や海の浄化のためには、生活排水の汚れを減らすことが大切です。



鹿児島県「身近なふるさとの川 総合調査事業」より

ライフスタイルを見直しましょう

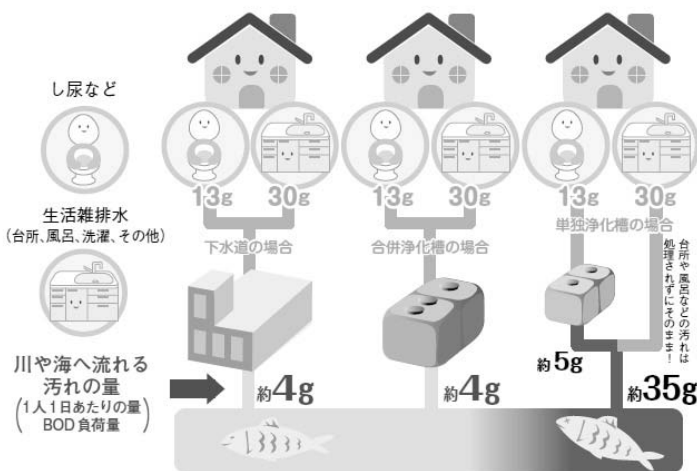
- その1) ふきとる  
食器等についた油汚れはゴムベラや古布等でふきとってから洗いましょう。
- その2) 流さない  
三角コーナーや水切りネットを活用し、食べ残しを直接流さないようにしましょう。
- その3) 適量を  
洗剤は、使う量が多いほど汚れがよく落ちるわけではありません。目分量ではなく、しっかり量って使いましょう。
- その4) かしく使おう  
温かいお風呂の残り湯を洗濯に使うとよごれ落ちがよくなり、洗剤の節約や節水になります。



下水道区域は下水道へ、その他は合併処理浄化槽へ接続しましょう。

汲み取り便槽や単独浄化槽は、し尿以外の台所や洗濯などの水がそのまま川や海などへ流れます。

一方、合併処理浄化槽は、トイレの水だけでなく、台所や洗濯などの生活排水も処理できる浄化槽です。右の図のように、何に接続しているかによって、川や海に流れ出る汚れの量には大きな違いがあります。



出典：「霧島市生活排水対策パンフレット～つないでいこう いのちの水～」





## 第6章 計画の推進

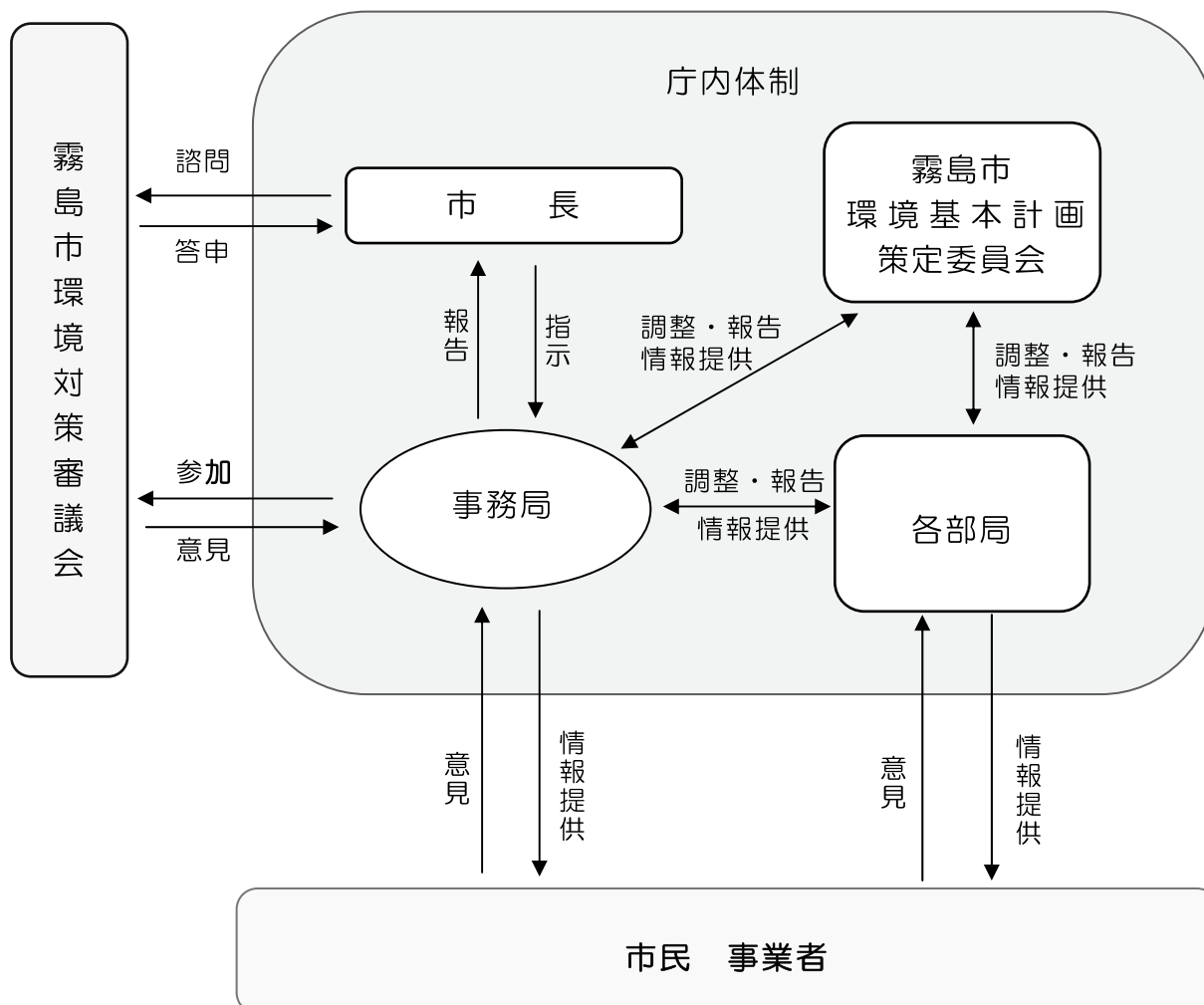
1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

## 1. 計画の推進体制

本市の目指す環境像の実現を最終目的として、本計画の着実な推進を図るためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で互いの役割を理解するとともに、自らできること、なすべきことを自覚して行動することが重要となります。

本計画の推進に向けた組織体制は下図のとおりであり、庁内各部局の代表者で構成される「霧島市環境基本計画策定委員会」において、本計画の進行状況や見直すべき事項等についてのデータ把握と調整を図ります。また、事務局が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映していきます。



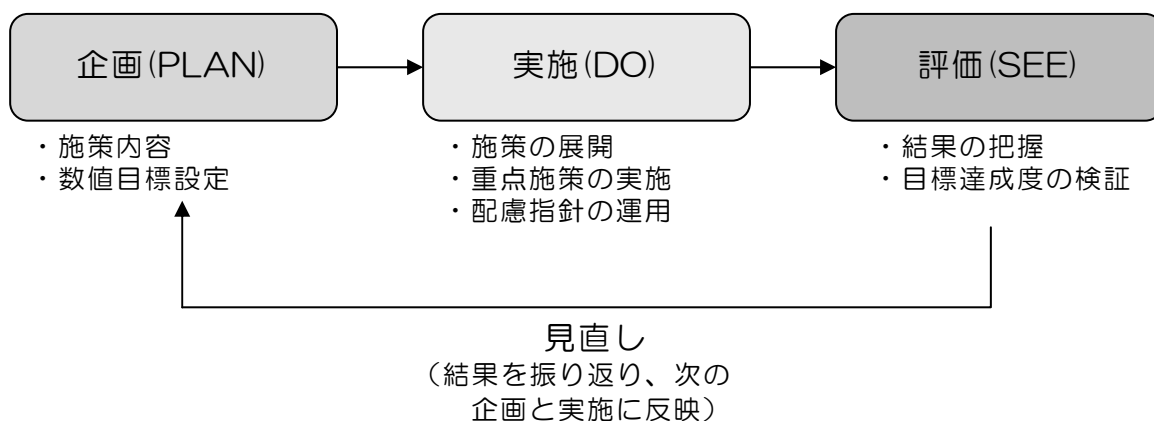
## 2. 計画の進行管理

本計画では、市民、事業者、市の各主体が協力して本市の目指す環境像の実現に向けた施策を着実に実行していくことが重要となります。そのためには、施策の進行状況や目標に対しての達成度について把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。

そこで、計画の進行に当たっては、「第一次霧島市総合計画」に準じ、成果重視の効果的・効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして全国的に取組が進みつつある「行政評価システム」を活用します。

行政評価システムでは、施策・基本事業・事務事業といった施策体系の各段階において、具体的な成果の指標やその目標値を設定することとしており、設定に当たっては、「進捗率」や「整備率」などの事業の実施量（活動量）を表す項目だけでなく、“事業の対象（人やモノ等）”が“どういう状態になることが望ましいのか”という視点を取り入れ、事業の効果について評価を行います。このような評価を毎年度実施し、また、その結果を広く市民に「年次報告書」として公表することにより、市民起点に立った行政運営の実現と透明性の確保を図ります。

さらに、本計画の策定段階からこのような行政評価システムの導入を前提とした検討を行い、計画と行政評価の体系に整合性をもたせることにより、「企画（PLAN）－実施（DO）－評価（SEE）」という行政経営のサイクルのより一層確実な運用を図ります。



## コラム[環境に関する作品展優秀作品：作文]

合併後1年が経過した平成18年度、「霧島市環境基本条例」の制定や「環境共生宣言」を行ったことを記念して開催された「環境に関する作品展」のうち、作文部門の優秀作品を紹介します。

### 今、私たちにできること

舞鶴中学校 1年 児玉 安悠奈

私たちの町は、有名な観光地であり、町を流れる「霧島川」「天降川」などが錦江湾へ流れていきます。祖父母の時代は、自然の川の流れてきれいな水に、数多くの魚類が泳ぎ子供たちも、水遊びや魚釣りなどをしたそうです。そして、夜になるとホタルが飛びかいてもきれいだっただけです。

今、私たちにできることは、少しずつでも昔の環境にもどしていくことではないでしょうか。今、川や海を汚している原因は、家庭からの生活排水が最も多いそうです。

町の一部では、公共下水道が整備されつつあるそうです。それにも、たくさんのお金がかかるのだそうです。今は、地下資源をめぐる国と国とが争っていますが、やがてきれいな水を国々がうばいあう時がくるかもしれません。自分たちの子供や孫たちのために、きれいな水にするべきだと思います。

あなたは、缶ジュースの残りを道路の側溝に流してはいませんか。あなたの家庭では、油を直接流してはいませんか。あなたの周りの人は、タバコのポイ捨てをしていますか。

水環境について考える今、わたしたちは何をすべきでしょうか。

宮崎県のある町では、水環境の回復に町が取り組み、合併浄化槽などの整備を行い四十年ぶりにホタルが飛びかう町に生まれ変わったそうです。もちろん、浄化槽だけできれいな水がもどるわけではありません。町の人、一人一人が水をきれいにするという心がけが実った成果だと思います。

今、私が思うことは、私の子供が生まれたら、ホタルやトンボがたくさん飛びかっている霧島の川や、海で安心して水遊びなどをさせてやりたいということです。そのためには、自分だけでなく友達や周りの人たちにも、水の大切さを、うたえていかなければいけないでしょう。

この霧島市は、鹿児島県の中央に位置し、人口、面積、共に県下二番目の都市になりました。霧島は、国立公園であり、鹿児島島の空の玄関口である鹿児島空港には、外国からの観光客、県外からの観光客がたくさんおとずれています。せっかく、お客様がきてくださるので、日本に来る、世界中の人々に、きれいな霧島市をはじめ、鹿児島県、美しい日本を見てほしいと思います。これは、一人一人の小さな心がけで、少しずつでも変えられることなのではないでしょうか。

私は、ゴミのポイ捨てはもちろん、家の手伝いで水環境に悪いものは、できるだけ流さないようにしたいと思います。

みなさん、私たちの子孫のために美しい霧島市を残しましょう。



## 資料編

- 資料－1 霧島市環境基本計画の策定経緯
- 資料－2 霧島市環境基本計画の中間見直し経緯
- 資料－3 第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連
- 資料－4 市の宣言
- 資料－5 市民アンケート結果
- 資料－6 関係法令
- 資料－7 霧島市環境基本条例
- 資料－8 霧島市生活環境美化条例
- 資料－9 霧島市天降川等河川環境保全条例
- 資料－10 用語の説明

## 資料－１ 霧島市環境基本計画の策定経緯

## １．霧島市環境対策審議会における策定経緯

年月日	内 容
平成18年10月10日	霧島市環境基本計画の策定について諮問 環境基本計画策定のための実施計画について アンケートについて
平成19年 3月28日	環境基礎調査の結果報告について 環境課題の抽出について
平成19年 5月16日	環境施策の体系について
平成19年 8月29日	環境像について 骨子等について
平成19年10月23日	環境基本計画策定状況の報告
平成19年12月21日	環境基本計画案について
平成20年 2月12日	環境基本計画案について パブリックコメントの実施について
平成20年 3月14日	霧島市環境基本計画について答申

## 霧島市環境対策審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
石窪 奈穂美	経済産業省消費生活アドバイザー
上野 武次	国分北小学校（教諭）
大庭 薫	自治公民館長の代表（敷根地区自治公民館長）
岡林 悦子	第一工業大学（講師）
久徳 ミツエ	あいら農業協同組合の代表（婦人部長）
黒木 辰二	始良・伊佐地区衛生自治体連合会（会長）
塩川 哲郎	NPO法人地球環境フォーラム鹿児島（事務局長）
田中 セツ子	霧島市国分生活学校の代表
堂込 清三	内水面漁業協同組合の代表（日当山天降川漁業協同組合代表）
有村 博	始良・伊佐地域振興局（建設部河川港湾課長）
副委員長 浜本 奈鼓	NPO法人くすの木自然館（専務理事）
委員長 平田 登基男	鹿児島工業高等専門学校（土木工学科教授）
船隈 真佐喜	始良・伊佐地域振興局（保健福祉環境部衛生・環境課長）
前田 久紀	地域環境関連団体の代表
湊 千廣	地域環境関連団体の代表



## 2. 霧島市環境基本計画等策定委員会における策定経緯

年月日	内 容
平成18年10月 4日	「霧島市環境基本計画等策定委員会」について 環境基本計画策定のための実施計画について アンケートについて
平成18年12月27日	環境基礎調査の中間報告 ①既存資料調査について ②アンケートについて ③天降川ウォッチングについて
平成19年 3月23日	既存資料調査報告書について アンケート調査結果報告書について 地区懇談会について 環境課題の抽出について
平成19年 4月26日	環境像について 施策の体系について
平成19年 7月31日	環境像について
平成19年11月27日	環境基本計画案について
平成20年 1月29日	環境基本計画案について

### 霧島市環境基本計画等策定委員会組織

部 名	職 名
生活環境部	委員長 生活環境政策課長
	副委員長 環境衛生課長
	衛生施設課長
総務部	総務課長
	財政課長
企画部	企画政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
商工観光部	商工観光政策課長
建設部	建設政策課長
	下水道課長
水道部	管理課長
教育部	学校教育課長
	生涯学習課長

事務局：生活環境部 生活環境政策課

## 3. 霧島市環境基本計画等策定委員会専門部会における策定経緯

年月日	内 容
平成18年10月11日	「霧島市環境基本計画等策定委員会」について 環境基本計画策定のための実施計画について アンケートについて
平成18年12月27日	環境基礎調査の中間報告 ①既存資料調査について ②アンケートについて ③天降川ウォッチングについて
平成19年 3月23日	既存資料調査報告書について アンケート調査結果報告書について 地区懇談会について 環境課題の抽出について
平成19年 4月26日	環境像について 施策の体系について
平成19年 6月22日	環境像について
平成19年 7月31日	環境像について
平成19年 9月 5日	環境配慮指針について 施策の展開について 重点施策について
平成19年10月15日	計画の基本的事項について 霧島市の目指す環境像について 施策の展開について 重点施策について 環境配慮指針について 計画の推進について
平成19年11月12日	環境基本計画案について
平成20年 1月18日	環境基本計画案について

## 霧島市環境基本計画等策定委員会専門部会組織

部 名	職 名
生活環境部	部会長 生活環境政策課 政策係長
	環境衛生課 環境保全係長
	衛生施設課 施設管理係長
総務部	総務課 総務研修グループ長
	財政課 財務第1グループ長
企画部	企画政策課 企画政策グループ長
農林水産部	農林水産政策課 政策係長
商工観光部	商工観光政策課 政策係長
建設部	建設政策課 政策係長
	下水道課 業務係長
水道部	管理課 水道政策グループ長
教育部	学校教育課 学事係長
	生涯学習課 生涯学習係長

事務局：生活環境部 生活環境政策課

## 資料－２ 霧島市環境基本計画の中間見直し経緯

年月日	委員会等	内容
平成24年5月24日	第1回策定委員会 第1回専門部会	霧島市環境基本計画中間見直し基本方針について 霧島市環境基本計画中間見直しに係る今後の作業について
平成24年9月28日	第2回専門部会	第3章「施策の展開」の中間見直し箇所について ①「自然環境」に関する施策の中間見直し箇所について ②「循環型社会」に関する施策の中間見直し箇所について
平成24年10月3日	第3回専門部会	第3章「施策の展開」の中間見直し箇所について ③「生活環境」に関する施策の中間見直し箇所について 第4章「重点施策」の中間見直し箇所について 第5章「環境配慮指針」の中間見直し箇所について
平成24年10月19日	第4回専門部会	第3章「施策の展開」・第4章「重点施策」・第5章「環境配慮指針」の中間見直し箇所について
平成24年12月18日	第5回専門部会	専門部会案の変更について
平成24年12月26日	第2回策定委員会	第3章「施策の展開」・第4章「重点施策」・第5章「環境配慮指針」の中間見直し箇所について
平成25年1月18日	第3回策定委員会	第2回策定委員会における意見等について 数値目標等について
平成25年1月30日	第25回環境対策審議会	【諮問】霧島市環境基本計画の中間見直し（案）について
平成25年2月6日	第26回環境対策審議会	【答申】霧島市環境基本計画の中間見直し（案）について

資料編

霧島市環境対策審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	備考
副委員長 石窪 奈穂美	経済産業省消費生活アドバイザー・鹿児島県環境学習アドバイザー
上野 武次	鹿児島県環境学習アドバイザー
大坪 徹	NPO法人霧島サンバイオ理事長
川口 和美	霧島市生活研究グループ連絡協議会の代表
迫坪 敏宏	始良伊佐地域振興局（保健福祉環境部衛生・環境課長）
竹迫 勝美	あいら農業協同組合の代表（あいら農業協同組合企画管理部長）
田中 セツ子	霧島市国分生活学校の代表
田中 正義	霧島市自治公民館連絡協議会の代表（隼人姫城地区自治公民館長）
辻 由紀子	環境省環境カウンセラー
津田和 勝	内水面漁業協同組合の代表（松永漁業協同組合の代表）
濱川 浩哉	霧島市環境保全協会の代表（霧島市環境保全協会隼人支部の代表）
浜本 奈鼓	NPO法人くすの木自然館専務理事・環境省環境カウンセラー
委員長 平田 登基男	鹿児島工業高等専門学校名誉教授
前田 久紀	地域環境関連団体の代表
湊 千廣	地域環境関連団体の代表

霧島市環境基本計画策定委員会組織

部名	職名
生活環境部	委員長 環境衛生課長
	副委員長 衛生施設課長
総務部	総務課長
	財務課長
企画部	企画政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
商工観光部	商工振興課長
建設部	建設政策課長
	下水道課長
水道部	管理課長
教育部	学校教育課長
	生涯学習課長

事務局：生活環境部 環境衛生課

霧島市環境基本計画策定委員会専門部会組織

部名	職名
生活環境部	部会長 環境衛生課 生活環境政策グループ長
	副部会長 環境衛生課 環境保全グループ長
	衛生施設課 施設管理グループ長
総務部	総務課 総務管理グループ長
	財務課 財政第1グループ長
企画部	企画政策課 企画政策グループ長
農林水産部	農林水産政策課 政策グループ長
商工観光部	商工振興課 商工観光政策グループ長
建設部	建設政策課 政策グループ長
	下水道課 業務グループ長
水道部	管理課 水道政策グループ長
教育部	学校教育課 学事グループ長
	生涯学習課 生涯学習グループ長

事務局：生活環境部 環境衛生課

## 資料－３ 第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連

### １．第一次霧島市総合計画

#### （１）第一次霧島市総合計画策定趣旨

第一次霧島市総合計画は、「新市まちづくり計画」を基本としながら、本市の課題や目標をより明確化し、限られた資源（財源、人など）を効果的・効率的に配分するための仕組みである「行政評価」を前提として策定したものです。なお、第一次霧島市総合計画は、市政運営における最上位計画となるもので、今後のまちづくりにおいて行政・市民・団体等の取組の指針となるものです。

#### （２）第一次霧島市総合計画の構成と期間

第一次霧島市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなり、計画の期間は「霧島市環境基本計画」と同様、平成２０年度から平成２９年度までの１０年間です。

##### ① 基本構想

本市の将来を長期的に展望し、まちづくりの基本理念と市の将来像を示すとともに、これを実現するための基本方針等を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営の指針となるべきものです。この基本構想の計画期間は、平成２０年度から平成２９年度までの１０年間です。

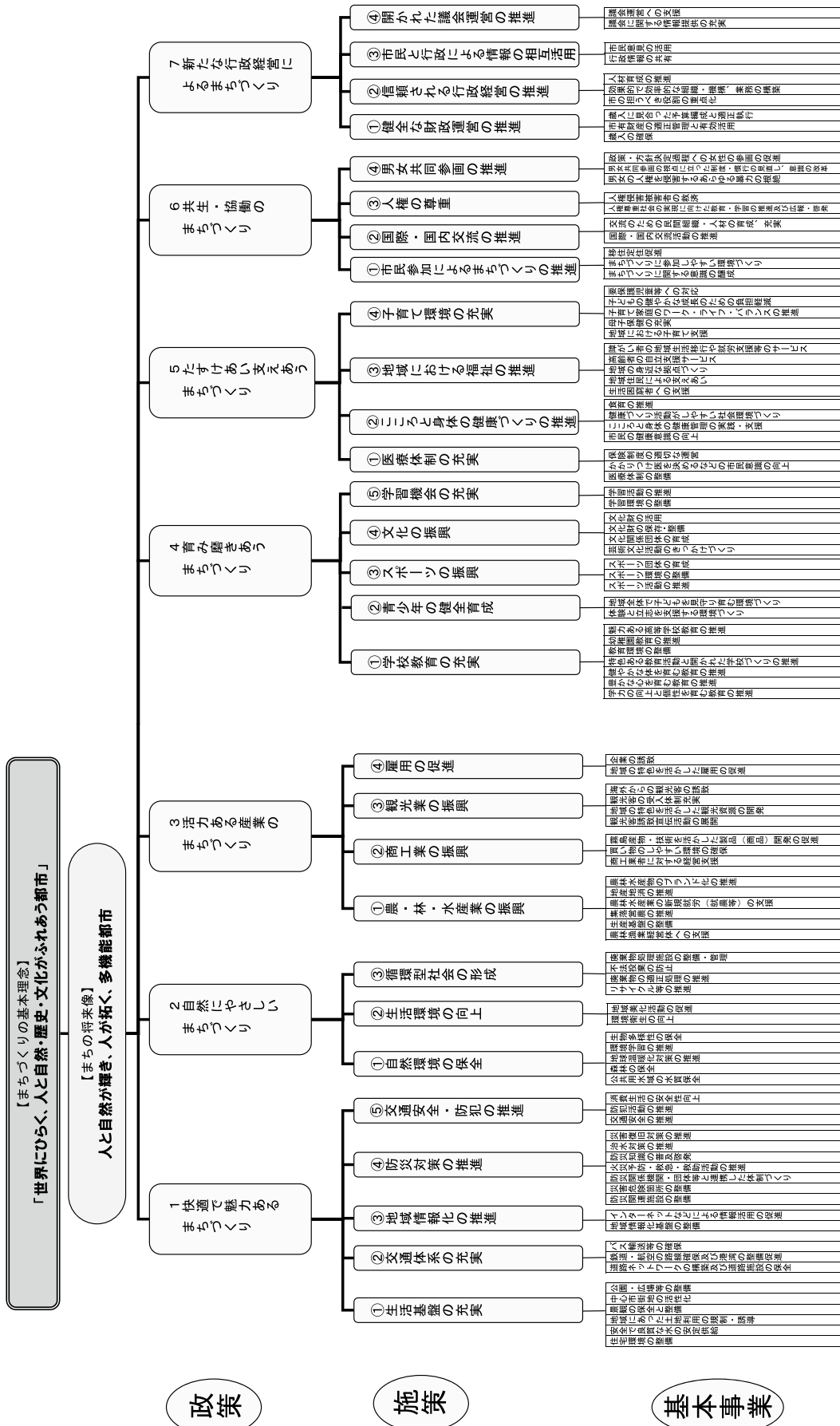
##### ② 基本計画

基本計画は、基本構想を受け、基本方針（７つの政策）を達成するための施策体系を示すものであり、この基本計画の計画期間は、平成２０年度から平成２４年度までの前期５年間、平成２５年度から平成２９年度までの後期５年間となっています。

##### ③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた各施策及び基本事業を、具体的事業として財政的な裏づけのもとで実施していくことを目的とするもので、この実施計画の計画期間は基本的に３年間とし、毎年度更新するローリング方式となります。

## 2. 第一次霧島市総合計画体系図（後期基本計画）





### 3. 第一次霧島市総合計画から霧島市環境基本計画への施策展開

第一次霧島市総合計画（後期基本計画）から霧島市環境基本計画への施策展開の内容は、次のとおりです。

第一次霧島市総合計画		霧島市環境基本計画		
施策	基本事業	施策の展開		
自然環境の保全	●森林の保全	自然環境	●山・川・海（自然環境の保全）	
	●公共用水域の水質保全			
自然環境の保全	●環境学習の推進			●自然とのふれあい（自然環境の活用）
自然環境の保全	●生物多様性の保全			●様々な生物（生物多様性の保全）
生活基盤の充実	●公園・広場等の整備			●身近な緑（公園等の緑化）
自然環境の保全	●地球温暖化対策の推進			●未来のために（地球温暖化対策）
自然環境の保全	●環境学習の推進	●環境を考える（環境教育・環境学習）		
生活環境の向上	●環境衛生の向上	生活環境	●快適な生活（公害等の防止対策の推進）	
生活環境の向上	●環境衛生の向上		●きれいな空気（大気環境の保全）	
自然環境の保全	●公共用水域の水質保全		●きれいな水（生活排水対策）	
生活環境の向上	●環境衛生の向上		●快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）	
文化の振興	●文化財の保存・整備		●美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）	
	●文化財の活用			
生活基盤の充実	●景観の保全と整備		●きれいなまち（環境美化活動の促進）	
生活環境の向上	●地域美化活動の促進			
循環型社会の形成	●リサイクル等の推進	循環型社会	●ごみ問題（循環型社会の形成）	
	●廃棄物の適正処理の推進			
	●不法投棄の防止		●一般廃棄物処理施設（施設の整備・管理）	
	●廃棄物処理施設の整備・管理			

## 資料－４ 市の宣言

### 市の宣言

#### ○ 道義高揚・豊かな心推進宣言

人の行うべき正しい道が道義です。

現代社会は、礼儀作法の乱れ、道義心の低下、人権の軽視、青少年の非行が目立ち、地域社会においても連帯感や協調性がうすれています。

私たちは、このような社会現象を認識し、市民一人一人が自覚し、豊かな心をはぐくむため、自主的学習や実践活動のより一層の推進を目指し、ここに「道義高揚・豊かな心推進宣言」をいたします。

#### ○ 国際観光文化立市宣言

霧島からアジア・世界へ。

私たちのまちには、日本最初の国立公園の指定を受けた霧島連山や温泉・郷土芸能など、豊かな観光資源に恵まれています。

そして、神話の里でもある、まさに日本の原点であり、現在も霧島国際音楽祭が開かれるなど、多くの歴史と文化があります。

また、この地は、国際空港を擁し世界各国や日本各地から訪れる方々を、温かくもてなし、再び訪れたいくなるような観光地づくりを目指し、ここに「国際観光文化立市宣言」をいたします。

#### ○ 環境共生宣言

自然豊かな霧島連山と天降川、そして錦江湾の海は私たちが祖先より引き継いだ大事な宝物です。

この豊かな自然を守り、育て将来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちに与えられた責務であります。

私たちは、人と自然が共生する社会を目指し、ここに「環境共生宣言」をいたします。

#### ○ 増健・食農育宣言

健康な身体は、バランスの取れた食事から創られます。

生涯を通して、心身ともに健康でいきいきと幸せにくらすことは、市民すべての願いです。

心身の健康を確保し、豊かな人間性をはぐくむための「食」とそれを支える「農」は、不可欠のものです。

私たちは、食べることは命をいただくことという意識を育て、地産地消を推進し、生活習慣病の予防に努め、健康で活力に満ちた笑顔あふれる社会を目指し、ここに「増健・食農育宣言」をいたします。

#### ○ 非核平和宣言

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いであります。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争がたえません。

私たちは、生命の尊厳を深く認識し、戦争のない住みよい世界を願い、ここに「非核平和宣言」をいたします。

## 資料－５ 市民アンケート結果

ここでは、平成24年4月に実施した市民アンケートのうち、本計画に関連する事項について、その一部を抜粋し、ご紹介いたします。

### １．アンケート概要

- ・ サンプル数： 3,000人 市内在住の20歳以上を対象とした無作為抽出
- ・ 回答数： 1,160人（回収率：38.7%）

### ２．アンケート結果（一部抜粋）

#### （１）自然環境が保全されていると感じる市民の割合【p.12 関連】

質問項目	良くなってきている	やや良くなってきている	変わらない	やや悪くなってきている	悪くなってきている	わからない	無回答
2、3年前と比べて市域の自然環境についてどのように感じているかについて	9.7%	27.0%	41.9%	6.3%	3.0%	11.1%	1.0%

注)「自然環境が保全されていると感じる市民の割合」＝「良くなってきている」＋「やや良くなってきている」＋「変わらない」

#### （２）樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいに関する満足度【p.14 関連】

質問項目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいについて満足しているかについて	13.5%	47.8%	18.4%	7.8%	10.8%	1.8%

注)「樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいに関する満足度」＝「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」

#### （３）身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合【p.18 関連】

質問項目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
身近な地域で公園・広場が整備されているかについて	24.2%	39.3%	17.8%	14.3%	3.5%	0.8%

注)「身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合」＝「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」

**(4) 生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合【p. 24 関連】**

質問項目	良くなってきている	やや良くなってきている	変わりがない	やや悪くなってきている	悪くなってきている	わからない	無回答
2、3年前と比べて身近な生活環境についてどのように感じているかについて	9.3%	26.9%	46.3%	7.0%	2.4%	7.6%	0.5%

注)「生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合」＝「良くなってきている」＋「やや良くなってきている」＋「変わりがない」

**(5) まち並みのゆとりや美しさに関する満足度【p. 32 関連】**

質問項目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
美しい街並みが整備されているかについて	7.6%	44.7%	26.7%	13.8%	5.7%	1.6%

注)「まち並みのゆとりや美しさに関する満足度」＝「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」

**(6) 美化活動に参加した市民の割合【p. 34 関連】**

質問項目	週に1回以上行っている	月に数回程度行っている	年に数回程度行っている	全く行っていない	無回答
この1年間に美化活動に参加したことがあるかについて	1.5%	7.0%	56.6%	34.4%	0.6%

注)「美化活動に参加した市民の割合」＝「週に1回以上行っている」＋「月に数回程度行っている」＋「年に数回程度行っている」

**(7) 霧島市生活環境美化条例・霧島市<sup>あもり</sup>天降川等河川環境保全条例の認識度【p. 44・46 関連】**

質問項目	霧島市生活環境美化条例の認識度	霧島市 <sup>あもり</sup> 天降川等河川環境保全条例の認識度
良好な環境を次世代に継承するために環境に関する様々な市のルール(条例)、計画を知っているかについて	15.7%	15.0%

**(8) 過去3年間に環境学習に参加したことの市民の割合【p. 52 関連】**

質問項目	参加したことがある	参加したことはない
この3年間で市民団体や地区自治公民館、自治会などが開催する自然環境をテーマとする学習活動に参加したことがあるかについて	11.9%	86.8%

## 資料－6 関係法令

### 1. 大気関係

#### (1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）として定められています。

物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

備考 1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

#### (2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

#### (3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境基準
ダイオキシン類	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

#### (4) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準

物質	環境基準
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径2.5μm以下のもの。

## 2. 水質関係

### (1) 水質汚濁に係る環境基準

#### ① 人の健康の保護に関する環境基準：公共用水域に適用

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下

- 備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。



## ② 生活環境の保全に関する環境基準：公共用水域に適用

## ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、 水産1級、 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級、 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2 級、農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3 級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用水利用については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全</li> <li>2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの<br/>水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの<br/>水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの</li> <li>3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の<br/>水産生物用<br/>水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用<br/>水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用</li> <li>4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの<br/>工業用水2級：薬品注入等による高度の浄化操作を行なうもの<br/>工業用水3級：特殊の浄化操作を行うもの</li> <li>5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度</li> </ol> |
|--|

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄化操作、又は、特殊な浄化操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIVの欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

- 備考
1. 基準値は年間平均値とする。
  2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
  3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## ウ 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

## エ 水生生物に係る環境基準

区分	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
			全 亜 鉛	ノニルフェノール
河川・湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下
	生物特B	生物A又はBの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下	0.0007mg/ℓ 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

## (2) 霧島市域公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

河川（BOD等）に係る環境基準（平成24年3月末現在）

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
河川	網掛川	全域	A	田中橋
	天降川	全域	A	新川橋
	中津川	全域	A	犬飼橋
	検校川	全域	A	検校橋

河川（水生生物の保全）に係る環境基準（平成24年3月末現在）

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
河川	天降川	全域	生物B	新川橋
	網掛川	全域	生物B	田中橋
	中津川	全域	生物B	犬飼橋
	検校川	全域	生物B	検校橋

海域（COD等）に係る環境基準（平成24年3月末現在）

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
海域	鹿児島湾(1)	全域	A	基準点1～4

海域（全窒素及び全燐）に係る環境基準（平成24年3月末現在）

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
海域	鹿児島湾(1)	全域	Ⅱ	基準点1～4

出典：「平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（鹿児島県）

## (3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

## ① 人の健康の保護に関する項目（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ
有機燐化合物	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/ℓ 海 域 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/ℓ 海 域 15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ
1,4-ジオキサソ	0.5 mg/ℓ

備考1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

## ② 生活環境の保全に関する項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ
フェノール類含有量	5 mg/ℓ
銅含有量	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	2 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
クロム含有量	2 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ)
燐含有量	16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ)

備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

## (4) 水浴場水質判定基準

区 分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	化学的酸素要求量 (COD)	透 明 度
適	水質 AA 不検出(検出限界 2 個 / 100ml)	油膜が認められない。	2 mg/ℓ 以下(湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透(1m 以上)
	水質 A 100 個 / 100ml 以下	油膜が認められない。	2 mg/ℓ 以下(湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透(1m 以上)
可	水質 B 400 個 / 100ml 以下	常時は油膜が認められない。	5 mg/ℓ 以下	1m 未満 ~50cm 以上
	水質 C 1,000 個 / 100ml 以下	常時は油膜が認められない。	8 mg/ℓ 以下	1m 未満 ~50cm 以上
不 適	1,000 個 / 100ml を超えるもの。	常時油膜が認められる。	8 mg/ℓ 超	50cm 未満

備考：同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を未満のことをいう。

### 3. ダイオキシン類関係

#### (1) 耐容一日摂取量

(TDI : ヒトが一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりのダイオキシン類摂取量)  
ダイオキシン類の当面の耐容一日摂取量(TDI)を4pg-TEQ/kg体重/日とする。

#### (2) 環境基準

(環境中のダイオキシン類濃度の基準)

- 大気 → 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下 (年平均値)
- 水質 → 1 pg-TEQ/ℓ 以下 (年平均値)
- 底質 → 150 pg-TEQ/g 以下
- 土壌 → 1,000 pg-TEQ/g 以下

出典：「平成23年版 環境白書」(鹿児島県)



## 4. 騒音・振動関係

### (1) 騒音に係る環境基準

#### 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

#### 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

#### 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。

1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域)
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。  
(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

## (2) 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値(単位 WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域 (旧溝辺町の区域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域)	70 以下
II	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 (旧溝辺町の区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)	75 以下

## (3) 騒音規制法に基づく規制基準

## ① 特定工場等

時間区分	基準値			
	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	50 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70 デシベル以下
朝夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	45 デシベル以下	50 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 (午後10時から午前6時まで)	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下

## ② 自動車騒音

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

## ③ 特定建設作業

騒音レベル	85 デシベル以下(敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域: 午後7時～午前7時 第2号区域: 午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域: 10時間以内 第2号区域: 14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

## (4) 振動規制法に基づく規制基準

## ① 特定工場等

時間区分	基準値	
	区域の区分	
	第1種区域	第2種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 (午後7時から午前8時まで)	55 デシベル以下	60 デシベル以下

## ② 道路交通振動

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

## ③ 特定建設作業

振動レベル	75 デシベル以下 (敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域：午後7時～午前7時 第2号区域：午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域：10時間以内 第2号区域：14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

## 資料－7 霧島市環境基本条例

目次

前文

- 第1条 目的
  - 第2条 定義
  - 第3条 基本理念
  - 第4条 市の責務
  - 第5条 事業者の責務
  - 第6条 市民の責務
  - 第7条 各主体の協働等
  - 第8条 環境施策の策定等に係る基本方針
  - 第9条 環境基本計画
  - 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
  - 第11条 快適な環境の確保
  - 第12条 資源の循環的な利用等の促進
  - 第13条 環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進
  - 第14条 規制の措置
  - 第15条 環境教育等の推進
  - 第16条 自発的な民間団体等の活動の促進
  - 第17条 情報の収集及び提供等
  - 第18条 推進体制等の整備
  - 第19条 国、県及び他の地方公共団体との連携
  - 第20条 委任
- 附則

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

【趣旨】

本条例には条文の前に前文を置いています。前文とは、法律や条例の各条文の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的な立場を述べた文章であり、法令制定の趣旨を厳粛に宣言する必要があるときに置かれることがあります。本条例においては、本市の環境政策の基本的な考え方が示されています。本市の発展経緯、悪化する環境の現状、環境保全の必要性等を述べ、環境の保全及び形成を市民が一体となって推進することを宣言しています。

【用語】

「社会経済活動」

社会の中で、個人や企業などが生活や消費といった活動を行うことを指します。

「環境」

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、諸法令において、また、様々な文献において、多様な意味に用いられています。本条例が対象とすべき「環境」の範囲についても、環境施策に関するその時代の社会的ニーズや市民的認識の変化に伴って移り変わっていくものであり、画一的に定義することは困難です。（ただし、本条例が対象とすべき「環境」の範囲に、経済環境や福祉に係る環境などは含まれません。）

「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会をつくることをいいます。

「協力協働」

「協力」とは、力をあわせることであり、「協働」とは、協力して働くことです。条例中の類似の言葉として「連携」があり、両者の使い分けは必ずしも明確ではありませんが、「協力協働」は実際に行動を喚起する条文に、「連携」は理念的な意味合いの条文に用いられています。特に「協働」という言葉には、より積極的な参画への期待が込められています。

「環境の保全と形成」

「環境の保全と形成」とは、環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良好な状態に保つことに加え、積極的に良好な環境を創り出すことをいいます。環境の形成の例として、緑、水等を生かした都市施設の整備や歴史的文化的遺産の活用等都市アメニティ（快適な環境）の形成、ビオトープ（野生生物が共存共生できる生態系を持った場所）の整備等自然環境の形成などが挙げられます。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## 【趣旨】

本条は、環境基本条例が規定している事項（基本的な考え方や市、事業者及び市民といった主体の責務、環境の保全と形成に関する基本的な施策等）をまとめて記述し、本条例の最終目的が「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」として掲げており、環境基本法第1条にも同様の規定があります。

## 【用語】

## 「総合的かつ計画的に推進」

「総合的に推進」とは、本条例に規定する各種施策の連携を図るとともに、市だけではなく事業者や市民の各主体の取組も含め、全体として推進していくことを指しています。また、「計画的に推進」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画をはじめとする計画を策定し、これに基づいて施策を進めていくことをいいます。

## 「現在及び将来の市民」

今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに、将来の世代にもわたって影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題であることから、環境の保全と形成が、現在の世代だけではなく、将来の世代の市民をも対象としていることを明示したものです。

## 「健康で文化的な生活」

都市において確保されるべき環境の価値を位置付けたもので、憲法第25条第1項に記載があります。「健康で文化的な生活」を確保する上において、環境の保全を図ることが極めて重要であることを示し、これを条例制定の目的としています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び形成 環境の保護及び整備を図ることによって、これを人をはじめとする生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

本条例で使われる言葉のうち、重要な概念であり、繰り返し用いられる言葉の意味を説明します。なお、第2号から第4号までは、環境基本法第2条に同様に規定されています。

【用語】

「人の活動により」

本条例でいう環境への負荷とは、人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や全くの自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害は含まれません。

「環境の保全上の支障」

何らかの措置を講じなければならない程度に環境が悪化している状態のことをいいます。例えば、人の活動によって自然環境が損なわれることによって人の健康や生活環境に係る被害が生ずることや、開発行為等による自然環境の劣化や必要な自然環境の整備がなされないことによって自然の恵沢が得られないことをいいます。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び形成は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び形成は、人と自然の共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、市域全般で社会経済活動及び生活様式を問い直し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び形成は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し、すべての日常生活及び事業活動において、公平な責務分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力連携して行われなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の生活基盤である市域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受け入れることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、今後の環境行政を推進する上で、その前提となる基本的認識、施策と行動の基本原則、目標を明らかにした4つの基本理念を定めたものです。

第1項では、環境の保全及び形成を適切に実施し、豊かな環境を将来の世代に継承することについて、第2項では、社会経済活動及び生活様式を問い直し、持続的発展が可能な循環型地域社会を形成することについて、第3項では、各主体がそれぞれの責務を認識し、積極的な取組と相互協力を行うことについて、また、第4項の地球環



境保全では、事業活動や市民生活が少なからず地球環境に負荷を与えていることから、地球市民であるとの意識を持ち環境に負荷を与えない行動に努めるべきことについてそれぞれ規定しています。

#### 【用語】

##### 「循環型地域社会」

「循環型社会」とは、環境庁検討会からの報告書に、「大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとする社会」とあり、いわゆる3R（Reduce（廃棄物の発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用））の取組を通して、天然資源の大量消費と廃棄物の大量廃棄による環境負荷が軽減される社会をいいます。また、「地域社会」とは、本市域全体を指しています。

なお、近年は、上記の3Rのうち、Reduceが特に重要であるという認識が広がっています。普段の生活の中でできる取組としては、「耐久消費財の長期利用」、「買い物袋持参」などが挙げられます。

##### 「人と自然の共生」

「共生」とは、異なる種類の生物が共に生活し、互いに行動的又は生理的な結びつきを恒常的に保つことをいう生物学用語です。「人と自然の共生」とは、広く人と自然が良好な関係を維持しながら共存する状態をいいます。

#### （市の責務）

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- 2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を策定するときは、事業者及び市民の意見を反映させ、協力協働して環境の保全及び形成に関する施策の推進に取り組むよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。
- 4 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

#### 【趣旨】

第4条～第6条は、第3条の基本理念を受けて、市、事業者及び市民の各主体がそれぞれ果たすべき責務について、宣言的に規定したものであり、各主体に直接的に個別具体の義務を生じさせたり、その違反に罰則を課したりするものではありません。個別具体の義務は、各責務規定の趣旨を踏まえた個別条例等の規定により生じることになります。

本条は、環境基本法第7条に規定する地方公共団体の責務を条文化したもので、第1項は、環境の保全及び形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実

施する責務を明らかにしています。責務は職務・任務という意味で用いており、市が環境の保全と形成の上で果たすべき責務について宣言的に規定したものです。

第2項は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及びその施策を推進する際には、事業者及び市民と協働して行うことを規定したものです。

第3項は、市自らが環境への負荷の低減に積極的に努めることを規定したものです。

第4項は、広報活動により、市民の環境に対する意識を高めることに努めることを規定したものです。

【用語】

「市」

この条例において「市」とは、議会及び執行機関を含めた地方公共団体としての市のことをいいます。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び形成に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策並びに市民が行う地域の環境保全及び形成に関する活動に積極的に協力するように努める責務を有する。

【趣旨】

本条は、事業者が事業活動を行うに当たり、環境への配慮を行うことを責務として規定しています。環境への負荷の原因者は、事業者に限らず生活排水や家庭ごみなどの例に見られるように市民も原因者として捉えられるところですが、事業者は、特にその事業活動による環境への負荷が大きいこと、また、一般に、事業者は、事業活動の促進のため各種の組織を保持しており、環境の保全及び形成のための措置を実施し得る相当の物的人的能力を有することから、特に市民とは異なる責務を明らかにしています。

第1項は、公害の防止または自然環境の保全について、事業者が有する責務について規定したものです。

第2項は、製造等の事業活動に係る製品等が消費者等により廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように製造等の段階において必要な措置をと

るべきことを定めたものです。

第3項は、廃棄物の適正処理以外の観点、すなわち広く廃棄物の減量等を図る等の観点から必要な措置について定めたものであり、例えば、過剰包装の見直し、修理・部品交換が容易で長期間利用可能な製品の開発など、その事業活動に係る製品等が廃棄されることが少なくなるように努めるべきであるという責務を規定したものです。

#### 【用語】

##### 「事業者」

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び形成に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力する責務を有する。

#### 【趣旨】

今日の環境問題の多くは、自動車交通等による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の問題や、地球温暖化問題、廃棄物の排出量の増大などにみられるように、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものです。

このような問題の解決のためには市民一人ひとりの取組がきわめて重要であり、特に市民一人ひとりがそのライフスタイルを環境への負荷のより少ないものに変革していく取組が不可欠になっていることから、市民の責務として規定したものです。

第1項は、市民一人ひとりが、日常生活に伴う環境への負荷の低減と自然環境の適正な保全に努めるべきことを定めたものです。

第2項は、第1項に定めるもの以外にも、市民は広く環境の保全及び形成に自ら努めるとともに、市の環境の保全及び形成に関する施策に協力すべきことを規定したものです。

#### 【用語】

##### 「日常生活に伴う環境への負荷の低減」

具体的には、例えば自動車利用の抑制、環境にやさしい商品の利用、耐久消費財の長期利用を図ること、電気・ガス等のエネルギーの使用の削減に努めること、ごみの減量、節水や雨水利用に努めることなどをいいます。

##### 「環境の保全及び形成に自ら積極的に努める」

規制、誘導など市の施策の関与がなくても、自ら進んで環境の保全及び形成に取り

組むことをいいます。具体的には、例えば旅行中にごみをばい捨てして自然環境を害しないことなど日常生活以外の活動に係る環境への負荷の低減や地域のリサイクル活動への参加など自ら環境の保全及び形成に努めることなどが想定されます。

(各主体の協働等)

第7条 市、事業者及び市民は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。

2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的に推進するため、市、事業者及び市民相互の調整に努めるものとする。

【趣旨】

第3条第3項の規定を受け、各主体が協働し、環境の保全及び形成の実現を図る必要があることを規定しています。第2項においては、市が各主体相互の調整に努めることを規定しています。

環境問題の多くは、関係者が多岐にわたることから、問題に対する認識や理解、利害関係がそれぞれ異なることが多く、必要な資金や技術などを持ち寄り、それぞれの問題認識を相互に理解し、情報を共有することによって共通の認識を持つことができます。この共通認識を基礎として、各主体が問題解決のために主体的に取り組み、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協働することが重要です。

(環境施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。

2 市長は、環境の保全及び形成に関する重要な施策の策定に当たっては、あらかじめ、霧島市環境対策審議会（以下「環境対策審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

基本理念をもとに、環境の保全及び形成に関する施策の策定、実施に当たっての基

本的な指針について規定したもので、基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものです。

第1項第1号は自然構成要素の保持、第2号は自然環境の保全及び形成、第3号は緑化推進、景観の形成及び歴史・文化的環境の保全、第4号はリサイクルの推進、第5号は地球環境の保全、第6号は環境意識の高揚について規定されています。

第2項では、重要な環境施策の策定に当たっては、霧島市環境対策審議会の意見を聴くことについて規定されています。

#### 【用語】

##### 「各種の施策相互の有機的な連携」

環境を分野別に捉えることに留まらず総合的に捉えて施策を講ずること、特定の分野の環境に関する施策を行う場合も各種の施策手法を組み合わせることで総合的に施策を講ずること、市の施策と市民や事業者の積極的・自主的な取組の連携を図ることをいいます。

##### 「生物の多様性」

「生物の多様性に関する条約」に盛り込まれた概念であり、①多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、②全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な主から構成されているという「種間の多様性」、③同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」、以上の三つのレベルの多様性をいいます。

##### 「人と自然との豊かな触れ合い」

自然環境の恵沢を享受するための基本的かつ具体的な行動であり、自然の豊かな地域に出かけていたり、街の中の街路樹の緑や水辺の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用等を享受しようとするものです。また、自然と触れ合うことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待しています。

##### 「霧島市環境対策審議会」

「霧島市環境対策審議会設置条例」に基づいて設置される市の附属機関で、学識者、関係行政機関の職員、その他関係団体から推薦された者によって構成され、市長の諮問に応じ、環境対策に関する基本的事項を審議します。

#### (環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することが

できるように、必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、市に環境基本計画の策定を義務づける規定です。（なお、本条は、環境基本法第7条及び第36条の規定に基づくものです。）

第1項は策定の目的、第2項は基本計画の内容、第3項は市民の意見の反映、第4項は策定の手続き、第5項は公表に関する規定になっています。

本条例では、第1条（目的）において、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことを定めています。「計画的」な施策の推進は、本条に定める環境基本計画のみによってなされるものではありませんが、環境基本計画は環境の保全及び形成に関する施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みになります。

環境基本計画は、「環境の保全及び形成に関する基本的な計画」として、市における環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向を示すのみならず、事業者、市民のあらゆる主体の自主的、積極的取組を効果的に全体として促す役割も持つものです。もちろん、市の計画である環境基本計画は、事業者及び市民に対して法律上の義務を課すような効果を有するものではありません。しかしながら、すべての主体による積極的な取組が必要とされている今日の環境問題の特質を考えると、各主体における取組を全体として促進するため、市として各主体に期待する取組を計画に位置づけることが必要になります。市においては、各主体の取組を促すため、必要な各種の措置を講じることとなり、事業者及び市民にあっては、環境基本計画の内容を参考として施策を推進することにより、全体としてより一層の効果が発揮されることが期待されます。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念を受けて、本市の基本姿勢を表明したもので、環境に影響を及ぼすと認められる市の新たな施策が環境基本計画に整合するように策定、実施されるべきであることを規定したものです。

【用語】

「環境に影響を及ぼすと認められる施策」

市の施策（事業）にあっては、大規模な道路の建設・整備、土地区画整理事業、再

開発事業、廃棄物処理施設や下水処理場の建設等が環境に影響を及ぼすと想定されま  
す。

「環境基本計画との整合を図り」

本市の新たな計画・施策が、環境面について環境基本計画の内容と矛盾がないよう  
に策定・実施されることをいいます。

（快適な環境の確保）

第 11 条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺  
産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な  
措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市の地域特性を活かした潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史  
的文化的遺産の保存や活用等、自然との豊かなふれあいを確保するために措置を講ず  
ることを規定したものです。

（資源の循環的な利用等の促進）

第 12 条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な  
措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の  
促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、第 3 条の基本理念について、第 4 条の市の責務の重点的に推進すべき施策  
を具体的に規定したもので、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、水資源及びエネル  
ギーの有効利用、物流・人流の合理化等を推進することにより、社会経済システムに  
おける物質の循環をできる限り確保することを規定しています。

【用語】

「資源」

生産活動のもとになる原材料をいい、空き缶や空きビン、紙などのようにリサイク  
ルが可能なものも資源に含まれます。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

第 13 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的  
な利用に努めるとともに、事業者及び市民による当該製品等の利用の促進を図  
るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、環境への負荷の少ない、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する  
ことができる社会の構築のために、環境への負荷の少ない製品等の利用について市自



らが積極的に取り組むとともに、事業者及び市民についても当該製品等の利用促進を図ることを規定したものです。

【用語】

「環境への負荷の低減に資する製品等」

再生資源やその他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等を指します。

原材料としては古紙やカレット（ガラスくず）、製品としては再生資源を利用した製品や包装材、燃焼効率の良い自動車、役務としては公共交通の利用や物流における共同輸配送など輸送の合理化されたサービスの利用などが挙げられます。

（規制の措置）

第14条 市は、環境を保全し、未然に公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、これまでの環境行政の分野において重要な役割を果たしてきた規制的手法について、今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたものです。

第1項では、公害を防止するため、公害の原因となる行為を対象として、必要な規制の措置を講ずることを定めたものです。

第2項では、公害以外の環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を行うことを定めています。

【用語】

「規制の措置」

「規制」とは、ある事柄を規律し、統制することをいいます。いわゆる許可制、認可制のほか、届出をさせて一定の場合に改善命令をかけた、勧告に従わない場合に改善命令をかけるなどの形式も含まれます。

ここでいう「規制の措置」は、公害を発生する原因となる物質の排出等の行為を規制することを定めたものであり、具体的には次のようなものが挙げられます。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 など

「人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障」

第1項において規定されている以外の現象で、市民の健康又は生活に影響の出るような環境の悪化が生じることをいい、例えば空き地における雑草の繁茂や、ごみのぼい捨てなどが該当します。

## (環境教育等の推進)

第15条 市は、事業者及び市民が、環境の保全及び形成についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び形成に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び形成に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、事業者及び市民に対する環境教育等の推進に当たっては、市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、事業者や市民が環境の保全及び形成に関する理解を深め、自発的に活動を行う意欲が高まるよう、環境教育や環境学習を推進することを規定しています。

また、第2項においては、環境教育等の推進について、民間団体等と協働を図ることを規定しています。

## 【用語】

## 「教育及び学習」

ここでいう「教育」には、学校での教育、家庭での教育、勤労の場所での教育、公民館や図書館等地域社会で行われる教育が含まれます。

また、「学習」については、「教育」の受け手として行われる「学習」と、自然と触れ合うことなど環境と関わる自らの行動を通じて自発的に行われる「学習」という二つの意味を持ちます。本条は、環境についての理解を深めるためには後者の「学習」が欠かせないとの観点から、特に「学習」を特記しています。

## 「民間団体等」

自治会、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などを想定しています。

## (自発的な民間団体等の活動の促進)

第16条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

## 【趣旨】

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常の生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが環境への負荷の低減の観点から見直されることが必要です。本条は、市民や事業者、民間団体等による環境保全活動が自発的に行われることが重要であり、これらの活動を促進するための措置を市が行うと定めたものです。

## 【用語】

## 「自発的」

規制や指導等、行政による関与無しに環境の保全及び形成に関する活動が行われる

ことをいいます。

(情報の収集及び提供等)

第 17 条 市は、環境の保全及び形成に資するため、情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民による環境の保全及び形成に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び形成に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、環境情報の収集と、得た情報をプライバシーに配慮しつつ、環境教育及び環境学習並びに自発的な活動の促進に役立つように市民にわかりやすく提供することについて規定したものです。今後は、市民が求める環境情報を的確に捉え、その情報を市広報紙やホームページなどさまざまな伝達手段を使って、早くそしてわかりやすく繰り返し市民に伝えることが求められています。

第 2 項においては、環境の保全及び形成に関する調査研究とその成果の普及に努めることを規定しています。これらの調査研究及びその成果の普及に当たっては、国や県、教育機関や民間の団体等と協力して行う必要があります。

【用語】

「個人及び法人の権利及び保護に配慮」

個人情報保護や営業秘密を侵害しないよう配慮することをいいます。

「必要な情報」

環境基準の達成状況や自然環境の状況など環境の状況に関する情報、環境保全活動を実施している団体の情報やリサイクルの取組状況など活動状況等に関する情報、その他環境に関する書籍や教材に関する情報などのことをいいます。

「適切に提供」

必要な情報が広くいきわたるように情報の提供を行うことをいいます。

(推進体制等の整備)

第 18 条 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

2 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

環境の保全及び形成に関する施策を推進するためには、単に環境部局のみではなく、市の行政組織全体で取り組まなければなりません。そのため、本条は、総合的な調整や推進に必要な体制を整備することを規定しています。

また、環境の保全及び形成に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となりますから、施策の適正な実施を担保するためには、監視、測定等に関する体制が整備されていなければなりません。このような観点から、現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備についても努めるべきことを規定したものです。

**【用語】**

「連携」、「調整」

庁内における連携及び調整は、環境の保全及び形成に関する施策の実効性を確保する上で極めて重要なものです。連携及び調整は、施策の策定段階のみならず、施策の運用、進行管理など様々な段階で行っていくことが必要となっています。

(国、県及び他の地方公共団体との連携)

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策並びに広域的な取組を必要とする環境の保全及び形成に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

**【趣旨】**

今日の環境問題は、地球環境問題をはじめとして広域的なものとなっています。このような本市だけでは解決できない問題については、国や県、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めることとします。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

**【趣旨】**

本条は、この条例の施行に関して必要な事項について、規則等により別に定めることを規定したものです。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

**【趣旨】**

条例を施行する日を定めたものです。

## 資料－８ 霧島市生活環境美化条例

### 目次

- 第1条 目的
  - 第2条 定義
  - 第3条 市の責務
  - 第4条 市民等の責務
  - 第5条 事業者の責務
  - 第6条 環境美化モデル地区の指定
  - 第7条 禁止行為等
  - 第8条 ふれあいボランティアの日
  - 第9条 環境美化推進員
  - 第10条 関係行政機関への協力要請
  - 第11条 立入調査
  - 第12条 指導又は勧告
  - 第13条 公表
  - 第14条 改善命令
  - 第15条 委任
  - 第16条 罰則
- 附則

#### （目的）

第1条 この条例は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

#### 【趣旨】

本市は、日本最初の国立公園の一つである霧島連山や豊かな水系など、広大な自然とともに生活してきました。しかし、近年はごみの不法投棄、飼い犬のふんの放置、空き地の管理の不徹底などの苦情が数多く寄せられています。これらの問題を解決し、良好な生活環境を実現するため、この条例を制定するものです。

良好な生活環境を実現するためには、行政と民間の協働が必要不可欠です。「協働」とは、市、市民、事業者が対等の関係の下に、共通の目的を達成するため、それぞれの得意分野や特徴を生かし、お互いを尊重して助け合いながら積極的な参画を行うことをいいます。鹿児島県では平成18年に共生・協働推進室が、本市においても平成19年に共生協働推進課が設置されていることから分かるように、行政と民間の協働は、現在の地方自治において、一つの大きなテーマとなっています。

## 【用語】

## 「共生」

異なる生き物が緊密な関係を保ちつつ、互いに利益を受けながら共に生きていくことをいいます。

## 「環境共生宣言都市」

平成 18 年 11 月 5 日に開催された霧島市誕生一周年記念式典において、「市民憲章」「道義高揚・豊かな心推進宣言」「国際観光文化立市宣言」「環境共生宣言」「増健・食農育宣言」「非核平和宣言」が採択されました。このうち、「環境共生宣言」については以下のとおりです。

## 環境共生宣言

自然豊かな霧島連山と天降川、そして錦江湾の海は私たちが祖先より引き継いだ大事な宝物です。

この豊かな自然を守り、育て将来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちに与えられた責務であります。

私たちは、人と自然が共生する社会を目指し、ここに「環境共生宣言」をいたします。

## 「生活環境」

私たちが日常生活を営む上で関係のある環境のことです。環境基本法においては、「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」を含むものをいう、と定義されています。本条例においても、これに準じることとします。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、若しくは市内を通過し、又は市内に財産を有し、若しくは管理する者をいう。
- (2) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、保健所、国道又は県道の管理事務所その他の関係行政機関をいう。
- (3) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路、広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 空き缶、吸い殻等 空き缶、空き瓶その他飲食後不要となった容器及び包装物並びに紙くず、たばこの吸い殻、ガムの噛みかすその他これらに類する物をいう。

## 【趣旨】

本条では、本条例で使われている語句のうち、繰り返し使われているものや、特に

明確な定義が必要なものについて定義しています。

### 【用語】

#### 「市民等」

普通、「市民」といえばその市に実際に住んでいる人のことをいうことが多いのですが、環境に影響を与えるのは住んでいる人だけではありません。このことから、この条例では、①本市に住んでいる人②本市にある事業所に勤めている人③本市にある学校に通っている人④旅行などの目的で本市に滞在する人⑤旅行の途中などで本市を通過する人⑥本市内に土地や建物などの財産を持っている人⑦本市内の土地や建物などの財産を管理している人を「市民等」として定義しています。

#### 「事業者」

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。したがって、株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

#### （市の責務）

第3条 市は、清潔できれいな住みよいまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、自然環境及び生活環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図り、自主的活動の促進に努めなければならない。

3 市は、市民等及び事業者による自発的な環境美化活動に対して、積極的に支援を行うものとする。

### 【趣旨】

快適で良好な生活環境の実現を図るにあたり、市が果たすべき責務を定めています。第1項では施策の策定、第2項では市民等や事業者に対する普及啓発、第3項では市民等や事業者による環境美化活動への支援について規定しています。

### 【用語】

#### 「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民等・事業者の責務を規定しています。

#### 「自然環境」

人の手を加えられず、または必要以上に手を加えずに残されている自然のことをいいます。



## (市民等の責務)

第4条 市民等は、自然を破壊するような行為は厳に慎み、自然環境の保全に努めなければならない。

2 市民等は、その占有、所有又は管理する土地、建物又は工作物及びこれらの周辺の清潔を保ち、周囲の通行及び生活環境並びに住民の健康へ悪影響を及ぼす状態とならないよう、自らの責任で必要な措置を講じなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関等が実施する施策等に協力しなければならない。

## 【趣旨】

市民等が住みよいまちづくりのために果たすべき責務について規定します。第1項では自然環境の保全を、第2項では土地や建物の適切な管理を、第3項では市や関係行政機関が実施する施策や、自治会等が行う活動等への協力を規定しています。

## 【用語】

## 「占有」

自己の利益とする意思をもって物を所持することをいいます。例えば、家を貸してもらい、そこに住んでいる場合、その人は家を占有していることになります。物を占有するに当たっては、この例のように、その物の所有権を有しているかどうかは関係がありません。

## 「所有」

ある物の所有権を有していることをいいます。なお、実際にその物を占有しているかどうかは関係がありません。例えば、金融機関にお金を預けた場合、このお金を占有しているのは金融機関ですが、所有しているのは預けた人になります。

## 「管理」

所有者の依頼を受けて、その物の保存や利用を行うことをいいます。

## 「悪影響」

具体的には、雑草が繁茂して害虫が発生したり、庭木が道路にはみ出して通行の妨げになったり、土地に不法投棄された廃棄物を処分せずに放置したり、空き家の管理をしなかった結果不審者が出入りしたりすることなどが想定されます。また、「霧島市安心安全まちづくり条例」第5条及び第8条、「霧島市火災予防条例」第24条においても同様の規定があります。

霧島市安心安全まちづくり条例  
(市民の責務)

第5条

3 市民は、安心安全なまちづくりのため、公共の場所又は自己若しくは他者の所有地において、周辺の生活環境を損なうような行為をしない等の社会的マナーの向上に努めるものとする。

(所有者等の責務)

第8条 所有者等は、安心安全なまちづくりのために、その所有し、管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、自ら犯罪・事故等の防止上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

霧島市火災予防条例

(空地及び空家の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動等に当たっては、自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関等が実施する施策等に協力するものとする。

【趣旨】

住みよいまちづくりを図るため、事業者が果たすべき責務について規定しています。第1項では事業活動を行う上で環境の保全に配慮すること、第2項では市や関係行政機関が実施する施策や、自治会等が行う活動等に協力することを規定しています。

【用語】

「事業活動」

事業者が成果を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明したとおり、市が実施する公共事業も事業活動に含まれます。

(環境美化モデル地区の指定)

第6条 市長は、良好な生活環境を実現するため、特に推進する必要がある地域を環境美化モデル地区に指定することができる。

2 市長は、環境美化モデル地区を指定しようとするときは、関係行政機関及び霧島市環境対策審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境美化モデル地区を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前2項の規定は、環境美化モデル地区の変更又は廃止について準用する。

## 【趣旨】

良好な生活環境の実現に当たり、重点的に取り組む地域を指定できることを規定しています。指定される地域としては、特にぼい捨てなどがひどい地域や、他の地域の模範となるような環境美化活動が盛んに行われている地域などが考えられます。

## 【用語】

「霧島市環境対策審議会」

「霧島市環境対策審議会条例」に基づき設置されている諮問機関です。学識経験者、行政機関の職員、関係団体から推薦された者 15 名で組織され、市が実施する環境に関する重要な案件について、市長からの諮問を受け、審議を行い、市長へ答申します。

「公示」

ある事項を発表し、公衆が知ることができる状態におくことをいいます。具体的には、市役所に設置してある掲示板に掲示を行うこととなります。

「準用」

再度同じような条文を繰り返さずに簡潔に表現するために使われる法令用語です。ここでは、環境美化モデル地区を変更するとき又は廃止するとき、第2項・第3項を「～地区を変更しようとするときは、関係行政機関及び～」、「～地区を廃止するときは、その旨を～」というように読み替えることとなります。

## （禁止行為等）

第7条 市民等は、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

2 犬を飼養する者は、公共の場所に、飼い犬のふんを放置してはならない。

3 市民等は、公共の場所において、歩行中に喫煙しないよう努めなければならない。

4 飲食物を販売する者は、飲食物の提供に伴う廃棄物の散乱を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

5 犬、猫その他の愛がん動物（以下「愛がん動物」という。）の所有者（所有者以外の者が管理する場合はその者も含む。）は、第2項に掲げるものを除くほか、愛がん動物の種類及び習性に応じて、適正な管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼養しなければならない。

6 何人も、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）を掲出し、又は公共の場所においてちらし等を配布することにより宣伝行為を行うときは、まちの美観を損なわないよう配慮しなければならない。

## 【趣旨】

本市の生活環境の保全・美化のため、①ぼい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止③歩行中の喫煙の制限④飲食物販売時における廃棄物の散乱の防止⑤愛がん動物の適正な飼養⑥屋外広告物掲出時における景観への配慮について規定しています。このうち、①②については罰金の適用の対象となります。

## 資料編

公共の場所における喫煙については、歩行中の喫煙を控えるほか、吸い殻を処理する道具の携帯や、吸い殻入れ等が設置されている場所で喫煙するなど、吸い殻の散乱の防止に努めなければなりません。

愛がん動物の適正な飼養については、飼えなくなったからといって山や川などに放して生態系へ悪影響を及ぼすことがないように、責任を持って終生飼養を行うことも含まれます。

景観への配慮については、無秩序に屋外広告物が設置されることによる雑然とした街並みを防止する意味合いを込めています。

### 【用語】

#### 「犬を飼養する者」

犬の飼い主のほか、一時的に預かっている人、ブリーダーやペットショップなどの事業者も含まれます。これは、「愛がん動物の所有者」についても同様です。なお、犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、自治体に犬の登録を行う必要があります。

#### 「飼い犬」

上記と同様、愛がん目的で飼っている犬だけではなく、一時的に預かっている犬や商品である犬についても該当します。

#### 「ふんの放置」

道端や田畑に放置することだけではなく、他人の土地や公共の場所に穴を掘って埋めたり、土をかぶせたりする行為についても放置とみなされます。

#### 「建物、工作物その他の施設」

民家やビル、電柱や堤防などが例として挙げられます。

#### 「飲食物を販売する者」

店舗を設けて飲食物を提供する事業者のほかに、縁日の出店や移動販売なども含まれます。

#### 「飲食物を提供することに伴って発生する廃棄物」

例えば、販売した飲食物の包装物や容器、団子等の串、魚の骨や野菜の芯や種、食べ残しなどです。

#### 「廃棄物の散乱を防止する措置」

空き缶の回収容器やごみ箱などを設置し、適正に維持管理することが考えられます。

#### 「屋外広告物」

屋外広告物法において、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、たて看板、貼紙、広告塔、広告板などのことをいう、と定義されています。

## 「屋外広告物法その他の関係法令」

屋外広告物法においては、屋外広告物の表示に関する基準・制限・禁止に関する規定があります。また、道路法においては、道路に看板等を設置する場合には占用の許可を得なければならないとされ、軽犯罪法においては、みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をしたり、看板などの標示物を取り除いたり、工作物や標示物を汚す行為が罰則の対象とされています。

## (ふれあいボランティアの日)

第8条 市は、市民等及び事業者の環境美化に関する意識の啓発を図り、地域社会の一員としての清潔できれいな住みよいまちづくりの日常的な実践活動を促進するため、9月の第2土曜日を「ふれあいボランティアの日」と定める。  
2 市、市民等及び事業者は、ふれあいボランティアの日を中心に、清掃活動及び環境美化に関する啓発活動を行うよう努めるものとする。

## 【趣旨】

市、市民、事業者が一体となってまちの清掃活動に取り組む日として、「ふれあいボランティアの日」を定めたものです。清掃活動のほかにも、環境美化について家庭や職場などで話し合い、理解を深めることを定めています。

## (環境美化推進員)

第9条 市長は、生活環境美化の推進を図るため、本市に居住する者の中から環境美化推進員を任命することができる。  
2 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うものとする。  
3 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うに当たり、市民等に対して助言を与えるとともに、市長に対して意見を述べることができる。

## 【趣旨】

市民の中から環境美化推進員を任命することができることが規定されています。第2項に環境美化推進員の役割が、第3項にはその役割を遂行するに当たって環境美化推進員が行うことができることについて規定されています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

## (関係行政機関への協力要請)

第10条 市は、生活環境美化を推進するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、協力を要請するものとする。

## 【趣旨】

生活環境に関して問題が生じた場合、本市だけでは解決が難しいことがあります。本市には県の環境に関する部署の出先機関である保健所がありますし、不法投棄があった場合には警察と連携して解決を図ることもあります。また、環境問題の内容によっては、周辺の自治体と足並みを揃えて取り組んだほうが効果が高いものもあると考

えられることから、本条において関係行政機関に対する協力について規定しています。

(立入調査)

第 11 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【趣旨】

本条は、本条例における禁止事項等に違反しているおそれのある場所などに市職員が立ち入り、その現状などについて調査をすることが出来る旨定めています。

【用語】

「必要と認める場所」

本条例においては、第 7 条に規定する事項について違反している、又は違反するおそれがある場所をいいます。

「必要な調査」

例えば調査が必要と認められた場所やその周辺の状況、土地の所有者等について調査を行うことになります。

「身分を示す証明書」

本市の職員は、顔写真及び所属が明記された名札状の身分証明書を所持しています。本条における調査の際には、これを提示することになります。

(指導又は勧告)

第 12 条 市長は、第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復をするよう指導又は勧告を行うことができる。

【趣旨】

第 7 条において禁止されている行為、すなわち①ぼい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止について違反している者に対して、指導又は勧告ができる旨規定したものです。

【用語】

「指導又は勧告」

どちらも行政手続法において行政指導の一つとして定義されています。指導と勧告の区別に明確な定義はありませんが、指導よりも勧告のほうがやや強い印象を受けます。

## (公表)

第 13 条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由がなくその指導又は勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

## 【趣旨】

第 12 条（指導又は勧告）に規定される勧告に従わない場合、必要に応じて公表を行うことについて規定されています。

## 【用語】

## 「正当な理由」

ほい捨て及びふんの放置について、やむを得ず行ったと認められるような理由をいいます。

## 「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

## (改善命令)

第 14 条 市長は、前条の規定により公表された者が、正当な理由がなくその公表された行為を継続して行うときは、当該行為の中止又は原状回復をするよう命ずることができる。

## 【趣旨】

第 13 条（公表）に規定されている公表を行ったにも関わらず、なおその行為を行った場合、市長はその者に対して改善命令を行うことができることが規定されています。

## (委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第 12 条に規定されている指導や勧告はどのように行うか、第 13 条に規定されている公表はどのような事項について行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行っていくこととなります。



## 資料編

### ※ 規則

市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

#### (罰則)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者で、第 14 条の命令を受けてこれに従わなかったものは、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定に違反して、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨てた者
- (2) 第 7 条第 2 項の規定に違反して、公共の場所に飼い犬が排せつしたふんを放置した者

### 【趣旨】

第 14 条（改善命令）に規定されている改善命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金が科せられることとなります。

### 【用語】

#### 「罰金」

地方自治法において、地方自治体が条例の中で定めることができるとされている罰則の一つです。罰金はただちに徴収することはできず、警察署による取締り、検察庁による告発を受け、裁判所が罰金の額を決定します。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

##### (牧園町生活環境美化条例の廃止)

2 牧園町生活環境美化条例（平成 16 年牧園町条例第 3 号）は、廃止する。

##### (経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までにした牧園町生活環境美化条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行するかは、このように通常附則において定められます。

### 【用語】

#### 「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第 16 条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20 日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。

「牧園町生活環境美化条例」

旧牧園町において平成 16 年に制定された条例です。14 の条で構成され、空き缶などのぼい捨ての禁止やふんの放置の禁止などが規定されています。

「なお従前の例による」

従前の条例が廃止されるまでの間になされた処分等は、新しい条例が施行されたからといって無効になるわけではなく、従前の条例が廃止される前のままの効力が生じるということです。

## 資料－9 霧島市天降川等河川環境保全条例

### 目次

- 第1条 目的
  - 第2条 定義
  - 第3条 市の責務
  - 第4条 市民の責務
  - 第5条 事業者の責務
  - 第6条 連携及び協力
  - 第7条 水質保全目標
  - 第8条 生活排水対策
  - 第9条 事業活動に起因する負荷対策
  - 第10条 自然景観の保全
  - 第11条 生態系の保全
  - 第12条 市民及び市民団体の育成支援
  - 第13条 河川環境保全推進員
  - 第14条 啓発活動
  - 第15条 指導及び助言
  - 第16条 環境教育
  - 第17条 情報の提供
  - 第18条 勧告等
  - 第19条 委任
- 附則

#### （目的）

第1条 この条例は、天降川をはじめとする霧島市域を流れる河川の環境保全を図り、良好な河川環境を将来の世代に引き継ぐため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川環境の保全に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### 【趣旨】

本市には、天降川や検校川をはじめとして、大小多くの河川が流れています。中にはいわゆる清流と呼べるような美しい河川もあれば、残念ながら生活排水や事業排水などによって汚れてしまっている河川もあります。これらの河川について、市・市民・事業者が協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で引き継いでいくことを目的として、本条例を制定するものです。

#### 【用語】

##### 「天降川」

本市を流れる河川のうち最も大きなもので、全長約 42.5 キロメートル、流域面積

約 411 平方キロメートルを誇る二級河川です。日本最初の国立公園の一つである霧島山麓を源流とし、広大な平野部を通して錦江湾に注ぐ天降川は、本市の豊かな自然を象徴しているともいえることから、この条例では、本市を流れる代表的な河川として位置づけています。

天降川のほかに、霧島市には以下のような河川が流れています。

### 霧島市を流れている主な河川

河川の種類	水系名	主な河川	河川数	流路延長計(km)	
				総延長	本市分
一級河川	大淀川	横市川	1	17.90	1.90
計			1	17.90	1.90
二級河川	天降川	天降川、霧島川、中津川 外	22	204.50	204.50
	検校川	検校川、鎮守尾川	2	9.30	9.30
	高橋川	高橋川	1	4.70	4.70
	清水川	清水川	1	3.50	3.50
	網掛川	網掛川、宇曾之木川、崎森川	3	41.40	16.10
	日木山川	日木山川	1	7.70	2.00
	菱田川	菱田川、月野川、二瀬元川 外	4	80.80	11.40
計			34	351.90	251.50
準用河川	大淀川	横市川、溝之口川、先梨川	3	7.10	7.10
	天降川	手籠川、尾谷川、祓谷川 外	34	46.20	46.20
	検校川	長谷川、鎮守尾川、検校川 外	4	13.90	13.90
	清水川	西小田川、下川、笛吹川	3	5.68	5.68
	福の川	福の川	1	1.50	1.50
	雁添川	雁添川	1	0.80	0.80
	網掛川	宮田川	1	1.50	1.50
	川内川	十三谷川	1	1.80	1.80
	菱田川	柚木川、前川内川、前川 外	9	17.30	17.30
	田尻川	田尻川	1	0.50	0.50
	湊川	湊川	1	1.40	1.40
	宮浦川	宮浦川	1	0.60	0.60
	熊谷川	熊谷川	1	0.20	0.20
	木之下川	木之下川	1	0.40	0.40
	三本松川	三本松川	1	0.40	0.40
	阿弥謙川	阿弥謙川	1	0.20	0.20
	磯脇川	磯脇川	1	0.60	0.60
計			65	100.08	100.08
普通河川	大淀川	板川内川、溝之口川、先梨川 外	5	3.80	3.80
	天降川	石坂川、万膳川、三体川 外	59	99.09	99.09
	検校川	検校川、芦谷川、前田川 外	7	21.70	21.70

## 資料編

	高橋川	朴木川	1	1.50	1.50
	網掛川	檜の木川、山神川、竹山谷川 外	15	17.70	17.70
	日木山川	笹峰川、立岩谷川、桑ノ丸谷川 外	4	5.10	5.10
	川内川	下山川	1	0.40	0.40
	菱田川	中谷川、前段川、山ノ口川 外	6	7.00	7.00
	松下川	松下川	1	0.80	0.80
計			99	157.09	157.09
合計			199	626.97	510.57

霧島市土木課資料（平成 18 年 11 月 17 日現在）

### 【一級河川・二級河川・準用河川・普通河川】

河川法において、一級河川・二級河川・準用河川が定義されており、原則として一級河川は国が、二級河川は都道府県が、準用河川は市町村が管理を行います。これらの河川以外の河川（河川法の適用を受けない河川）のことを普通河川といい、市町村が管理します。

### 「良好な河川環境」

ひとくちに環境といってもその範囲はたいへん広く、定義が難しいところですが、ここでいう「河川環境」とは、「河川の水質」「河川周辺の生態系」「河川周辺の景観」のことを示しています。

### 「将来の世代」

ここでいう「世代」は、その対象を人間だけに限定せず、河川周辺の動物や植物も含むものです。

### 「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民・事業者の責務を規定しています。

### （定義）

第2条 この条例において、「天降川等」とは、本市の区域内の河川法（昭和年39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川、同法第100条第1項に規定する準用河川及び同法第100条の2第1項に規定する普通河川をいう。

2 この条例において、「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い天降川等に排出されるすべての排水をいう。

3 この条例において、「浄化装置」とは、天降川等に排出される排水の浄化に有効な装置をいう。

### 【趣旨】

本条例において使用される語句のうち、繰り返し用いられるものや、特に明確な定

義づけが必要なものについて説明をしています。

【用語】

「河川法」

河川の適正な利用や災害の防止、河川環境の整備・保全のために河川を総合的に管理し、公共の安全の保持・公共の福祉の増進を図ることを目的として定められた法律です。河川の管理については、一級河川は国、二級河川は都道府県又は指定都市と規定されています。

※ 指定都市・・・政令指定都市ともいわれ、都道府県と同等の財政規模を持ち、従来は都道府県が行うとされている様々な事務が委譲されます。

「生活排水」

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活から出る排水のことです。生活排水のうち約40パーセントが台所から、約30パーセントがトイレから、約20パーセントが風呂から、そして約10パーセントが洗濯などから排出されています。なお、生活排水からし尿（トイレから出る生活排水）を除いたものを「生活雑排水」といいます。

「浄化装置」

具体的には、合併処理浄化槽や公共下水道などが挙げられます。

（市の責務）

第3条 市は、天降川等の環境を保全するため、自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市が果たすべき責務を規定したものです。本市の豊かな自然を守り、市民や事業者が適切に河川環境を保全することができるように、必要な施策を策定し、これを実施することを定めています。

【用語】

「市」

議会及び執行機関を含めた、地方公共団体としての市のことをいいます。

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市民が果たすべき責務を規定しています。各家庭から排出される生活排水は、本市内の河川の水質汚濁を引き起こしている原因のうちでも大きな割合を占めると考えられ、第8条（生活排水対策）において具体的に規定されているように、できるだけ河川に負荷をかけないように市民一人ひとりが気を付

## 資料編

けて生活するとともに、市が実施する河川環境保全のための施策に協力することが求められています。

### 【用語】

#### 「市民」

市民という言葉の捉え方にも様々な考え方がありますが、ここでは本市に居住する者のほか、本市内の企業や学校に通勤・通学している者を含みます。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

### 【趣旨】

事業者が事業活動を行う中で、河川環境の保全に関して十分に配慮すること、河川環境の保全に関して市が実施する施策に協力することを規定しています。第4条（市民の責務）で述べた生活排水の他に、事業活動の結果として排出される事業排水も、河川に与える負荷の大きさは無視できません。事業排水を規制する法令の有無に関わらず、河川に対する負荷を軽減することが求められています。

### 【用語】

#### 「事業者」

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含むものであり、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

#### 「事業活動」

事業者が利益を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明をしたとおり、市が実施する公共事業についても事業活動として捉えられます。

#### （連携及び協力）

第6条 市、市民及び事業者は、天降川等の環境を保全するため相互に連携し、協力するものとする。  
2 市は、天降川等の環境を保全するため必要があると認めるときは、国、県及びその他関係地方公共団体（以下「関係行政機関」という。）に対し、協力を要請するものとする。

### 【趣旨】

第3条から第5条までは、市、市民及び事業者それぞれの責務がうたわれていましたが、この条では、これらの各主体が共に協力し合って、河川環境を保全することを定めています。第2項においては、市が森林事務所（国）や地域振興局（県）、河川

の流域に存在する他の自治体に対して必要に応じて協力を要請し、連携して河川の保全に取り組むことをうたっています。

(水質保全目標)

第7条 市長は、天降川等の水質を保全する上で維持することが望ましい基準として、河川を指定し、当該河川の水質保全目標を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により河川を指定したとき及び河川の水質保全目標を定めた場合には、速やかにその内容を告示しなければならない。

【趣旨】

河川環境のうち、水質に関することについて、その保全のために水質保全目標を定めることができる旨を定めたものです。水質に関して守るべき基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全については環境基本法第16条の規定に基づいて定められています。これらについて、本市の河川の現状に応じて、独自の行政目標としての基準を設けることができる旨を定めています。第2項においては、水質保全目標を定めた場合に、その内容を告示して周知を図ることが定められています。

【用語】

「水質」

水の性質のことをいいますが、特に水が汚れているかどうかの状態をいいます。水質を示す指標には BOD（生物化学的酸素要求量：水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量）や COD（化学的酸素要求量：水中にある酸化されやすい物質によって消費される酸素量）をはじめとした様々なものがあり、水質汚濁防止法等の法律において守るべき基準が定められています。また、鹿児島県においては、水質汚濁防止法で定められている基準を上回る基準を条例で定めています。

(生活排水対策)

第8条 市は、生活排水による天降川等の水質汚濁負荷の低減を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽その他生活排水浄化施設（以下「生活排水浄化施設」という。）の整備
- (2) 生活排水浄化施設整備を促進するための情報提供
- (3) その他市長が必要と認める施策

2 市民は、生活排水による天降川等への負荷を低減するため、居住する地域の実情に応じ、次の各号に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 生活排水を天降川等に排出しようとするときは、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法律に基づき、生活排水の処理に係る措置を取るべきこととされている場合を除き、浄化装置を設置して排出すること。
- (2) 設置した浄化装置が常に有効に機能するように、点検及び管理を行うこと。
- (3) 調理くず及び廃食油等を適正に処理するとともに、洗剤等を適正に使用すること。



### 【趣旨】

河川が汚れている大きな要因の一つとして考えられているのが、生活排水による汚濁です。本条では、生活排水を適切に処理し、できるだけ河川への負荷を減少させるために、市及び市民が努力すべきことについて定めています。

第1項は市の努力事項です。(1)については、下水道整備計画や、生活排水対策推進計画などを策定し、必要に応じて施設の整備等を行うこととなります。(2)については、ホームページや広報誌等を通じて広報を行います。

第2項は市民の努力事項です。河川は繋がっていることを自覚し、上流・中流・下流それぞれの地域に居住する住民が一体となって河川の保全に努めることを求めています。(1)では生活排水を垂れ流すことが無いように、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行うこと、(2)では浄化槽の点検や管理を適切に行うこと、(3)では調理くずや廃食油のEM菌等による堆肥化やリサイクルなどの環境に配慮した処理、洗剤の使用量や種類に配慮した適正な使用を定めています。

※ EM菌・・・有用微生物群（Effective Microorganisms）の通称で、強い抗酸化力や腐敗型環境を生分解型循環環境へ変化させる性質などに着目し、生ごみの堆肥化や水質の浄化に活用されています。

### 【用語】

#### 「水質汚濁負荷」

水を汚すこと、または水を汚しているもののことをいいます。生活排水のほかにも事業によって排出される水も水質汚濁負荷となりますが、これについては次の条で触れます。

#### 「公共下水道」

市が設置する下水道です。本市では、国分地区と牧園地区に公共下水道施設が設置されており、平成17年12月末現在約9,800世帯が下水道に接続しています。

#### 「農業集落排水処理施設」

農村地域における下水道整備事業において設置される下水道施設のことをいいます。

#### 「浄化槽」

下水道が整備されていない地域において、家庭や学校、店舗などで設置される浄化装置です。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と生活排水を処理する合併処理浄化槽がありますが、現在新規で設置する場合は合併処理浄化槽を設置することとなります。また、霧島市では合併処理浄化槽の設置に対して、所定の条件を満たした場合、補助金を交付しています。近年では、窒素や燐を処理することができる高度処理型の合併処理浄化槽も開発されており、霧島市では、高度処理型の合併処理浄化槽についても補助金を交付しています。

#### 「下水道法」

下水道を整備することによって、公共用水域の水質保全と都市の健全な発達、公衆衛生の向上を目的として制定された法律です。この法律において排水区域に土地を所

有・使用・占有する者は、供用開始後、下水を下水道に流すため、下水道に管を繋ぐことが法律で義務付けられています。

(事業活動に起因する負荷対策)

第9条 事業者は、事業活動に伴う天降川等への水質汚濁負荷及び天降川等の周辺環境への悪影響を軽減するため、関係法令に定めるもののほか、次に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 工場、事業場及び温泉観光等の事業活動に起因する汚水及び天降川等の水温変化を伴う排出水の流出並びに悪臭の防止
- (2) 畜産業に従事する者による家畜のふん尿の処理施設の設置
- (3) 森林の保全及び土砂の流出防止
- (4) 農業に従事する者による肥料及び農薬の適正使用
- (5) 水産養殖業に従事する者による汚濁負荷削減対策の実施

2 事業者は、工場、事業場等の立地に際して、新たな土地利用を行おうとする場合は、関係法令に定めるもののほか、環境保全に必要な配慮を行い、天降川等への汚濁物質の流入削減に努めなければならない。

#### 【趣旨】

日常生活において排出される生活排水のほか、事業活動も河川に負荷を与える大きな要因の一つと考えられています。本条では、事業活動によって排出されるものが、河川に生息する様々な生き物や漁業・養殖業に悪影響を及ぼすことを防ぐために、既に法律で定められているもののほか、各業種の事業者が守るべきことについて規定しています。(1)では濁水・悪臭・排出水の流出防止、(2)では牛や豚などの家畜のふん尿の処理施設の設置、(3)では森林の保全と土砂の流出防止、(4)では肥料や農薬の適正な使用、(5)では養殖による汚濁負荷削減対策を規定しています。第2項では、工場の建設などの際には河川を汚さないよう配慮することを求めています。

#### 【用語】

##### 「事業場」

事業を行う場所のことです。したがって、建物の中で恒常的に行うものに限らず、工事現場などの一時的に設置されるものも含まれます。

##### 「悪臭」

騒音、振動と並んで公害のうちでも代表的なものです。事業活動に伴って生じる悪臭については、悪臭防止法により地域を定めて規制されます。

##### 「森林の保全」

森林の持つ保水機能の向上や、土砂災害の発生の抑止などを期待するものです。

(自然景観の保全)

第10条 市は、天降川等周辺の自然景観を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、天降川等周辺において事業活動を行うに当たっては、天降川等周辺の自然景観を保全するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、景観の保全について定めたものです。第1項における必要な施策としては、モラルの向上を促す看板等の設置や、自動販売機や照明設備の設置に対する措置などが考えられます。第2項では、事業者が事業活動を行う場合に、自然景観を守るよう努めることを規定しています。

【用語】

「自然景観」

景観という言葉は、法律上明確な定義がされていないようです。もともと地理学の分野で使われていた用語ですが、一般的には景色、眺めのことをいい、風景という意味で使われることもあります。単に景観といった場合、都市・集落・農耕地など人間の手が加わった「文化景観」を指すことが多いとされています。これに対し、森林・河川・海など人工的でない自然の景観のことを「自然景観」といいます。

(生態系の保全)

第11条 市は、天降川等にふさわしい生態系を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、生態系の保全について定めたものです。生態系を保全するための施策の例としては、河川に生息する生物の調査などが考えられます。

【用語】

「生態系」

ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く環境をひとまとめにして、ある程度閉じた一つのつながりとみなされるとき、これを生態系と呼びます。生態系が崩れる要因としては、災害や公害による急激な環境の変化や、外来種の侵入による在来種の減少などが考えられています。

(市民及び市民団体の育成支援)

第12条 市は、天降川等の環境保全に取り組む市民及び市民団体の育成並びに支援を行うため、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

河川環境を保全するためには、行政の主導によるものだけではなく、市民の自主的な活動も重要となります。また、鹿児島県においては平成18年に共生・協働推進室が、本市においては平成19年に共生協働推進課が設置されるなど、今後の行政サービスを提供する上で、行政と市民団体の関わりがより重要となります。本条では、市民の活動が成果を結ぶためには、市民や市民が組織する市民団体の育成や支援を行うことが必要であると捉え、これに関する必要な施策を講ずることを定めています。

## (河川環境保全推進員)

第 13 条 市長は、天降川等の環境保全の推進を図るため、本市に居住する者の中から、河川環境保全推進員を任命することができる。

2 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全に関する市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

3 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全の推進を図るために必要であることについて、市長に対して意見を述べることができる。

## 【趣旨】

河川環境の保全について推進するために、市民の中から河川環境保全推進員を任命することができることを規定しています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

## (啓発活動)

第 14 条 市は、天降川等の環境保全について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、意識の高揚及び知識の普及を図るものとする。

## 【趣旨】

河川環境を保全するためには、まず市民や事業者の環境に関する理解を深めた上で、一体となって協力しあうことが必要です。このため、市は、市民や事業者に対して、広報誌やホームページにおける広報、説明会やワークショップの実施を通じて、河川環境に関する意識の高揚や知識の普及を図ることになります。

## (指導及び助言)

第 15 条 市は、天降川等の環境保全を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

## 【趣旨】

河川環境の保全に関して、市が市民及び事業者に対して指導や助言を行うことを定めています。

## (環境教育)

第 16 条 市は、天降川等に関する環境教育の推進のため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、市、市民、事業者又は市民団体等が実施する環境学習に積極的に参加し、相互に協力して環境に関する意識を高めるよう努めるものとする。

## 【趣旨】

河川に限らず、環境を保全するには、まず環境に関する知識や理解を深めることが必要です。市においては、環境教育に関する施策を実施し、市民及び事業者については、環境に関する学習の機会があれば積極的に参加し、お互いに協力しあって理解を

深め、実践に繋げていくことが求められています。

(情報の提供)

第 17 条 市は、天降川等の環境保全に関し、市民及び事業者並びに関係行政機関が天降川等の環境保全に関する課題の解決に取り組むために必要な情報を提供するものとする。

【趣旨】

河川の水質については、基準とされる地点における水質の基準値が定められ、県だけではなく本市においても定期的に検査を行っています。各主体や関係行政機関が協力して河川環境を保全するために、河川に関する情報をホームページなどの手段を用いて提供し、周知することを規定しています。

(勧告等)

第 18 条 市長は、天降川等の環境保全に関し、水環境、自然景観及び生態系の保全への配慮の観点から、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される行為を行った者又は行おうとする者に対し、当該行為を中止すべき旨の勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

【趣旨】

河川への汚水の排出や、周辺へのごみのぼい捨てなどがあった場合、市が勧告等を行います。勧告に従わなければ命令、命令にも従わない場合には公表と、段階的に重い措置が取られます。勧告等の具体的な方法については、別途制定される規則によって定められます。

【用語】

「勧告」

あることについて伝え、それに添うよう相手方に適切な措置を勧めることをいいます。行政手続法第 2 条に規定されている行政指導のひとつです。

「重大な影響」

具体的には、河川の水質を汚濁させる物質を大量に排出すること、河川周辺に大量の廃棄物を投棄すること、河川周辺に生息する動植物を大量に伐採・捕獲等することなどが考えられます。

「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第 13 条の河川環境保全推進員は何名体制にするのか、第 18 条における勧告をどのように行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行っていくこととなります。

※ 規則

市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行するかは、このように通常附則において定められます。

【用語】

「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第 16 条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20 日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。

## 資料－10 用語の説明

### 《あ行》

#### ・ アダプト（里親）制度

地域の住民や企業等が里親となり、河川や道路などの一定の公共の場所を養子に見立てて（アダプト＝養子縁組）、わが子のように愛情をもって面倒を見て美化活動を行い、行政がこれを支援する制度のことです。本市におけるアダプト制度は、平成25年3月現在で、「河川景観保全アダプト制度」及び「道路アダプト制度」があります。

#### ・ 一酸化二窒素

京都議定書の削減対象である6種類の温室効果ガスの一つで、温室効果は二酸化炭素の約310倍です。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であると考えられており、麻酔などにも使用されています。

#### ・ 一般廃棄物

主に家庭から出る生ごみなどの生活系廃棄物と事務所から出る事業系廃棄物とに分けられ、産業廃棄物以外のものをいいます。し尿も一般廃棄物に含まれます。

#### ・ 雨水浸透ます

雨水を貯留し、地中へ浸透させる工夫を施したますのことであり、自然の水循環をなるべく損なわないようにするためのものです。街路樹の育成、雨水流出抑制及び地下水のかん養といった効果があります。

#### ・ 衛生自治団体

環境衛生思想の普及啓発や生活環境の改善向上等に関する活動を組織的に推進し、市民の福祉増進に寄与すること等を目的として設置された団体のことです。

#### ・ エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいいます。

#### ・ エコドライブ

アイドリングストップなどの環境に配慮した自動車の運転をいいます。

#### ・ エコマーク

環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられたマークをいいます。エコマーク事業は、商品の選択という側面から環境にやさしいライフスタイルを提案するもので、財団法人日本環境協会が実施しています。

#### ・ オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

## ・ 温室効果

大気中の二酸化炭素やフロンなど特定の物質が、地表面から放出される赤外線を吸収し、温室のように熱を宇宙空間に逃がさず、閉じ込めておく効果のことです。産業革命以降の化石燃料消費量の増大に伴い、この温室効果を持つ二酸化炭素など温室効果ガスの大気中の濃度が高くなっています。

## 《 知行 》

### ・ カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や、植林等による森林の二酸化炭素吸収量の増加等をもって埋め合わせる活動のことです。

### ・ 外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物をいいます。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがありますが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的（意図的又は非意図的）にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物といわれています。

### ・ 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うことをいいます。国の環境影響評価法や県の環境影響評価条例等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。

### ・ 環境カウンセラー

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民や NGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々です。

### ・ 環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のことです。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

### ・ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められています。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標です。



・ **環境浄化微生物活性化資材**

納豆やヨーグルト等の食品に含まれる菌を利用した環境を浄化する微生物を活性化させる液体のことです。

・ **霧島市景観計画**

景観法第8条の規定に基づき、本市の景観形成に関する基本的な方針や景観形成のための行為の制限などについて定めたものであり、霧島市景観条例はその実効性を持たせるため制定したものです。これにより平成25年4月1日から、市の全域において一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築や開発行為及び木竹の伐採等の行為を行おうとする場合は、景観法及び霧島市景観条例の規定に基づき、事前に市への届け出が必要となります。

・ **霧島市景観条例（→「霧島市景観計画」参照）**

・ **グリーン購入**

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

・ **グリーンマーク**

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年（昭和56年）5月に制定したマークです。グリーンマークを表示するためには、当センターの承認とそのための手続きなどが必要となります。



・ **光化学オキシダント**

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質をいいます。強い酸化力を持ち、高濃度では眼・のどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

・ **高度処理型合併処理浄化槽**

通常の合併処理浄化槽で得られる水質以上に、富栄養化の原因となる窒素や磷を除去する合併処理浄化槽をいいます。また、高度処理とは、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理をいいます。

・ **こどもエコクラブ**

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題解決に向け自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。こどもエコクラブ事業は、平成7年度から平成22年度までは環境省で事業を行っていましたが、平成23年度からは財団法人日本環境協会が引き継ぎ、事業を実施しています。

## 《さ行》

### ・ 3R

① Reduce（リデュース）、②Reuse（リユース）、③Recycle（リサイクル）のことをいい、この3つの頭文字をとって3Rと呼ばれています。①Reduce（リデュース）は「ごみの発生抑制」であり、生産工程で出るごみを減らしたり、製品の長寿命化の取組を指します。②Reuse（リユース）は、「再使用」を指し、一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことです。③Recycle（リサイクル）は、「再資源化」や「再生利用」を指し、ごみを原料（資源）として再利用することです。現在では、3Rからさらに進んで5Rに向けた取組があり、Refuse（リフューズ：不要なものは買わない・もらわない）、Repair（リペア：修理しながら長く使う）の2つが上記の3Rに加わります。

### ・ 産業革命

18世紀から19世紀にかけて起こった工場制機械工業の導入による産業の変革と、それに伴う社会構造の変革のことです。伝統的農業を基盤とする社会から、工業（近代産業）を基盤とする社会へ移行し急速な経済発展を遂げる一方で、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、地球の大気中の二酸化炭素濃度はこの200年ほどで急激に増えています。

### ・ 酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物などの大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってきます（沈着）。それには2種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれています。）であり、他の一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれています。）です。当初はもっぱら酸性の強い（pHの低い）雨のことにのみ関心が寄せられていました。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着を併せたものとしてとらえられています。（したがって、より科学的には「酸性沈着」という用語が使用されています。）

### ・ ジオツーリズム

地質及び地形や景観、風土、歴史、生活文化など地質に密接に関連する地域を訪れた人が、大地に親しみ、大地の成り立ちを知るとともに、将来に向けての環境の保全の大切さを考える旅行形態のことをいいます。

### ・ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことをいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としてあります。

・ **森林セラピー**

森林や森林を取り巻く環境などを活用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなどを指します。また、専門家による生理・心理・物理実験を通してその高いリラックス効果が実証された森林を擁し、良質な関連施設があると認められた地域を「森林セラピー基地」や「森林セラピーロード」と称します。

・ **水源かん養**

雨水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、雨水の河川などへの直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・促進する自然の持つ機能をいいます。

・ **生活排水対策推進員**

霧島市生活排水対策推進計画に基づき、家庭でできる生活排水対策の実践活動を推進する地域のリーダーとして平成 22 年度から市が委嘱しています。

・ **生態系**

ある地域に生息・生育するすべての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体のまとまりをいいます。

《た行》

・ **多自然型河川（多自然型護岸）**

河川（護岸）が本来有している多様な動植物の生息・生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川（護岸）づくりを行うことをいいます。

・ **地球温暖化**

化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への被害などが懸念されています。

・ **透水性舗装**

自然の水循環をなるべく損なわないようにするため、雨水を地中へ浸透させる工夫を施した舗装のことです。街路樹の育成、雨水流出抑制及び地下水のかん養といった効果があります。

《な行》

・ **二酸化硫黄**

化石燃料の燃焼や火山活動などに伴い発生します。呼吸器系に影響を及ぼし、四日市ぜんそくなどの原因になったことでも有名です。また、酸性雨の原因にもなっています。

・ **二酸化窒素**

工場や事業場、自動車などにおける化石燃料の燃焼により発生します。呼吸器系に影響を及ぼすほか、光化学オキシダントの生成や酸性雨の原因にもなっています。

## 《は行》

### ・ 排水性舗装

雨水を道路の排水施設に速やかに排水させる工夫を施した舗装です。雨水を路面に滞水させることなく、舗装体内部から排水施設に排水させるため、雨天時の車両の走行安全性の確保や車両から発生する騒音を低減させる効果があります。

### ・ バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

### ・ 飛灰固化物

ごみなどを中間処理（焼却）した際に生じる飛灰を、有害物質が溶け出さないようにセメントや薬品で固めたものです。

### ・ 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下のものをいいます。その中でも粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質（PM2.5）と呼んでおり、微小粒子状物質は粒径がより小さいことから、人の肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

### ・ フロン

フッ素を含む化合物で、業務用冷凍空調機やエアコン、冷蔵庫の冷媒などに利用されてきました。オゾン層を破壊する物質として指定された特定フロン（クロロフルオロカーボン）や特定ハロン、四塩化炭素は、すでに生産が中止されています。

## 《ま行》

### ・ メタン

二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスであり、湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼など、その放出源は多岐にわたります。

## 《や行》

### ・ 山元還元処理

民間の精錬施設において、廃棄物から有価物（亜鉛・銅・鉛の原料）を回収することをいいます。

## 《A～Z》

### ・ BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいいます。値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

### ・ COD（化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいいます。BODと同様、値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、湖沼及び海域の汚濁指標として採用されています。

### ・ ESCO

ESCOとは、エネルギー・サービス・カンパニー（Energy Service COmpany）の頭文字を取って「エスコ」と読みます。ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など）をESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業のことです。

### ・ NPO

民間非営利団体の略称です。一般的には、公益法人やボランティアグループなど社会貢献活動を行う団体をNPOといい、その中で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体をNPO法人と呼びます。

### ・ PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組みをいいます。



## 霧島市環境基本計画 中間見直し版

発行：霧島市 生活環境部 環境衛生課  
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
TEL：0995-64-0961  
FAX：0995-47-1930  
HP：<http://www.city-kirishima.jp>